

（仮称）逗子市自治基本条例の
ワークショップ等まとめ素案
（300210 暫定版）資料

< 目 次 >

1. ワークショップ「逗子の未来協議会」等の意見について	1
2. 条例全体に対する意見	3
3. 条例文案ごとの整理	
前文	6
I 総則	
第1条 目的	9
第2条 用語の定義	11
第3条 条例の位置付け	17
第4条 基本理念	22
第5条 基本原則	34
II まちづくりの担い手	
第6条 市民の権利	38
第7条 市民の責務	44
第8条 事業者の責務	50
第9条 議会・議員の責務	52
第10条 市長の責務	56
第11条 職員の責務	62
III 参加と協働によるまちづくり	
第12条 情報共有	68
第13条 市民参加	76
第14条 住民投票	93
第15条 協働の推進	95
第16条 地域活動の推進	106
第17条 住民自治協議会	118
第18条 子どもの参加	122
第19条 若い世代の参加と協働	124
IV 市政運営	
第20条 市政運営の基本	128
第21条 情報公開	134

第 22 条	個人情報保護	138
第 23 条	情報発信	140
第 24 条	総合計画	147
第 25 条	財政運営	149
第 26 条	広域連携	153
V 条例の実効性の確保		
第 27 条	条例の普及啓発	155
第 28 条	条例の実効性の確保	158
第 29 条	条例の検証と見直し	161
4.	現在の条例文案に関連していない意見	166

1. ワークショップ「逗子の未来協議会」等の意見について

- ◆ ワークショップ等まとめ素案（300202 暫定版）のもとになっているのは、平成 28 年 7 月から平成 30 年 1 月までの逗子の未来協議会と（仮称）自治基本条例検討会での検討です。
- ◆ 逗子の未来協議会のグループワークやアンケート等でいただいた意見は、条例文案ごとに、「ワークショップ『逗子の未来協議会』での意見」の欄に入っています。
- ◆ 複数の条例文案に関係する意見は、それぞれの条例文案の当該欄に入っています。
- ◆ 逗子の未来協議会と（仮称）逗子市自治基本条例検討会の意見のうち、本資料に反映させたものは、次のページのとおりです。
- ◆ （仮称）自治基本条例の検討プロセスや逗子の未来協議会の進行についての意見やグループワークの感想は、事務局への意見として捉え、本資料には入っていません。

< 逗子の未来協議会での意見 >

	グループワークテーマ	反映	アンケート質問	反映
第1回	逗子でこういうふうに暮らしたい	○	良いと思ったキーワードや考え方	○
	そのために必要なもの、こと。そのためにできること、しなければいけないこと	○	ワークショップに期待すること	○
第2回	合意形成をする上で大切だと思うこと	×	自由意見	×
	あなたは当初大切だと思ったことを、どうして守ることができなかったと思うか	×		
	「合意」とはどういうことか	×		
第3回	逗子のまちがよくなるために、市民はどうあるべきか	○	逗子のまちがよくなるために、市民はどうあるべきか	○
第4回	「行政」と「市民・団体」の強みと弱み	×	「逗子らしい公共」を表すキーワード	○
	「逗子らしい公共」	○		
第5回	自治基本条例に盛り込みたいこと	○	自治基本条例に盛り込みたいと思ったことや考え方	○
第6回	条例の前文を考えよう	×	話し合いたいテーマ	×
第7回	私たちが知りたい/知るべき「情報」は何か	×	話し合いたいテーマ	×
	「情報共有で大事なこと」の中で、一番大事なこと	○	その他	○
	情報共有の具体的な仕組みで考えた案	○		
第8回	市民が「市民参加」の制度を活用できていない理由、関心がもてない理由 「市民参加」について 一番大切な考え方	○	「市民参加」を考える上で一番大切なこと、現状の「市民参加」をより有効にするための方法や仕組み	○
特別回	市民巻き込み大作戦	×	自治基本条例に期待すること	○
			「市民巻き込み大作戦」	○
まちづくりトーク	‘自治’について感じることを、考えること	○	‘自治’について感じることを、考えること 条例制定に向けて市に期待すること	○
第9回	‘協働’は必要ですか？	○	「市民協働のまちづくりで望ましい姿や仕組み」を考える上で一番大切なこと、現状の仕組みをより有効にするための方法や仕組み	○
	市民協働のまちづくりで 望ましい姿や仕組み	○		
第10回	地域の活動をする上で大事なこと	○	地域の活動で大事にすること、大切にしたい地域に対する考えや価値観、地域での活動をより活発にするための方法や仕組み	○
第11回	重視したい考え、条例に盛り込みたい文言	○	「市政運営」としての観点から、重視している考え方や条例に盛り込みたい文言など	○
第12回	市長はどうあるべきか 職員に期待すること	○	アンケートには設問はないが、別紙でいただいた意見	○
第13回	条例の実効性を確保し、高めるための具体的な内容、仕組み等	○	アンケートには設問はないが、別紙でいただいた意見	○
第14回	自由テーマ：市民参加、情報共有、行政の姿勢、課題の解決に向けた仕組み、自治基本条例の制定に向けた取り組み、財政改革、逗子の政治、地域の住民意識、議会・議員の見える化、住民自治協議会	○	改めて条文に必要なだと感じたことなど	○

< (仮称) 自治基本条例検討会での意見 >

	反映
第1回	○
第2回	○

2. 条例全体に対する意見

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 条例を日本一シンプルにしよう = 市民にやさしいのでは? → 総合計画が250ページあっても読まない。
- ◆ 分かりやすい言葉で作る。
- ◆ 具体的なことが書いてある条例が良い。住民に守ってもらい内容を明記 Ex: ごみ問題 分別はしっかりやって、野良猫のえさやりはやめて
- ◆ 住民が分かりやすい条例を 言葉はいろいろ書いている → 具体的なことが書いてある条例 住民はこういうことを守って生活してくださいね Ex: ごみ問題とか、猫にエサやり
- ◆ 条例分かり易く、法律文章でなく。
- ◆ 誰が見ても理解できる具体的な事項で書く。
- ◆ 現実的な内容で
- ◆ 条例のバリアフリー(分かりやすい見せ方)
 - ・「です」「ます」調の文体
 - ・ 分かり易く要素を取り出す
 - ・ やさしい文章(子どもでも分かる)
 - ・ 解説文作成(規制は作らない方向)
- ◆ 条例できつい拘束をつくると脱会する
- ◆ 決めごとを強くするのはどうか
- ◆ 物事の決定プロセスを明確にし、盛り込む。
- ◆ 物事の決定プロセスを明確にし、盛り込む(ある程度の柔軟性を考慮する)
- ◆ 普段から手元に置いておけるような、使いやすい、分かりやすい条例となるような条項の作りこみをできたらいいなと思いました。
- ◆ 誰でも取り組みやすい内容の項目、文面で作成してほしい。
- ◆ 参加者と職員が労力を使っているもの → 後に残る
- ◆ 逗子で何かを決める時に使える。
- ◆ 条例の形にすると個人の想いが反映されとは限らないが、プロセスに意味がある。
- ◆ 基本条例は簡単で分かり易い。

(仮称) 自治基本条例検討会での意見

- ◆ 川崎市、逗子市において都市憲章の議論が行われて、形にはならなかったが、自治とは何なのか、市民とは何なのか、自治体が目指すべき方向性をどう位置付けるかという議論がされた。
- ◆ 条例の骨子として書いてしまうと、ある種の定型パターンのように示されるが、そこに込めるエッセンスというものにこだわって、なおかつ300にわたる自治体がつくってきた自治基本条例の様々な課題とか、将来もっと高い次元で目指すべき条例のあり方とい

うことも含めて、そこに到達点を置いて議論を進めて、さすが逗子でつくったものとはという、一目置かれるようなものをつくりたいと考えている。

- ◆ 行政の職員は、整合が取れているかということを重要視するが、これからの時代は、整合についてしっかり整理する部分も必要だが、いい意味で相互乗り入れとか、きちっと切り分けず逆に曖昧な方が、社会的な価値や利益が高まるということもある
- ◆ これから何が起こるのか分からないので、迅速に社会対応できるものがつくればいい。
- ◆ 規制について、社会的に悪とされがちだが、実は利益を生むもので、重要なものだという議論ができればいい。
- ◆ これからの逗子で何が必要なのかということであり、そうしたことができるような仕組みを行政側で用意するというのも、新しい自治基本条例の考え方だ。
- ◆ 第2、第3世代の自治基本条例として制定することが必要だと思う。
- ◆ これからの時代に、先を見て大事なことを併せて考えていくことが必要だと思う。自治基本条例で、先を見て冷静な議論ができる仕組みが必要である。
- ◆ ベース、基本になるという意味で、ローカルオプティマムを目指すということを手厚く条例の中に落とし込んでいくということだと思う。
- ◆ 自治基本条例は、そういうものではない。環境を守るためにどうすればいいのかを位置付けるのは、環境条例である。環境を守りたいという大本に、どのような仕組みや理念が大事なのかを抜き出していくのが自治基本条例である。大本の仕組みとして、情報公開や市民参加等が大事だということを体系化すること。
- ◆ 自治基本条例で規定されるのは、幸せな暮らしのために市民が主体的に関わっていくということ。言葉としてはいわゆる住民自治になるが、それが理念。その先にあるのが暮らしやすいまちをつくっていくということ。
- ◆ 逗子市らしいものをつくるのであれば、目指している姿形を入れるのもよいと思う。
- ◆ 条例というのは手続き手順、実効性、計画を実現するための基本的な約束事を明文化するという。その約束事に地域の特性や住民の意思、議会の意思が確実に入るような仕組みを入れてあげる。法律では書いていないこと、ローカルルールとしての計画を着実に実行させるための理念、手順である。
- ◆ 今まででは再構成することが中心になっていたが、自治創造条例のような性格で、前に向かっていくのだということを打ち出していけないと、なぜいまさらと見られてしまう。クリエイティブなところを打ち出していくことが大切だと私は思う。
- ◆ 逗子市は環境を大事にする等の中身について、少し入れてもいいと思っている。
- ◆ 市民の人達の思いがあってもいいとは思いますが、そこをメインにしてしまうとポイントが分からなくなってしまうと思う。
- ◆ 逗子市の場合、まちの構造を考えると先は厳しい。その中でどうやって答えを出していくのか、行動を決めていくのかということについて、守るべきルールを決めるということであれば、皆納得するのではないかな。
- ◆ 私は、いつも9人で野球をやろうと言っている。日本全体が1億総活躍でやろうという

中で、皆で力を出そうという話であり、決して警戒するようなものではないと思う。

3. 条例文案ごとの整理

前文

条例文案
別紙のとおり

解釈運用（逐条解説）
◆ 本条例をつくることになった背景や逗子市を取り巻く課題、まちづくりに向けた決意などを表現しています。 ◆ 通常、条例に前文が設けられることはあまりありませんが、自治基本条例が「自治体の憲法」とも称されることから、日本国憲法にならって前文を設けます。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見
◆ 逗子市をどのような市にしたいかという前文 ◆ 条例前文 ◆ 前文へ、逗子の良さを盛り込む（自然、海、都へのアクセスの良さ） ◆ 逗子をどういう町にしたいか→前文に ◆ 若い人が住める、定住できる、自然を大切にする等逗子がどうあるべきかの前文。 ◆ 福祉を他のところよりも充実してほしい。必要最小限ではなく、必要かつ十分なものとすることを最優先とするというのが根本にある。それを踏まえて、市民が人らしく生きていくということを前文に散らしていくということを提案したい。

（仮称）自治基本条例検討会での意見
◆ 1950年に横須賀市から分離独立したという、極めて稀な成り立ちを持った自治体であるということ。 ◆ 私はいつも自治のDNAと言っているが、戦時中の昭和18年に、軍の命令により横須賀市に強制合併され、戦後、時限立法で、住民投票等の手続きを経れば分離独立できるという法律が施行されて、当時の逗子の住民が、やっぱり我々は逗子という自治体を位置付けるべきだとして、独立運動を起こして、昭和25年に住民投票等の手続きを経て独立したという経緯がある。 ◆ 都市憲章の議論は、アメリカの自治制度をひな形にして行われていたものだと承知しているが、逗子はその遥か前に、逗子は逗子であるべきだという市民発意の運動によって自治

体が成立した。

- ◆ まさに自治とは何かという自治基本条例の検討をしていくための、ある意味での逗子の出発点に据えるべきことだと考えている。
- ◆ 当時を知る人はほぼいないが、山口さんという方が独立奉賛会という組織を結成して、横須賀市からの分離独立を後世に伝える活動をされている。こうした歴史的な経緯があるということは、まさに自治基本条例だからこそ皆さんに承知しておいていただきたいし、市民にも共有して欲しいと思っている。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

前文

逗子市とその市民は、「青い海とみどり豊かな平和都市」という都市宣言を受けつぎ、「地球と人にやさしい市民自治都市」を形成し発展させることをめざして、この都市憲章を定める。

逗子市の市民は、この地球上の自然と人間を大切にする「地球市民」であることを自覚するとともに、次の世代の幸せを願いつつ、本憲章に基づく共生の人権と責務を全うしていくことに努める。

逗子市は、地球市民がそれぞれの立場で主体的に参画する市民自治を重んじ、市民自治を土台とする創造的な市政の展開によって、地球と人間に真の責任を果たす自立した地球市民・平和都市づくりを推進する。

この都市憲章は、日本国憲法の諸原理を、地球市民・平和都市づくりのために発展させたものであって、逗子市とその市民は本検証に則ることによって、国の内外に対し、都市自治の職責を全うしていくことを誓う。

他自治体の例

■川崎市（平成16年制定）

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよ

う、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力に関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

■厚木市（平成22年制定）

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起し、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育はぐくまれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

■小田原市（平成23年制定）

わたくしたちのまち小田原においては、様々な地域活動や市民活動などの自発的な活動がまちを支える一翼を担ってきた。

地域が主役となる時代が幕を開けた今、人と人々が支え合う社会をつくり出すためには、これまで以上に市民の力を生かし、人や地域の絆を再生し、これまでのまちづくりの取組を生かしながら、市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動することが求められている。

そして、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。

わたくしたちはここに、小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするため、この条例を制定する。

I 総則

第1条 目的

条例文案

この条例は、逗子市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「行政」といいます。）の責務等の基本的事項を定め、併せて市政運営に係る基本的事項を定めることにより、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の進展を図り、もって市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちを実現することを目的とします。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 本条例に規定することと、本条例の最終的な目的を明らかにしています。
- ◆ 本条例の最終的な目的を「市民が『こういうふうに住みたい』と思い描くまちの実現」としています。
- ◆ 「市民が『こういうふうに住みたい』と思い描くまち」とは、逗子市の良さを享受しながら、市民一人ひとりが、自分が思い描く自分らしく暮らすことができるまちを意味しています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 条例の目的を分かり易く。
- ◆ もし市民社会における “ 住み良さの秩序 ” をある程度担保することが条例の目的だとすれば、行政が市民社会の価値観を体した第三者として運用し担保することで、より良い市民社会を達成するかが課題でしょう。
- ◆ 逗子を持続可能なまちにするために、全国的に市の特性をアピールする。その前に市民共通の認識が大事。まず、逗子は潜在的にいいところがあるので、それを掘り下げて、逗子のいいところの認識から始めるのが大事。生まれてから死ぬまで逗子で過ごす、逗子で完結できるのが理想。小さな不利なところを利点に変えて、市民が幸福に過ごせればよい。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 従来のものを引き継ぎつつ、新しい社会背景を踏まえた自治基本条例のあり方を示すことが、なぜ今自治基本条例をつくるのかを説明する一つの材料になるのではないか。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（市民自治）

第10条 主権者市民ならびに市内で活動する生活者市民および事業者市民は、ともどもに市の都市づくりに参画し、市民自治の市民自治の実現をめざすものとする。

2 主権者市民、生活者市民及び事業者市民ならびに第13条にいう行政市民は、相互にそれぞれの立場を重んじつつ、ともに地球市民として、本憲章の原理の実現に向けて協同するよう努めなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

■厚木市

（目的）

第1条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

■小田原市

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本的なあり方及び自治の担い手の役割を定めることにより、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

第2条 用語の定義

条例文案

この条例における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり 逗子市を市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちにすることを目的として、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動をいいます。

(4) 参加 市政に対して市民が意見を表明し、提案し、行動することをいいます。

(5) 協働 市民、議会及び行政が、共に公共を担う主体となり、まちづくりに取り組むことをいいます。

(6) 市民自治 主権者である市民が自らの意思及び責任により、自分が生活し、又は活動している地域をはじめとし、逗子市のまちの方向性を決めることをいいます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 条例で使われている用語のうち、この条例の解釈に当たり、明確にしておかなければならない用語について定義付けをします。

(1) 市民

- ◆ 「住民」については、地方自治法第10条において「区域内に住所を有する者」と定められ、自然人だけでなく法人も含みます。また、日本人だけでなく外国人も含みます。
- ◆ 地域が抱える課題の解決や逗子市を活力ある持続可能なまちにするためには、住んでいる人だけではなく、逗子市に通勤、通学している人たち、事業を営んでいる人たちや逗子市を拠点として公共的な活動をしている人たちの力も不可欠と考え、幅広く定義しています。
- ◆ さらに、逗子市に事業所を有する法人や逗子市で活動するNPO団体、自治会・町内会等の地縁団体や地域自治を行う団体、サークル団体も含めたその他の団体も「市民」に含めています。

(2) 行政

- ◆ 自治体の執行機関については、地方自治法第180条の5で規定されていますが、実際に逗子市にある執行機関について「行政」としています。
- ◆ 執行機関はそれぞれ独自の執行権限をもっていますが、すべての執行機関の総括代表者として、市長が存在します。
- ◆ ここでいう「市長」とは、市長個人を指しているのではなく、すべての執行機関の総

括代表者としての市長を指し、この中には、補助機関としての職員も含まれています。

(3) まちづくり

- ◆ 一般的な言葉でハード、ソフト両面で使われますが、ここでは市民、議会、行政が公共を担う主体であることを前提として、これら公共の担い手が、逗子市を市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちにすることを目的として取り組む公共的な活動と定義しています。
- ◆ ここでいう「取り組み」には、実際の行動のほか、考えること、意見を表明することなども含まれます。

(4) 参加

- ◆ ここでいう「市政」とはまちづくりのうち、行政が担うものをいいます。
- ◆ 行政が担っている市政について、立案から実施、評価にいたる各段階において、市民の意思を反映させるため、市民が意見を表明し、提案し、行動することとしています。

(5) 協働

- ◆ 市民も議会、行政とともに、公共を担う主体であることを前提としています。
- ◆ 市民と行政が協力し合うことだけにとどまらず、逗子市を市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちにすることを目的とする公共的な活動であれば、市民同士のつながりによる取り組みも協働に含まれます。

(6) 市民自治

- ◆ 「自治」とは自分たちの地域は自分たちで責任を持って自ら治めることをいいます。
- ◆ 逗子市をどのようなまちにしていくかを決めるのは、主権者である市民です。
- ◆ 市民は自分が生活している身近な地域をはじめ、逗子市のまちの方向性を自らの意思と責任で決めるとともに、公共の担い手として、逗子市を市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちとなるようまちづくりに取り組んでいくことを意味しています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

(1) 市民

- ◆ まずは市民の定義が必要

- ◆ 市民は極力居住している市民として欲しい。
- ◆ 紛らわしいので整理してください。例：住民＝市民で使われる
- ◆ よりよい“市民社会”を作っていく自覚をもつ人が“市民”（行政的定義による市民とは別の次元をもつ必要がある）
- ◆ 「広辞苑」では「①市の住民 ②国政に参加する地位にある国民。広く、公共性の形成に自律的・自発的に参加する人々 ③ブルジョアの訳語」などと書かれている。中でも②は重要であるが、今回の議論にはほとんど登場しなかった。「自治」のためには重要な事柄なのでよく検討したい。

(4) 参加

- ◆ 市民参加＝何かの活動に参加すると定義されているように思う。
- ◆ 「市民参加」の定義を広く取り、個々が「市民参加」していることに気付くこと。そこからより積極的参加につなげる。
- ◆ 行政が考える「市民参加」（手続き）と市民が考える「市民参加」（実践）は感覚（定義）が異なる。「市民参加」の定義を 2 つ定義する（または、緩やかな定義にする）等をして、整理することがまず大事だと考える。市民参加条例にもあると思うが、必要に応じてこの条例に盛り込みたい。
- ◆ フェスティバル・花火大会などのイベントへの参加なら容易 これも市民参加？— 市民参加の定義が必要
- ◆ 市民参加という定義を市がしているので、関心をもたれていない、参加されていないというが、本来市民参加は皆しているのではないか。
- ◆ 市民参加の意味・定義 参加にはレベルがあるのではないか。

(5) 協働

- ◆ 言葉の定義が必要。「協業」？「参画」 → 定義が共有できないとスタートできない。
- ◆ 協働の定義を決めて、協力してやっていく。
- ◆ 協働とは？自治基本条例の原点は？私は個人ができることをやり、行政は行政のやることをやるのではないのですか？
- ◆ 言葉は定義されていなくてはならない。そうでないと、わけがわからなくて動かされることになる。自治とは正反対のことになる。「協働」は定義できないと感じる。協力、協業、参画、など適切な言葉に置き換えるべきだ。
- ◆ 協働というものの定義を明確化する必要があると思う。

(6) 市民自治

- ◆ 「自治」の定義を要するという意見が改めて出た。重要！
- ◆ 「自治」ということの定義が必要だ。
- ◆ 市（地方自治体 逗子市）が国や県等その他の条件の変化にかかわらず
- ◆ 自ずから考え、実行する。これが自治の基本だと思います。

- ◆ 地方自治は憲法にもうたわれているにも拘らず、いくら書かれても中身が貧弱だから改めて作るべきだ。
- ◆ 自治って市民自治？
- ◆ 自治＝逗子市
- ◆ 自分たちでいろんなことを、行う、決める。
- ◆ 自治について 自ら参加するのは必要
- ◆ “自治”といってもゴミ収集の隣組程度のつながりしか身近に感じられない。
- ◆ 暮らしやすさは大事と思うが、自治によって暮らしやすくなるのかがよく分からない。
- ◆ 財政が厳しいから（前提）。税収少ない。自分たち（自治）で動くにはそうすればよいか知恵を出し合う。
- ◆ 住民の自治とは住民が困っていることからスタートすべきではないか。
- ◆ 「市民自治を実現」重い意義
分かりやすくすると、市民の自由（自由闊達）
具体的な文言を入れるのに制限ある（予算、その他）
- ◆ 逗子は池子の運動の時に、市民自治の蓄積があり、それが今も潜在的エネルギーとしてあると思います。情報公開など素晴らしい条例、仕組みもあります。それらが子育て世代などに知られてつながっていけばいいと思っています。
- ◆ 市民自治の実現のために
- ◆ 市民自治がどこまで認められるか。
- ◆ 民間の知恵、行動力を活用しよう。逗子市の集約は逗子市民。逗子市を良くするのは逗子市民。逗子の未来は逗子市民にかかっている。
- ◆ 自治は政治そのものの面があり、良い政治につながる条例をつくらなければなりません。
- ◆ 「自治」といっても、日本では地方自治が保証されていて、その自治は政治そのものとも言えるから、政治がだめなら自治もだめのような面がある。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 他の自治体の条例を見ていて気になるのは、具体例をあげると「市」についての部分である。茅ヶ崎市は「市」について行政を指しているが、厚木市等は市民と市、議会、全てを併せて「市」としている。定義の仕方によって変わってくるので、今後検討するにあたっては注意が必要だと思う。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（地球市民宣言）

第6条 逗子市（以下「市」という。）は、市にかかわるすべての人を「地球市民」として遇し、それにふさわしい権利および責任を予定するものとする。

（市民自治）

第10条 主権者市民ならびに市内で活動する生活者市民および事業者市民は、ともに市の都市づくりに参画し、市民自治の実現をめざすものとする。

2 主権者市民、生活者市民および事業者市民ならびに第13条にいう行政市民は、相互にそれぞれの立場を重んじつつ、ともに地球市民として、本憲章の原理の実現に向けて協同するように努めなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

■厚木市

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

■小田原市

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2)市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3)市 議会及び市の執行機関をいう。

(4)市民力 本市をより良いまちにするという思いに基づき、市民が自ら考え、行動する力をいう。

(5)協働 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うことをいう。

(6)地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいう。

(7)市民活動 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動をいう。

第3条 条例の位置付け

条例文案

この条例は、本市の市民自治の推進に関する基本的事項について、市が定める最も基本となる規範であり、市民、議会及び行政はこの条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 議会及び行政は、他の条例、規則等、計画等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図ります。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 本条例の位置づけを定めています。
- ◆ 「市民自治の推進」とは、市民が主体的にまちづくりを推し進めていくことであり、本条例はそのための基本的な事項を定めるものです。
- ◆ 「市が定める最も基本となる」とは、条例には法体系上、上下関係はないとされていますが、本条例が逗子市の市民自治の推進に関して定める規範の「最も基本」とすることで、本条例を土台として様々な取り組みを展開していくという考え方を表しています。
- ◆ 「規範」とは、判断、評価、行為などの拠るべき基準のことです。
- ◆ 市民、議会、行政が本条例を土台として、今後様々な取り組みを展開するにあたり、本条例の趣旨を「最大限に尊重」することを定めることで、本条例の最高規範性を確保しています。
- ◆ 本条例がこうした最高規範性を持つことから、議会及び行政が、今後、他の条例や規則・改正・廃止するとき、行政が総合計画をはじめとした各種行政計画の策定等をするとき、またそれらを運用するときは、本条例の趣旨に則って整合を図っていかなくてはならないことを定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 基本条例と各市民参加等の条例との整合性
- ◆ 自治条例の位置が担保されること（不変であること）及び改正が約束されていること&情報公開が常。
- ◆ 自治基本条例は、これからのまちづくりの根幹となる考え方、方向性を規定しており、市民自治都市の実現に向けて、市政に関して最高規範性を持ち、本市の憲法と位置付けています。
- ◆ 施策実現のため、さまざまな制度を構築し、条例や規則などの体系化を図っていかねばならない。

(仮称) 自治基本条例検討会での意見

- ◆ 既に制定されているいろいろな個別条例の基本原理や理念が、収れんされていくのだと思う。
- ◆ 自治基本条例は、逗子市の条例の中心・頂点に位置し、これにより逗子市の条例、規則等の自主法を体系化、総合化、指導するものとなる。
- ◆ 条例である以上、法的には他の条例と基本的に変わるものではなく、他の条例に対して上位にあるものではないということ。
- ◆ 後法優先の原則、特別法優先の原則が、単純には働かなくなるといった、一種の優越的な位置付けや指導法としての性格を与えたい。
- ◆ いわゆる最高規範性を持った条例とすることにより、自治の強化を目指したい。
- ◆ 市民や職員、議会の行動の拠りどころになるもので、それが最高のものだということを、どのように位置付けるかが自治基本条例での論点である。
- ◆ 最高規範とした場合、議会の規定がないのでは内容が不足することになるので、そこをどうクリアしていくかということも大きな課題だと思う。
- ◆ 条例に上下がないことは押さえておくべきなので、他の条例は自治基本条例との整合を図るということだと思う。
- ◆ 遵守というよりは、自治基本条例の趣旨の中で具体化を図るということで、まさにそれが体系化でもあると思う。
- ◆ ピラミッドにすれば上下にはなるが、並列の条例の中で、自治基本条例の趣旨を押さえながら具体化することで整合を図るということなのかと思う。
- ◆ この条例のもとに、逗子市の個性を生かした政策を行うものとすると思えばよいと思う。
- ◆ 自治基本条例は、これからつくっていく条例のベースになるものにしたいと思う。条例の理念を踏まえて、新たな対策が生まれるものにしたい。
- ◆ 今あるものを体系化するだけでなく、これから取り組んでいくもののベースとなる基本条例だと思う。
- ◆ 元々はピラミッドの頂点というイメージが理解しやすいと思っていたが、今議会での指摘や松下先生のお話を伺って、それでは最高規範ということが強調されてしまって、先に進まないだろうということも理解できた。
- ◆ 立ち上げていくという方向は、概念的によいと思う。
- ◆ 「条例の推進等」に、条例の改正という論点がある。この部分の書き方によっては、最高規範性が実質的に担保されることもあるかと思う。
- ◆ 最高規範性を求めるということは、実効性を高めることにつながるものと理解している。
- ◆ 最高規範という文言を記載すればそれでいいということではなく、つくり方や内容によっては規律密度が低くなり、逆に実効性がなくなってしまう恐れもある。
- ◆ 憲法と法律の関係とは明らかに異なっており、自治基本条例は最高法規でないことは間違いない。
- ◆ 最高規範という言葉自体は使用してもよいと考える。
- ◆ 最高規範という言葉を必ず使わなければならないとは思わない。

- ◆ 自治基本条例が裁判規範になるかという、ならないと思う。
- ◆ 各条例の中心、頂点に立つとしても、あくまで最高規範としてであるものとする。
- ◆ 最高規範という言葉が強いと感じている。
- ◆ 最高規範という言葉を入れている自治体もあるが、最大限尊重するという言葉であったり、様々な表現が使われている。既に策定している各自治体の思いとしては、最高規範という位置付けでつくられていると考えるが、最高規範という言葉へのこだわりはどの程度持った方がいいのかということについてはいかがか。
- ◆ 機能が最高ということなのだが、条例に上下がないという点から、最高規範という言葉にひっかかるのだと思う。
- ◆ 性質として最高規範性を持つことを押さえておけばよいということだと思う。
- ◆ 機能としては最高ということ。
- ◆ 最高規範性 最高規範について、縦割りで上から従えというのでは、射程範囲が狭くなってしまいほとんど何も変わらないのではないかと私は思っている。
- ◆ 最高規範性 自治基本条例は、足りないものを立ち上げていくベースとなる基本の条例、例えば、市民参加がなければ、それを立ち上げていくというような、ベースになる条例だと思っている。それが最高規範と言え最高規範だと思う。若者の参加がこれまでの自治体の施策になれば、自治基本条例で取り上げて若者を対象とする政策を立ち上げていくということ。
- ◆ 事実が先で、担保するために自治基本条例に規定する。事実の積み上げがあり、自治基本条例に規定されてさらに若者参加が進んでいくということ。
- ◆ 最高規範性 最高規範と書くとそのようなイメージになってしまうが、私は基本条例として、立ち上げていくための土台として考えている
- ◆ 最高規範性 最高規範と書く误解されるのではないかと懸念する。自治体の憲法、最高規範性という考え方が、規制的従前型の自治のあり方として受け取られてしまっているのではないかと思う。
- ◆ 最高規範ということは、確かにピラミッドの枠に当てはめて、はみ出さないようにしていくという意味もあるが、それだけでは足りないのではないかと思う。
- ◆ 条例の体系化として、自治基本条例に基づいていることを個別条例の中で必ず謳っていけば、個別条例を見たときにも自治基本条例を意識する。
- ◆ 逗子市では、市民参加条例、情報公開条例、まちづくり条例は既に確立されていて、これらの条例は自治基本条例で改めて体系化されることにとどまると思う。
- ◆ 条例の体系化を自治基本条例と個別条例の中で必ず謳っていくということであり、例えば、自治基本条例では他の条例の定めるところにより市民参加を推進することとし、市民参加条例には自治基本条例第何条の規定に基づくということを規定する。
- ◆ 情報公開条例の件について、例えば、自治基本条例の第1条に憲法に基づくことを規定し、第何条かに情報公開の規定がされる。そして、情報公開条例について憲法に係る規定を除き、自治基本条例第何条に基づく旨の改正を行う。このように整理すれば憲法を頂点とした自治基本条例のもとに各制度が定まる。このような対応が筋だろうと思う。大変な作

業を行うことで職員が認知することになると考えるが、実際には、既に制定されている自治体でもできていない。

- ◆ 実際の作業を考えると相当の負担はある。新たに制定する条例から対応することも検討してよいかと思う。
- ◆ 基幹的な条例については対応し、その他の条例の前文や目的については、新たに制定するものから規定していくことでいいかと思う。
- ◆ 形式的に整える必要について、最高規範とするのであれば、対応した方がいいと思う。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

- ◆ 第34条 本憲章は、逗子市政にとっての基本原則を定めた条例（基本原則条例）であるという意味において、市のすべての自治立法等に対し、優先する法的地位を有する。
- ◆ 第36条 本憲章が定める基本原則は、市におけるすべての立法および行政に生かされなければならない。
②前項の基本原則は、市にかかわる国等の法規の解釈・運用においても十分に生かされなければならない。
- ◆ 自治基本条例の制定にあたっては、市全体として、まちづくり条例の改正をどう合わせていくかということが一番のポイントだと思っており、乗り越えていかなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（位置付け等）

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

■厚木市

（自治基本条例の位置付け）

第2条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

2 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

■小田原市

（条例の位置付け）

第4条 この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、市民及び市は、この条例を最大限に尊重するものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

第4条 基本理念

条例文案

市民、議会及び行政は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりを進めます。

- (1) 誰もが個人として尊重され、共に逗子市に生きる仲間として互いを認め、思いやる心をもちます。
- (2) あらゆる世代の人と人とがつながり、助け合い、あたたかいコミュニティをつくれます。
- (3) 誰もが安全で安心して、逗子市に永く暮らし続けられるようにします。
- (4) 逗子市の豊かな自然環境は市民共通の財産として守り、次世代につなげていきます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 基本理念には、市民、議会、行政がまちづくりに取り組む上で共有する、最も重要で基本的な考え方を4つ示しています。
- ◆ 市民の逗子市で「こういうふうに住みたい」という思いを、まちづくりの基本理念としています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 条例に盛り込みたい一押しの理念を明確にする。
- ◆ 理念、ポリシーなどの共通思想を盛り込む。
- ◆ 逗子らしい基本理念、皆が共有できる理想像
- ◆ 中立
- ◆ “理念”という言葉が気になっている。逗子市においても理念はあるのか？
- ◆ スローガンではなく理念。
- ◆ 自治基本条例の理念を明白にする目的を
- ◆ 条例が今あるものに関しては、胴体手足は全てできていると考えます。頭にあたる理念のみ明示することで実行可能ではないか。まあ、徹底するというかおろそかにしないというか。
- ◆ 市民が共有できる理念とそれに基づいた具体的な権利義務
- ◆ このテーマについては、誰に聞いても似たような意見・アイディアをもっている。つまり、全市民に共通する不変のテーマであり、みんな同じベクトルを向いていると言える。しかし、なかなか実現できていないことも事実である。それだけ実行が難しいテーマである。逆に言えば、これが実現できれば「逗子はすごい」となる。
- ◆ 守ってきたいこと（もの）
- ◆ 市に関して、市民の認識の差が大きい事を感じた。時間はかかるが、共通認識の形成が肝

要と痛感した。

- ◆ 逗子市はどこに向かうか、コンセプトを明確にし（自然豊かな街で安心・安全に静かに住む ←前回多数意見）、ここに向かって市民のやるべきこと、行政がやるべきことを条例に入れる。そのために、外部機関を入れ広く世界を見ていくことが重要と思う。
- ◆ 住民福祉の増進が自治体の目指すこと 福祉、環境、教育
- ◆ コンセプト、キーワード等を決めて想いがぶれないような工夫が必要だと思う。
- ◆ 1 つでもコンセプトを決めてそれをやっていく！柱をその後に肉付けを。揺るぎのないコンセプト！！
- ◆ 民主主義 多数決だと高齢者の意見が強くなる。
- ◆ 自由
- ◆ 自由な意見
- ◆ 自由な発想
- ◆ 自由が前提 →創造が生まれる
- ◆ もう少しポジティブな考え方で対応していかななくては。“ピンチはチャンス”をうまく活かせれば。
- ◆ 健康で明るい雰囲気を養成
- ◆ 市民全体の元気を高める。
- ◆ 意識の問題
- ◆ 機会を逃さず挑戦し変えよう。Chance, challenge, change（※事務局注：チャンス、チャレンジ、チェンジ）
- ◆ 過去の事例に学べ
- ◆ 否定的な意見は除き、建設的な前向きの意見が必要。

(1)

- ◆ ダイバーシティ（多様性）
- ◆ 逗子に求める多様な価値観の共存
- ◆ 市民・個人が尊重され、互いを認め合える市となること。
- ◆ 逗子に生きるという考え方は素晴らしいと思います。基本概念というもののスタートにふさわしいキーワードだと感じました。
- ◆ 共に生きていける逗子
- ◆ 市民・個人が担保（尊重）されることが主である
- ◆ 互いを尊重し合えること。
- ◆ 自由な街へ 相手を慮る心をもって
- ◆ プライバシーを守るということを注意しながら、多様化に対応できる。
- ◆ （又は、市民が日常生活及び社会生活を総合的に営むためとする、又は逗子市における自治の基本理念にする）市民が日常生活又は社会生活を営むために、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、市民全てが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、

全ての市民が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むために、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないこと、並びに、市民にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- ◆ 一人一人が思いやりを持って生きていけるまちにしたい。
- ◆ 安心して暮らせる＝マナー・モラル＝一人一人の思いやり
- ◆ 「一人一人も思いやりを持つ」等女性の視点らしい意見が多く出て、なるほど男女共同参画の意識があると思った。
- ◆ 人にも物にも自然にも思いやりを持って生活する。
- ◆ 思いやりを持つ。しかし、具体策は？
- ◆ 思いやりのある暮らし
- ◆ お年寄りから中年、子どもたちが助け合って共に暮らせる町にできるように。お年寄りに対するいたわりの心、思いやり（小さな子ども）。お年寄りも小さな子どもと接する事により元気が出る、元気をもらえる相互間の理解が深まるような方法を作る等。（例）老人ホームと保育所を併設し、互いに交流できる場をつくる街
- ◆ 要約筆記流して（会議でも）、聞こえづらい人もいる。
- ◆ 思いやりのある市民の街
- ◆ すでにある逗子の気持ちの良い風土をベースに、さらに一人一人が思いやりをもっていくとますます逗子に愛着があり、大好きな街となっていくと思いました。根底にあるのは、逗子が好きだということだと思いました。
- ◆ 思いやり（道德心）
- ◆ 安心・安全・健康・楽しい暮らしに関し、個人レベルでできる「思いやりを持つこと」を日々心がけようと思いました。
- ◆ WSに参加したり、よく広報の情報を拝見したり、facebookでも逗子市の情報を得ることに努めてはいるのですが、世代間ギャップを埋めるための行動がなかなかできずにいましたが、今日「市民として」と題して他の方々も同じようなことを考えていることを知れて良かったです。「行政」や「市民」とくくってはいるものの、一人一人は人同士であり、直接お話しして理解し合い皆で仲良くできる市になると良いなあと思いました。言われなくても思いやりをもちあえる人々の市でありたいなあ、理想論ですが感じました。
- ◆ 障がい者が生きていくに優しい町 ＝ みんなに優しい町

(2)

- ◆ 世代を問わずに楽しく暮らせる安心なまちづくり
- ◆ あらゆる世代の市民が楽しんで暮らせる町にする。
- ◆ 若い市民が定住する町にしていきたい。
- ◆ ワークショップで多かったのが、全ての年代が安心して暮らせる街に、というものでした。東

京から電車で来られて、海も山もある特性をもっと生かして外国人とも共生できる街に。

- ◆ 人と人の交わり豊かなまち
- ◆ 市民をつなぐ条例
- ◆ 「あいさつ宣言」
- ◆ 挨拶をしよう できる街へ
- ◆ 挨拶をお互いにできるようにしていく。
- ◆ 挨拶のできる町（防犯、気持ち良い）
- ◆ 挨拶ができる地域 → お互い様につながる → 情報の共有化（安否確認につながる）
- ◆ 世代間の交流があるような仕組みづくり
- ◆ 逗子の市民として幸せとは？幸せな暮らしとは？
- ◆ 逗子を良くするためには、市民同士が良いコミュニケーションをもち、気づいたこと等言えること、聞けることができる町。
- ◆ 特に老人とのコミュニケーション。なるべく交流の場に誘う。私の場合は、こちらに4年半前に引っ越してきて友だちもいないので、ズシップに入り、グランドゴルフ、そして前より趣味のあった水墨画と仲間を増やして楽しんでおります。コミュニケーションを大事と思っています。
- ◆ 逗子を愛する人が多いですね。また、志が高い人が多い。逗子の多くの問題を次のステップに進める手立てが欲しい。まずはこのような場の先には、新たな“仕組み”“ネットワーク”等々ができると良いと思う。
- ◆ 開かれた街づくりということです。
- ◆ コミュニティに参加（入りやすい）しやすいまち
- ◆ いろいろな世代と一緒に暮らしたい。
- ◆ イベントに三世代で参加できる。
- ◆ 年代を問わず楽しく暮らしたい。
- ◆ 一人でも住み続けられる、コミュニティがあれば。
- ◆ 人とも関わりを持ちたい。
- ◆ 趣味、サークルを通じて
- ◆ 週末に楽しめるイベントをやってみてはどうか。いろんな人が入りやすい。気軽に参加できる。
- ◆ 市民の人と観光客が楽しめる。
- ◆ 互いに相談できる関係づくり
- ◆ もっと市民が顔を合わせる場、意見交換できる仕組みづくり。
- ◆ 共働きができる子育てしやすい環境：近所の人に預けたりしてもらえるような日頃のコミュニティ。
- ◆ 祭りに参加して友だちづくり ⇒ 顔つなぎ
- ◆ 新たに転入してきた人もコミュニティに参加しやすい雰囲気を住民は作る。
- ◆ 新しい人が来てもすぐになじめる環境づくり
- ◆ 新住民と旧住民の融合について、新住民の方々の悩みが聞けて良かった。
- ◆ 新規住民とのコミュニケーション

- ◆ 人が集まれるイベントのあるまち：情報の一元化（どこで、いつ、何が起きているのか）
- ◆ コミュニケーションが必要
 - ・地域の 世代をわたっての
 - ・お互いの情報共有 ⇒ルールづくり ←後で文句を言わないように意見を言う
- ◆ （最近、年寄りと若者の交流が減っている。核家族化で分断されているという話から…コミュニケーションが必要だとわかっている、自分から動かない。声を出してみることも大切。声を出すことでルールがつくられていく。いろいろな関わりを持つことで交流ができる）”
- ◆ 皆であいさつするまちに
- ◆ 中・高生のコミュニティ交流を
- ◆ 「あいさつ宣言」逗子のまち
- ◆ コミュニティを大切にする。
- ◆ 世代間交流。それぞれの得意分野を活かす。
- ◆ 男性も活躍できるように
- ◆ 街の雰囲気 ⇒昔からの積み重ね、文化を大切にする、孤立しないような人との交わり
- ◆ 活気のあるまちをつくるためのコミュニケーション整備
- ◆ コミュニケーションづくり
- ◆ 最もベースにあるべきことは「コミュニケーション」が大切であることを自分のテーブルで確認できたことがよかったです。
- ◆ 共有とコミュニケーション
- ◆ コミュニケーションの機会
- ◆ 地域、米軍とのコミュニケーション
- ◆ 外国人との友和がある
- ◆ 逗子市の自治のために市民の意思疎通が円滑に進むことが重要である。
- ◆ 世代間の交流ができるように、また、余っている施設を利用していくとよいと思う。
- ◆ 世代間交流を深めたい。
- ◆ 世代間交流：引退された方がご自分の得意な分野で若い方に向けてワークショップを開くなど活躍できる場を設けたらどうか？
- ◆ 子ども会の復活・再生。世代間の交流を深めていくために、子ども会を復活させたり、盛り上げたりする。
- ◆ お祭りに若者を集めよう！お祭りにも若い人たちにも参加を呼びかけて、お祭りを通して世代間交流を行ったり、子どもたちと話し合ったりして、コミュニティを深めていく。
- ◆ お祭りが人々の吸引力になるとの意見が聞かれ、嬉しく思った。
- ◆ 年代間問わず関われる場を作る(3 世代)。団体についても、それぞれの年代で固まっていた世代間交流がないため、イベントなどで年代を問わず関われるような場が必要である。
- ◆ 「コミュニティなどの人の交流が盛んな暮らし」が町を良くなるための基本的なことだと考えます。
- ◆ 逗子らしいコミュニティの作り方
- ◆ 地域の人たちで行動して、お互いのことを見守ることができたらいい。地域の方々同士で、小

さな子どもから高齢者まで見守りができるようなコミュニティがつくれればよい。

- ◆ 例えば①プライオリティシートには・・気持ち。②また、乗り物（バス・電車）では積極的に席を譲る気持ち ①②のような、気持ちを市民一人一人がもつことによってあらゆる生活上のコミュニティが生まれ、気持ちの良いまちづくり（コミュニティ）のきっかけになると考える。
- ◆ 各地区に自治会・町内会はある？各地区に住民自治協議会を土台にして、コミュニティを活発にしていけばよいのではないか。
- ◆ 高齢者や若いお母さんが孤立しがちなので、ボランティアの集まりなどでコミュニティを広げていくことも一つの方法ではないか。
- ◆ コミュニティの中のキーパーソンが重要。まとめ役が魅力的であれば参加者が増えるが、誰もがリーダーシップをもって人任せにしなければ、誰がリーダーであってもいいまちになる。一人ひとりが積極性や思いやりをもっていられたらよい。
- ◆ コミュニティ作り。楽しいコミュニティがあれば挨拶が生まれ、人の顔が見える。防犯カメラも必要ない環境がつかれる。
- ◆ コンパクトな自治体なので、互いの顔が見える、距離の近い人と人のつながりの中でちょっとした困りに優しい声かけ手助けのある街にしていければ…。
- ◆ 老いも若きも協力し合う。
- ◆ 人の絆の弱さを感じる。向こう三軒両隣のつながりが弱い。
- ◆ 高齢者と子どもの交流は今無い状況
- ◆ 人と人の距離が近い。
- ◆ みんなが気持ちよく暮らすための仕組み、決まり
- ◆ コミュニケーション力がある。人のつながりをもちやすい広報力（みんなの広場）。
- ◆ 逗子に住んでいる人は人柄が温かく公共意識も高いと思う。
- ◆ こうした会議を通じて、市民のつながりが一步一步前へ進められている。次の世代、若い方が住みたい街に向けて。

(3)

- ◆ 安心・安全な暮らし
- ◆ 健康で暮らしたい
- ◆ 防犯、安全、安心な暮らし（子育て、子どものためにも）
- ◆ 安心・安全
- ◆ 安心して暮らせるまちづくり
- ◆ 生涯住み続けたいまちづくり
- ◆ 安心・安全な暮らしを重点に
- ◆ キーワードとしては、「安心安全」「活力」
- ◆ 安心、安全な街づくり。
- ◆ 安全安心
- ◆ 防犯の強化。交通インフラの整備
- ◆ 防災で助け合うという前に隣近所の人との顔馴染みが乏しい状況。

- ◆ 世代間の交流を深めることが、防犯・防災につながる。
- ◆ 安全で安心な快適なまちづくりが大きなテーマであり、この実現こそが地域づくりにかなうことである。防犯・防災を深堀して議論を重ねていきたい。
- ◆ 安全・安心
- ◆ 一体となる声かけ。防犯は、挨拶や声かけから始めていきたい。
- ◆ 防災意識でつながりが強まるのでは？
- ◆ まずは自分たちから始める。自分たちの家が狙われるかもしれないという意識を、まず自分たちから持つ。
- ◆ 防犯カメラの整備の重要性(市が主導して地域の整備を)。犯罪防止のために防犯カメラを設置する。費用がかかるので、地域の人たちがまとまって市や県に要望していく。
- ◆ 「安全で安心な暮らし」について、お金をかけずに声かけというように住民参加が非常に重要。今できるものは、今すぐにでもやるという意識が大事。若い世代も巻き込んで良い町づくりをしていきたい。
- ◆ 3世代同居できる場所
- ◆ 自分もこのまま逗子に住み続けたいし、子どもの世代にもそのまま住んでほしい。
- ◆ “親子3世代で暮らせる街”にしたい。⇒そうすれば様々なものが循環していく。
- ◆ ゆりかごから墓場まで逗子で暮らしたい！（同感です）
- ◆ なにもないけど“幸せ”

(4)

- ◆ 自然を大切にして、次の世代に継承していく。
- ◆ 海や山などの緑豊かな環境での暮らし
- ◆ 自然が多い（環境の良さ）
- ◆ 海、山、川を大事に生かして楽しむ
- ◆ 今ある自然を残して緑のあるきれいな町で暮らしたい
- ◆ 緑豊かなまちで暮らし続けたい
 - ・きれいな田越川
 - ・美しい山々”
- ◆ 環境保持（自然、緑）
- ◆ 環境を大事にしたい
- ◆ 自然を生かした街並みで
- ◆ 開発をやめる。
- ◆ トランクルームはやめてもらいたい ⇒雰囲気が良くない ⇒規制を
- ◆ 池子の森を市民が生活の一部となるような公園に ⇒もっと自由に使えるように
- ◆ 恵まれた自然を 海と山の
- ◆ 自然 ” 海と山” があり、ほっとできる ⇒自然環境の維持、環境美化
- ◆ 自然との調和を大切に、住民が暮らしやすいように海以外の山、川の良さについて
- ◆ 海、山

- ◆ 人と自然の共存共栄
- ◆ 自然と利便性の相反
- ◆ “豊かな自然環境に囲まれた暮らし”
- ◆ 緑豊かなまち
- ◆ 自然が残っていることを大切にする。
- ◆ 安心、安全、豊かな自然
- ◆ 自然との調和をテーマにできることは貴重。大事にしていきたい。
- ◆ 地域の資源を守る、次世代に残す。
- ◆ 市民が地域資源（海・山・緑）を自主的・自発的に守る、維持する、残す、という意識が高い人が多い。
- ◆ 人に来てもらうためには環境を良く、小さくて美しいまち
- ◆ 「自然と快適な暮らしの共生」 住みたい町、子育てしたい町へ
 - ・ 守るべき、残すべき自然を選定
 - ・ 快適な暮らしをするために自然の利活用
- ◆ 自然、昔ながらの街並を残しながら、時代に対応しながら変化を進める（現状維持ではなく）。
- ◆ 逗子最大の特色の周囲四方の「緑」を徹底的に守るという観点から、敢えて市長の役割、議会の役割、行政の役割、市民の役割全て（それぞれ）の項目に書き込む。
- ◆ 環境全体に約束ごとなど「守る」「よくする」
- ◆ 自然を守るには市民の意識改革だけではダメで、自治体として予算の確保・広報活動が重要であると感じた。
- ◆ 緑地を守る条例の厳守
- ◆ 緑を大切に。田越川の水のきれいさを保持（ホタル）
- ◆ 海岸のきれいさを保持。次世代に続く、つなげていく
- ◆ 海と山をつなぐ移動手段があれば ⇒整備
- ◆ 宅地の細分化により各家に緑がなくなっている。
- ◆ 災害時の避難場所にもなる緑地保全
 - ・ 特別保存緑地指定推進をはかる
 - ・ 自然に対する意識を高める
- ◆ 緑と海
- ◆ “緑” “海”
- ◆ 自然と利便のバランス
- ◆ 自然のまちなみ ⇒ 道が狭い
- ◆ 自然を守る
- ◆ 「緑を大切にする」を目的に活動を展開する。
- ◆ 自然豊かな逗子を維持する。
- ◆ 森など自然を守る（環境）
- ◆ 環境・緑・海の保全
- ◆ 後々、自然や海が残っていくよう長い視点で決めていく。
- ◆ 自然豊かな逗子、遊歩道の整備

- ◆ 山・海などの自然を市民が自発的に守り、次の世代で残す。
- ◆ 最近の課題として、宅地が代替わりすると土地が細分化され、庭が減って緑が失われてしまうので、市民として木を植えるという意識を高める。
- ◆ 里山の保全を行う。災害時に木が植わっていると効果があることから、常緑の広葉樹を増やし、小さな生物（カニ、ホタル等）に目を向け、自然に対する市民の意識を高めて、共通認識を形成する。
- ◆ 特別緑地保全地区の指定活動を推進する。
- ◆ 「特別保存緑地」を増やすことを本当に真剣に取り組む。
- ◆ 市民が“労力”で、緑を守る体制が必要なのではないか。自ら守るということをいかに発信し、緑を守っていくということ。
- ◆ 開発による森林減少→木を植える活動(市民単位)、今ある住宅地に緑を作る。昔より緑が減っているので、市民単位による緑化運動を活発化させたらいいのではないか。
- ◆ 市と市民で緑を守る(協働) 空き家を活用して若い世代を呼び込むときに、市が庭の造成に対して助成をしたり、近隣住民も緑を守るということを新住民に話したりして、市と市民との両方で緑を守るようにするとよい。
- ◆ 「緑を守る」という意識作りを発信、一人一人ができることを活動する
- ◆ 市民として、逗子市の魅力＝“緑を守る意識”をどんどん発信していけたらいいのではないか。
- ◆ 逗子を一番特色付けているのは周縁にある緑。この緑を徹底的に守ること、これを目的の中に盛り込むことは絶対に必要だと思う。そういう観点から、市長の役割、議員の役割、市民の役割それぞれの中に書きたいと思う。
- ◆ 緑を大切にする、守る活動
- ◆ 逗子市の森林保全、森林開発の上限のパーセンテージを決める。市・議会・市民全体で話し合っていて決めていく。
- ◆ 海と山の緑に囲まれたこの地を大切にしたいという気持ちを皆がもっていることを感じました。そのために、自分ができること（掃除、草刈りなど）を実施していこうと思います。
- ◆ 自然としてあるべき姿を大切にする → 逗子海岸 → 海藻を拾いすぎない、回収しすぎない打ち上げられているのが本来の姿
- ◆ 環境は政治の重要課題であり、自治の中でその保全とか尊重が求められる（例えば、古道の道路舗装を工夫して親しみをもってもらえばハイカーがふえるかもしれない）
- ◆ 高層化の動きが最近中心部２か所ほどにあるが、これはあまり広がると風通しを悪くするとか景観を損ねるので、市民が制御できるようにしたい。
- ◆ 生活環境を生かす努力と市民が努力する姿勢を。
- ◆ 宅地開発を禁止した。
- ◆ 環境保全
- ◆ 環境に配慮（ゴミ、騒音）

<まちの理想像>

- ◆ みんなが楽しめる街

- ◆ 高齢者の方が住みやすい街
- ◆ お店がある買い物しやすい環境で暮らしたい
- ◆ 共働きができる子育てしやすい環境で暮らしたい
- ◆ 文化環境の充実したまち（市民交流センター、映画館）
- ◆ 医療機関同士のネットワークが充実したまち
- ◆ 子育てのしやすい街づくりを進めていきたい
- ◆ 安心安全な街のイメージを押し出していきたい（作りたい）
- ◆ 働きやすいまち
- ◆ 安全に動き回れるまち
- ◆ 自然環境を豊かに守っていけるまち
- ◆ ゴミ屋敷、空き家、空き地対策をした美しいまちなみのまち
- ◆ 人が集まれるイベントのあるまち
- ◆ 静かな町
- ◆ 歩行者、自転車に安全な街（下水のふたの整備、歩いて通れるように）
- ◆ 活気があってつながりのある町
- ◆ 緑豊かなまち
- ◆ 病気にならない健康な街づくり
- ◆ 優しい街（老人や子どもにも優しい）
- ◆ 人が集まる町
- ◆ 福祉の充実した町
- ◆ 安全に歩ける街（歩道確保）
- ◆ 「みんなが楽しめる町づくり」
- ◆ ソフト面を重視した安全で楽しめる街
- ◆ 安全・安心・海と緑のある住みやすい街
- ◆ 高齢者が住みやすい町ーバリアフリー
- ◆ 「静けさ、清潔、安全、相互扶助のあるまち」としての共通意識があることが認識できたこと。
- ◆ 安全に子ども・老人が移動できるまち
- ◆ ルールとマナーを守る街
- ◆ 長く暮らしていける町づくり
- ◆ 住みやすい市
- ◆ 細かなサービスが受けられる“地”
- ◆ 挨拶のできるまち
- ◆ 成熟しているまち
- ◆ コンパクトで美しいまち
- ◆ 子どもが安全に歩ける街
- ◆ 外国人や転入をしてきた人たちも楽しみ、交流のできるまち

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 逗子においてうたうべき基本原理とは何か、改めて共有をしたい。
- ◆ ポイントになるのは、このまちで大事なことは何なのか、このまちはどういうまちとして生きていくかということ。
- ◆ この時代に何が大事なのかということもある。
- ◆ 理念、ポリシーなどの共通思想を盛り込む。
- ◆ 逗子にとっての公益が何なのかということがはっきりしていれば円滑になる。このことについて、自治基本条例で一つの柱がたてられればいいと思う。
- ◆ 条例が一つの理念、考え方、仕組み、道具となり、市民が逗子というまちを運営していくことに関わっていくといった役立つ条例にしたい。
- ◆ そういう方々の立場とか暮らしとかに思いをはせながら、このまちで人々がどう共生していくのかという問いかけも、必要なのではないかと考えている。
- ◆ 環境権の話をしたが、逗子の人は自然環境を守り、次世代に残していきたいと思っており、そうした価値をここで改めてうたうということも一つの論点、着眼点として必要だと思っている。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（逗子市の都市づくりの根本原理）

第1条 逗子市は、この地球上で人びとと野生生物が永遠に共生できることをめざし、主体的に、地球と人にやさしい市民自治都市を形成する。

（障害をもつ市民の平等）

第8条 市において身体障害をはじめ人間生活に障害をもつ人々は、人にやさしい都市としての処遇を受ける権利を保障されるとともに、市内の地球市民としての働きを等しく期待される。

他自治体の例

■川崎市

（基本理念）

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

（1）市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

（2）市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

（3）市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

■厚木市

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との絆（きずな）を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

■小田原市

（基本理念）

第3条 市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として協働することを基本とした自治（以下「市民自治」という。）の推進を目指すものとする。

第5条 基本原則

条例文案

市民、議会及び行政は、次に掲げることを基本原則としてまちづくりに取り組みます。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会及び行政が、互いの情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の自主的な参加が保障され、市政運営に市民の意思が反映されること。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び行政が、それぞれの役割と責任のもと、対等な立場で、一体感をもってまちづくりに取り組むこと。
- (4) 補完性の原則 身近な地域の課題解決には、まず市民が主体的に取り組み、行政がこれを補完すること。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 基本理念で掲げた事項を受けて、市民、議会、行政がまちづくりに取り組む上で基本となる行動原則を4つ定めています。
- ◆ この基本原則に基いて、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が守るべきこと、取り組むべきことを「Ⅱ まちづくりの担い手」「Ⅲ 参加と協働のまちづくり」「Ⅳ 市政運営」に定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- (1) 情報共有の原則
 - ◆ 情報共有の目的は、一人一人が自分の頭で考え、市政に参加する、そのため
 - ◆ 議会、行政、市民の情報を共有する。
 - ◆ 市民活動や市の情報共有
 - ◆ 市民、行政、議員（議会）の情報発信及び共有が必要
 - ◆ 情報・意見の共有化（行政、議会、市民それぞれの仕組み作り）
 - ◆ 行政・議会・市民全ての情報を細かく開示し、互いに共有する。
 - ◆ 行政、市民、NPO・自治会の情報をそれぞれが共有する。
 - ◆ 情報共有を条項に盛り込む。
 - ◆ 情報公開を共有
 - ◆ 各団体の情報を共有できるようにすること。
 - ◆ 市民だけが知ってる情報、市だけがもっているものもある。
 - ◆ 協働を推進するのは市民の情報の共有・信頼・コミュニケーションだという認識をしました。

- ◆ 共有がキーワード。（情報、課題、夢）の共有が重要。それから事実確認、アクションプラン等の動きが続く。
- ◆ 会議 市だけが知っていること、市民だけが知っていること 共有したい
- ◆ コミュニティ・共有。市民と行政であっても、市民と市民であっても情報共有が大事
- ◆ 一番多かったのは、情報の共有化が大前提ということ。市民のニーズ、自治会の情報、行政のやりたいこと、議会の情報公開など、情報の共有化が必要だと考える。
- ◆ 情報発信の強化・共有
- ◆ 情報共有できる仕組みを盛り込む。

(2) 参加の原則

- ◆ それぞれの世代の声を反映させる。
- ◆ <行政>市民の参加・自主的活動を尊重する。
- ◆ 市民参加が「誰でも」「自由」にできるシステム化を明確にする。
- ◆ 住民参加のルール作りを盛り込んでほしい。
- ◆ 決定の場に「参加」するだけでなく、決定をどう実施していくかに「参加」する、できることこそよい形での市民参加なのではと思う。
- ◆ 代表市民の参加。会議などで市民が意思決定にも関わる。
- ◆ 市民参加を保障するのは行政の役割。市民参加条例に書かれていることで実行していただきたい。行政の役割です。
- ◆ 市民の参画について法的に強い担保をすべき（権限と明確なものにすることも両輪）
- ◆ 市民参加はそれによって行政に反映があることが大切だ → 例として、事業アセスでなく計画アセス（計画の中止もあり）にしてほしい。

(3) 協働の原則

- ◆ 市、議員・議会、市民が一体感をもって協力し合うこと。
- ◆ 市民だけで実行できることは限定されており、行政と市民・法人が一体となって取り組む必要があるように感じた。
- ◆ 住民・行政それぞれがその役割で働き、住みやすい市をつくる。
- ◆ 無理せず継続的に全員で力を出し合う。
- ◆ 市民生活・行政の向上を図るためには「協働」は必要
- ◆ 市民の力を借りて、市民が自分でよくしないといけない。自分たちのために自分たちで働く。協働は必要。
- ◆ できることは市民が職員を助ける
- ◆ 行政の質 スケールアップ 市ができないことは市民がやる 市役所と違うことをやる。一緒に行く。人間同士の助け合い。質と量を上げる。
- ◆ 市民同士の協働でできることはたくさんある
- ◆ 市民と行政、同じ立場
- ◆ 同じ市民同士、目的に向けて必要なもの

- ◆ 協働はあたり前。市民の限界 ⇔ 行政の限界 どっちも見ていくことで自然と協働に。
- ◆ 行政市民の協働によるまちづくり
 - ・ 行政と市民が力を合わせた時、1+1が2以上になること（効率重視）
 - ・ 目標を共有する
 - ・ 責任を共有する（情報の共有、説明責任）
- ◆ 行政と市民の住み分け。←役割分担
- ◆ 市（行政）のまちづくり パートナーシップ（協働）によるまちづくり

（4）補完性の原則

- ◆ 市民一人一人のキャラクターが強い ⇒ 行政の補完ができるのではないか。
- ◆ 行政の弱みを市民の強みで補完する。
- ◆ 「自分たちの町は自分たちでつくる」 誰かに頼ったり、主張したり、要求したりするだけでなく、市民一人一人が自分に何ができるかという意識がもてるようにしていきたいと思いました。
- ◆ 行政・自治体に頼らず、自分たち＝民間・ボランティアでまず考え、行動していくべき。自治体はサポート役になってもらいたい。

具体化条例・規則・要綱等

返子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

（自治運営の基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- （1）情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - （2）参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - （3）協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

■厚木市

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自

治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

■小田原市

規定なし

Ⅱ まちづくりの担い手

第6条 市民の権利

条例文案

市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 誰もが個人として尊重され、いかなる差別を受けることなく、その能力や個性を生かす権利
- (2) 逗子市の豊かな自然環境の中で、安全で安心な暮らしを営む権利
- (3) 議会及び行政が持っている情報を知る権利
- (4) 市政に参加する権利
- (5) まちづくりに取り組む権利

解釈運用（逐条解説）

- ◆ ここでは、まちづくりにおいて市民に保障される権利を定めています。
- ◆ (1)は「基本理念」の(1)にうたった基本的人権の保障にかかわるものです。
- ◆ (2)は「基本理念」の(3)、(4)にうたった内容にかかわるものです。
- ◆ (3)は「基本原則」の(1)情報共有の原則にかかわるものです。
- ◆ (4)は「基本原則」の(2)参加の原則にかかわるものです。
- ◆ (5)は「基本原則」の(3)協働の原則にかかわるものです。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 人権の尊重、個人情報の尊重？ 偏見をもたないこと。
- ◆ 弱者、困窮者に対して柔軟に対応できる行政になってほしい。福祉に力を入れてほしい。
- ◆ 福祉とは一人一人がその人らしく生きること、考えること。福祉を第一に考えてほしい。
- ◆ 逗子市民としての権利義務
- ◆ 企画立案する権利
- ◆ 市民の行政に関する情報を知る権利を明確に。
- ◆ 逗子市民としての権利義務、逗子市役所（行政）としての権利義務
- ◆ 市民が人らしく生きていく。
- ◆ 市民に意見を求めるのではなくて、市民に権限をもらった方がやりやすい。
- ◆ 障がい者が生きていくに優しい町 ＝ みんなに優しい町
- ◆ 防災→ 障がい者が参加できる仕組みを
- ◆ 社会制度の中で必ず創られる立場の弱い（発言権が小さい）人たちを思いやり、その声

を聴くことができる「市長」「職員」がいて「市民」「市民団体」も当然にそういう資質を身に付ける教育が受けられる「逗子市」となり、あり続けて欲しい。

<逗子市民の特徴>

- ◆ 逗子が好きな住民が多い。
- ◆ 意識の高い人たちが多い。
- ◆ 市民みんなが卵のカラの中に住んでいる。卵の白身は、他人が何をしてもいいよ。でも、黄身に來たらやりすぎ。白身のところが「逗子らしい公共」の現場
- ◆ 市民の意識が高い。
- ◆ 公共意識が高い住民が自由な発想で考える。
- ◆ 住んでいる人の逗子愛が高い。
- ◆ 温かい／イメージが良い
- ◆ 成熟した市民感覚が多くの人に共有されているようでいて、しかしもっと個人主義的な理解が求められている。
- ◆ 市民同士の大人の対応
- ◆ 行政の弱みはいっぱい言うけど、なんだかんだ言ってみんなやっぱり逗子が好きなんだな。
- ◆ 高齢者に比較的親切
- ◆ バイタリティのある高齢者が多い。
- ◆ 風通しが良い、コンパクト、気持ち良い、ナチュラル、大人として互いをリスペクトする関係性がある、成熟、臨機応変、感じが良い
- ◆ 民度の高い（専門性の高い）市民が多いまち
- ◆ 多様性（多様な専門性をもつ）
- ◆ 市民の自主・自発性が高い、コミュニティ
- ◆ 気持ちの若い市民が多い
- ◆ 市民や団体が生み出す発想（※）やスピード ※小さな（コンパクト）市だけにまとまりやすいのでは？
- ◆ 住民のキャラクター（好きで住んでいる人）が濃いのでは？文化度・市民平均所得の高さ。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 市民にとって守られるべき権利もあるだろうし、市民が制約を受ける権利もあると思う。憲法にも環境権を入れるべきだということ等、いろいろな議論がある。
- ◆ 人権についても、最近では性的マイノリティの人権や、津久井やまゆり園での凄惨な事件を受けて、障がい者の人権についても議論されている。様々な議論がある中で、逗子において大切にされるべき人権や権利というものも、もう一度位置付ける必要があるのではないかと思う。
- ◆ 逗子においては財産権を多少制約してでも、地域のまちなみ、自然環境や住環境という

ものを守るという、環境権と総称していいかということはあるが、これを大切にすると
いう基本的なコンセンサスがあるから、このまちづくり3条例がある。

- ◆ 環境権の話をしたが、逗子の人には自然環境を守り、次世代に残していきたいと思っており、そうした価値をここで改めてうたうということも一つの論点、着眼点として必要だと思っている。
- ◆ 逗子における大きな意味での環境権をどう位置付けるべきなのかという議論が必要だと思っている。
- ◆ それこそがまさに、逗子における憲法たるゆえんであり、このまちにおいて守られるべき権利、あるいは制約を受ける権利を、どう位置付けるのかということにつながっていくと思っている。
- ◆ ここでは経済活動の優先よりも、市民の生活、安全を守ることがより高い次元で優先される権利であるということ。それを守るためには多少の財産権や営業権等の制約は、このまちでは了解されるというコンセンサスがあるからこそ条例改正が成立し、市民からの支持も得られたということである。
- ◆ 守られるべき権利、制約を受ける権利について、この地域で暮らす人がどう捉えて位置付けるのかという基本原則が、自治基本条例でうたわれるということに大きな意味があると思う。
- ◆ 障がい者や外国人も含めて、暮らす人の権利、人権をどうこのまちでどう捉えるか、という根本的な問いかけがあるべきだと思う。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（地球市民宣言）

第6条 逗子市（以下「市」という。）は、市にかかわるすべての人を「地球市民」として遇し、それにふさわしい権利および責任を予定するものとする。

2 市に在留する外国人は、地球市民にふさわしい権利と責任を、日本国民である市民と平等に有するものとする。

（障害をもつ市民の平等）

第8条 市において身体障害をはじめ人間生活に障害をもつ人々は、人にやさしい都市としての処遇を受ける権利を保障されるとともに、市内の地球市民としての働きを等しく期待される。

（平和とアメニティのなかの生存権）

第15条 逗子の市民は、地球市民として、平和でアメニティをもった環境のうちに生きる権利を有することを宣言する。

（市民自治権）

第16条 市民は、それぞれの立場と場面において、市の都市づくりおよび市政に参画する自治権および参加権を有する。

2 市民は、条例の定めるところにより、市政上の重要事項について、住民投票によって意見表明する権利を保障される。

3 主権者市民は、地方自治法等が定める各種の直接参政権を、本憲章の原理を生かすために活用しなければならない。

（情報への権利）

第17条 市民は、条例により、市に情報公開または個人情報保護を請求する権利を保障される。

2 市は、前項における市民の権利の保障とともに、市民生活に必要な情報提供に努めなければならない。

（環境形成権）

第18条 逗子の市民は、地球市民として本憲章の原理を実現するため、市の総合的な環境形成に参画する権利を有し、それに相応する公共マナーを養うものとする。

（環境権）

第19条 市に生活する市民は、市民自治に基づく市政により、自然景観をふくむ地球と人にやさしいアメニティをもった生活環境を享受する権利を保障される。

（居住権）

第20条 市民は、前条の環境権をとまなう住居を保障されるものとする。

（レクリエーションの権利）

第21条 市は、地球市民の貴重な権利として、青い海とみどり豊かな市の自然的及び文化的環境を享受するレクリエーションの権利を保障する。

（消費者の権利）

第22条 生活者市民は、市により消費者としての権利利害を保障されるとともに、自ら権利者として地域的に協同しなければならない。

（事業者の権利）

第23条 事業者市民は、市内における事業活動が市の都市づくりの基盤をなしつつ発展しうることにかんがみ、本憲章の原理を生かす事業活動を展開する権利自由を保障される。

2 市と事業者市民とは、地域発展のために公共的役割を分担し、その相乗効果を期するものとする。

（労働者の権利）

第24条 労働者としての市民は、市内にある労使関係において、本憲章にいう人間らしい労働条件の確保・向上を求める権利を保障されなければならない。

2 医療および福祉に携わる労働者の権利は、次条に定める市民の権利にかかわるところとして、重んじられる必要がある。

（保健と福祉への権利）

第25条 市民は、市の地域計画により、健康で文化的な人間生活がいと舐めるような保健・医療および福祉のサービスを保障される権利を有する。

2 前項における市民の権利には、サービス内容を創造し事業運営に参加していく権利を含むものとする。

3 高齢者福祉および障害者福祉においては、生活の自己決定をふまえた公的援助がなされるべきである。

（教育・学習への権利）

第26条 市民は、市内外の学校教育を通して地球市民にふさわしい人間として成長・発達を保障される権利をもつ。国際連合の「子どもの権利条約」に則った子どもの人権保障は、学校教育および家庭教育等の基本条件とならなければならない。

2 市民は、その生涯を通じて、市内外で地球市民らしく学習する生涯学習権を行使する。

3 前2項に対応して、市は積極的な教育条件整備に努めなければならない。

（市民文化権）

第27条 市民は、市の貴重な自然と歴史にかかわる文化環境を享受し維持していく権利と責任を有する。

2 市は、地球市民の平和自治都市にふさわしい行政の文化化をめざすものとする。

（公正な行政手続きへの権利）

第28条 市民は、市行政が透明で公正な手続きで行われることを支えるため、個人および集団として行政手続きに参加する権利を有する。

2 市は、前項に対応して、透明・公正で市民自治的な行政手続きを確保する立法措置を整えなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（市民の権利）

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

■厚木市

（市民の権利）

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

■小田原市

規定なし

第7条 市民の責務

条例文案

市民は、次に掲げる責務を有します。

(1) 市民は、自らが公共を担う主体として、自主的かつ積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。この場合において、市民は、まちづくりに取り組まないこと等により、不利益は受けません。

(2) 市民は、互いの立場を尊重し、理解し合い、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

(3) 市民は 逗子市や自分の暮らす地域の課題に関心を持ち、自ら課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

(4) 市民は、まちづくりに取り組むに当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(5) 市民は、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。

(6) 市民は、次の世代のために、自然環境を守ります。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「市民の権利」において、市民が主体的にまちづくりに取り組む権利を定めています。
- ◆ 「権利」と「責務」は表裏一体の関係にあり、ここでは市民がまちづくりに取り組むように努める責務をはじめ、公共の担い手としての自覚と責任をもつことが大切であることを定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ <市民>主体は市民であるという自覚をもつ。
- ◆ 自治に一番重要なのは市民の自覚や関心だと思う。そうした自覚ある市民の声に耳を傾けて対応する市長や行政があれば市民自治は必ずうまくいくと考える。
- ◆ 「自分たちの町は自分たちでつくる」 誰かに頼ったり、主張したり、要求したりするだけでなく、市民一人一人が自分に何ができるかという意識がもてるようにしていきたいと思いました。
- ◆ 自分で考える。
- ◆ 自分で行動する（行動を起こす）
- ◆ 市民一人一人が考えて行動する。
- ◆ 逗子において、市民自らどのようにしていくのか、行政とどのように。

- ◆ 市民が行政に頼らずにできること。市民の一人一人が主体になることの難しさを感じました。市民の民度の潜在能力は高いが、それが外(コミュニティ)へ発信、発展するアイディアを探りたい。
- ◆ 人任せにしない市民、実行力のある市民である(になるべき)。自然災害も含め、人任せになってはならない。
- ◆ 今まで、こうありたい、行政にこうして欲しいと思うことは多々あれど、市民として(第一人称)の行動を考える良い機会になった。今後も市民としてできることを自発的に行動し、逗子のまちが良くなるように意識したい。
- ◆ 市民が関心をもつ必要がある。
- ◆ 自分たちの町は自分たちで良くしよう、守ろうーこの意識を市民に広げるのが大事
- ◆ 市民それぞれが意識をもって良くしていこうという雰囲気作りができれば、きっと住みよい街ができると感じた。コミュニティをどう立ち上げ、どう共感を得られるか、この点がうまくできれば街は活性化していくと思います。
- ◆ 良い逗子を維持するためには、それを享受するだけではだめだ。維持するために何ができるか、を考え、何らか全労力の負担をすることが必要である。維持するための活動に参加できるような「働きかけ」「グループを作る」などを行う。
- ◆ 町を知る機会を設ける(自分と違う分野のこと)、他のことを知るため。
- ◆ 関心をもつ、アンテナをはる、感度を上げておくことが大事。行動ができるようになればよいと思うけれど、とはいえ、とにかく意識することが大事だと思う。
- ◆ 良さを知るためにワークショップ
- ◆ <市民>積極的・主体的にまちづくりに参加する
- ◆ 市をそれぞれゾーン分けし(海のゾーン、山のゾーン、森のゾーン、文化のゾーン等)、それぞれの地域に愛着(責任)をもつ。その中で市役所に何をしてほしいのか等、また、住民・市民の交流等、1人ひとつ所属する位を目標に異年齢・異文化交流、積極的になれるようにしたい。
- ◆ 全員が公共の福祉を意識する⇒これは難しいのでは。やる人とやらない人が必ず出る。出さないようにできるか、出たときにどうする。
- ◆ 一人一人が公共の福祉を考える。
- ◆ モラル、ルール、マナーを守る。
- ◆ 住民がゴミを捨てる時のマナー、ルールを作ってそれを守ってもらう(守ることが環境づくり)
- ◆ マナー、モラルをみんなが守ってほしい。
- ◆ 「豊かな自然環境に囲まれた暮らし」について、行政に任せておくだけでなく市民自らが立ち上がって守る事が必要。
- ◆ 市と市民が一緒になって行動していくことが大切。どのグループもコミュニティの大切さをうたっていた。
- ◆ ほんの少し市民生活が良くなるポイントは、いかに行政サービスに依存せずに市民が全体にとってプラスになる活動を普段からできるかどうかにあると思う。ゴミ拾いなどさ

りげなくできるようなシステム作りなどから生活者のモラルが変化し、生活しやすくなると思う（アダプトプログラム以上に軽くできるもの）。どうしても高齢な方の視点に偏りやすいかも。未来思考とのバランスが必要だと感じた。

- ◆ 行政・自治体に頼らず、自分たち＝民間・ボランティアでまず考え、行動していくべき。自治体はサポート役になってもらいたい。
- ◆ ③人が住みたいと思う町とする、②安全と安心、①コミュニケーション、の順でどれも必要なテーマと思う。人・金・物をどう使うかを決めるプロセスを大切にする。住民参加型（自治会・子ども会等との連携）、安全と引き換えにボランティア活動も大切。町の特徴を外にアピールして市を訪れる人にも市民としての義務を理解してもらう。
- ◆ 自分が行動することが大切だということに改めて気付かされました。自分が気持ちよく暮らせればそれで良いという姿勢でこれまで暮らしてきました。今日の話し合いに参加して、若い人たちがそうではない生き方を探していることを知りました。自分さえよければそれで良いという姿勢では変わらないということに改めて気付かされました。
- ◆ 住む町によって考え方・感じ方が少しずつ違って興味深い意見を聞くことができ、自分ももう少し参加体勢を整えたいと思う。
- ◆ 逗子を良くするのは、市民の参加型ボランティアである。市は金がないのだから、市民が貢献することが必要。
- ◆ まず逗子を愛する、あるいは愛したいという気持ちをもつ。
- ◆ マチを作っていくのはやはりそれぞれの個人であり、各人がよりよいマチを作るために具体的にできることを実行する。
- ◆ 逗子市民として日々の暮らしの中で心に留めること、自分にできることなどを考えながら暮らすことが大事。
- ◆ 健康年齢が高い、健康志向・住民意識の高い人の力・気持ちを公共に活用する・生かすことが今後重要であると思います。
- ◆ 地域を重要視、個人の意見を第2として、第1に地域住民として左右、上下を見て地域のため活動するよう「逗子らしい公共」となるキーワードにしたい。
- ◆ 住民の役割、行政の役割
- ◆ 市民と行政の役割
- ◆ 各々の立場・役割を意識できる仕組みとする。
- ◆ 各役割の共通理解 PDCA
- ◆ 市民の責任
- ◆ 住民力をつける。
- ◆ 逗子の民度を活かした公共
- ◆ 手づくりの公共
- ◆ 公共＝みんなのためにやること、一人じゃできないこと
- ◆ 空き家、ゴミ屋敷対策（権利と義務の遂行）市民の権利と義務について、どうやって市民同士で市民の民意を上げて減らしていけるか。
- ◆ 市民が守るべきこと、自身の資産を責任をもって管理すること（空き家、空き地、自宅

庭)

- ◆ 行政の役割と市民の役割を明確に述べること。
- ◆ 住民の役割、行政の役割
- ◆ 市民のできること。
- ◆ 逗子を一番特色付けているのは周縁にある緑。この緑を徹底的に守ること、これを目的の中に盛り込むことは絶対に必要だと思う。そういう観点から、市長の役割、議員の役割、市民の役割それぞれの中に書きたいと思う。
- ◆ 逗子の最大特色である（周囲）四方の緑を徹底的に守ることを市長・議員・行政職員・市民の役割のところ全てにあえて入れる（逗子が永遠に変わらないために）
- ◆ 市民の役割に敢えて、市長や議員の行動に対する徹底的チェックの重要性を入れる。
- ◆ 市民の責務
- ◆ 職員の改革必要だが、市民の意識も？
- ◆ 市民の時間や意識が大切。市民が意識がなくてはならない。市民の心のもち方次第。
- ◆ それぞれの役割を明確にする。充実させる。項目を入れる。あるべき役割（市長・議会・市民）
- ◆ 皆が運営に参加する。
- ◆ 生活環境を生かす努力と市民が努力する姿勢を。
- ◆ 宅地開発を禁止した。
- ◆ 環境保全
- ◆ 環境に配慮（ゴミ、騒音）
- ◆ 政治は長期的な視野に立って考えなければならず、自治においてもその検討が必要である。その場を市民自ら用意するべきだ。
- ◆ 今の緑を維持していくために緑を植えたりする。
- ◆ 庭の管理を徹底させる。
- ◆ 環境活動を行っていく。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 自治の権能は、端的には憲法第 92 条に由来する。地方自治法の第 2 条第 11 項から第 13 項の法解釈の原則について、これは自治法に関する規定なのだから個別法が優先するという事を主張する人がいるが、当該条項は憲法第 92 条の具現化として考えるべきものである。言葉の工夫かもしれないが、これと同じように、憲法を受けた自治基本条例が、潜在化している公共の福祉を顕在化させると書いたら面白いと思った。
- ◆ 潜在化している公共の福祉を顕在化させる仕組みが自治の基本原則の一つとしてあることを条例に明確に記載し、地域の特性あるいは市民の意思というものを行政の運営なり地域計画に反映させるツールとすることが、一番重要であると感じている。
- ◆ 条例の中で最高というと、議論になってしまう。このことについて、潜在化している公共の福祉を顕在化させるというお話はいいと思った。
- ◆ 市民にとって守られるべき権利もあるだろうし、市民が制約を受ける権利もあると思

う。憲法にも環境権を入れるべきだということ等、いろいろな議論がある。

- ◆ 逗子においては財産権を多少制約してでも、地域のまちなみ、自然環境や住環境というものを守るという、環境権と総称していいかということはあるが、これを大切にすると
いう基本的なコンセンサスがあるから、このまちづくり3条例がある。
- ◆ 環境権の話をしたが、逗子の人は自然環境を守り、次世代に残していきたいと思っており、そうした価値をここで改めてうたうということも一つの論点、着眼点として必要だ
と思っている。
- ◆ 逗子における大きな意味での環境権をどう位置付けるべきなのかという議論が必要だ
と思っている。
- ◆ それこそがまさに、逗子における憲法たるゆえんであり、このまちにおいて守られるべ
き権利、あるいは制約を受ける権利を、どう位置付けるのかということにつながってい
くと思っている。
- ◆ ここでは経済活動の優先よりも、市民の生活、安全を守ることがより高い次元で
優先される権利であるということ。それを守るためには多少の財産権や営業権等の制約
は、このまちでは了解されるというコンセンサスがあるからこそ条例改正が成立し、市
民からの支持も得られたということである。
- ◆ 守られるべき権利、制約を受ける権利について、この地域で暮らす人がどう捉えて位置
付けるのかという基本原則が、自治基本条例でうたわれるということに大きな意味があ
ると思う。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（地球市民宣言）

第6条 逗子市（以下「市」という。）は、市にかかわるすべての人を「地球市民」として遇
し、それにふさわしい権利および責任を予定するものとする。

2 市に在留する外国人は、地球市民にふさわしい権利と責任を、日本国民である市民と平等
に有するものとする。

（地球市民の責務）

第7条 市における地球市民は、地球の自然環境に深く配慮した永遠の人間環境づくりをめざ
して協同することとする。

他自治体の例

■川崎市

（市民の責務）

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

■厚木市

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

■小田原市

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めるものとする。

第8条 事業者の責務

条例文案

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民、議会及び行政と協力して、まちづくりに取り組むよう努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「用語の定義」では事業者も「市民」に含まれていますが、市内において事業活動を行う者または法人は、地域社会を構成する一員として、まちづくりの担い手としての役割も大きいと考え、事業者の責務という条文を設けています。
- ◆ 事業者は、事業活動を通じて雇用の創出や納税によって地域社会に貢献しているほか、地域の美化活動や街路灯の整備など、地域に貢献する活動を多く行っています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 市民だけで実行できることは限定されており、行政と市民・法人が一体となって取り組む必要があるように感じた。
- ◆ ホームセンターはないが、個性的な商店が多い。
- ◆ 事業者（商店）が（市民・行政に）加わっていく形

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（市民自治）

第10条 主権者市民ならびに市内で活動する生活者市民および事業者市民は、ともに市の都市づくりに参画し、市民自治の実現をめざすものとする。

2 主権者市民、生活者市民および事業者市民ならびに第13条にいう行政市民は、相互にそれぞれの立場を重んじつつ、ともに地球市民として、本憲章の原理の実現に向けて協同するように努めなければならない。

（事業者の権利）

第23条 事業者市民は、市内における事業活動が市の都市づくりの基盤をなしつつ発展しうることにかんがみ、本憲章の原理を生かす事業活動を展開する権利自由を保障される。

2 市と事業者市民とは、地域発展のために公共的役割を分担し、その相乗効果を期するもの

とする。

他自治体の例

■川崎市

（事業者の社会的責任）

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

■厚木市

（事業者の権利及び責務）

第9条 事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

■小田原市

規定なし

第9条 議会・議員の責務

条例文案

議会は、逗子市議会基本条例（平成26年逗子市条例第1号）の定めるところにより、議会活動は次に掲げる原則に基づかなければなりません。

- (1) 公正性と透明性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 行政運営が議会の議決に基づく適切なものであるかを常に監視し、検証すること。
- (3) 市民の多様な意見や価値観を踏まえた政策立案、政策提言等に努めること。
- (4) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、市民への説明責任を果たすよう努めること。

2 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければなりません。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。
- ◆ 逗子市では、2014年（平成26年）に逗子市議会基本条例及び逗子市議会議員政治倫理条例が制定されていることから、両条例をもとに本条例に位置付けています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 条例に対する議会の関与（責任・役割）を明記する。7
- ◆ 議会をシースルーに。
- ◆ 市議会を平日あるいは夜も開会して、市民が参加できるようにする。
- ◆ 市民の声を議会で取り上げる仕組み（ルール）
- ◆ 議員（議会）の責務
- ◆ 議会の広報をもっと詳しく載せてほしい。
- ◆ 議会の内容を公開してほしい。でもなかなか見つからない。探し方が難しい。探したいときにすぐに見つからない
- ◆ 議会の会議録の仕上がりが遅い、6か月先
- ◆ 議会の会議録、文書だけでなく音声でもいい。お金をかけなくてもいい方法でもいい。
- ◆ 議会会議録6か月先だが、関係資料等の情報公開が先行される場合がある。
- ◆ 議員の役割の中で、市長・行政のチェック機能よりむしろ、政策立案能力の充実を盛り込む。
- ◆ 議員が分野ごと（教育、環境、安全 etc）に担当制で市民の意見を集約していくこと。

- ◆ 議員が市民の中にもっと入ってきてほしい。
- ◆ 議会と議員一人一人の役割と責務
- ◆ 議員のエリア担当制
- ◆ 議員が市民と活動を共にする。
- ◆ 何回か出席した間に、逗子の市会議員の議員の動きや役割（存在感）がほとんど（全く）ない。逗子の市議はボランティアという立ち位置にすればよいと思う。
- ◆ 定例議会（年４回）の議題選定する議会運営委員会を、市議会議員ではないかた（者）がすべきです。（リクエストは「逗子市議会解散、投票し直し」です。）
- ◆ 議員は市民との意見交換に努めねばならない。
- ◆ 市長・議員の業務と権限を明確にする。
- ◆ 逗子の最大特色である（周囲）四方の緑を徹底的に守ることを市長・議員・行政職員・市民の役割のところ全てにあえて入れる（逗子が永遠に変わらないために）
- ◆ 議員の役割に「政策立案」の重要性を強調する。
- ◆ 逗子に生まれ、住んで 50 数年ですが、逗子の議員（議会）の動き、存在があまりにも分からない（知らない。知らされていないと感じる）。その問題点はどうすればよくなりますか？議員は本当は市民と行政のパイプ役であるはずでしょ？
- ◆ 議員と市民とのつながり。
- ◆ 市で実施している事業への議員の参加。（例）担当職員、担当議員
- ◆ 議員活動の内容を細かく情報開示する（一人一人の）
- ◆ 議会のエリア担当制を提案したい。議員がエリアを担当して、その中の住民の希望を集約したりして、議会に臨んでもらう。
- ◆ 議員のエリア担当制 エリアごとに住民との議会審議内容の共有化、意見集約
- ◆ 議会について：一人一人の議員についてマニフェストの評価の公表
- ◆ 議会・議員の役割：議員は良く勉強し、議員として選出した責務を果たすこと。
- ◆ 議員 18 人は多すぎる。
- ◆ 市民のために働く市会議員がいるのだから、市会議員はしっかりやってくれと言いたい。
- ◆ 議員の役割と期待を明確にして活動してもらおう。
- ◆ 接点がなくてどのように仕事をされているか不明（議会だよりを読むくらい）
- ◆ 市民と行政で自治基本条例を作っても議会で否決されたら困る。行政として、どのように議員に伝えていくか。
- ◆ 議員は市民参加を望んでいないのでは。
- ◆ 議員と市民のつながりも希薄に感じる。市民感覚との違いも感じる（前向きな建設的な発言が少ないし、勉強不足では…）
- ◆ 今回の市の財政対策に対して、良い悪いの意見を述べるが、代替案の提示ない。稼ぐ方法考えてない。
- ◆ 市民も議員に対して関心をもつ必要がある。市民にも責任はある。
- ◆ 条例制定には議員の理解が必要 しかし、市民も市と議員の連携が不明

- ◆ 議会報告会の開催（逗子市は開催が少ない） 不信感 仕事が見えてこない
→ 定数の見直し、委員会等への市民参加
- ◆ 条例等で規定を盛り込み、議員と市民の距離が縮まるようにする。
- ◆ オンブズマン制度が必要（議会をチェックする）
- ◆ 駅前でいいことばかり言っている。実行しない。
- ◆ 長野県では市議会が基本条例を作っている。
- ◆ 行政と議会との横のつながりが必要、不足している、縦割りとなっている。
- ◆ 議会の見える化が必要。議員の意識改革が必要 → 議員の活動が見えにくい
- ◆ 行政と議会の関係を改善していく。
- ◆ それぞれの役割を明確にする。充実させる。項目を入れる。あるべき役割（市長・議会・市民）
- ◆ 市民参加によって議会が浮き彫りになってしまっている → 市民と行政の関係が近くなった。
- ◆ <議会>陳情・要望 ⇒ <行政> 答弁 → その後が見えない やったかどうか報告してほしい 条例に盛り込む必要がある。
- ◆ 議員立法で自治基本条例を提案する ⇒ 議員が条例に責任をもつ
- ◆ 市民も議員に対して関心をもつ必要がある。市民にも責任はある。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 条例の中で議会の関係をどう位置付けていくかということである。
- ◆ 議員の定数を誰が決めるのかということ。
- ◆ 民主的統制という意味では、市民と議会、行政と議会の関係における議員のあり方というの大きな論点になると思う。
- ◆ 議員は大所高所から議論するのが役割ではないかということや、適正な議員数とは何なのかということも、地域自治が発展すればするほど議論が起きてくることも考えられる。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市議会基本条例
- ◆ 逗子市議会議員政治倫理条例

逗子市都市憲章検討での関連情報

（民主創造市政）

第11条 市長および市議会は、市民自治を直接の土台とする市民の代表として、本憲章の原理を生かす民主的で創造的な市政を展開しなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（議会の設置）

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

（議会の権限及び責務）

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

■厚木市

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

（議員の役割及び責務）

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

■小田原市

（議会及び議員の責務等）

第10条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議事機関として、市の意思決定、市政の監視及び調査、政策の提言等の権能を行使するものとする。

2 議会及び議員は、議会の審議に関する情報、市政の課題等を分かりやすく市民に周知するよう努めるものとする。

3 議会及び議員は、市民の意見を議会の審議に生かすため、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聴くよう努めるものとする。

4 市民は、議会活動の充実のために協力するよう努めるものとする。

第10条 市長の責務

条例文案

市長は、逗子市の代表として、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、誠実かつ公正で透明性の高い、市民の視点に立った市政運営を行います。

2 市長は、就任に当たっては、本条例の趣旨に則り、本市の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 市長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、地方自治体の事務を管理し、執行する権限が与えられています。
- ◆ 逗子市の代表として、市民の視点に立った市政運営を求めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 市長・職員の職務内容の明確化。
- ◆ 市長・議員の業務と権限を明確にする。
- ◆ それぞれの役割を明確にする。充実させる。項目を入れる。あるべき役割（市長・議会・市民）
- ◆ 逗子の最大特色である（周囲）四方の緑を徹底的に守ることを市長・議員・行政職員・市民の役割のところ全てにあえて入れる（逗子が永遠に変わらないために）
- ◆ 市長等（市長、副市長及び教育長）が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めた政治倫理条例を制定する。
- ◆ 代表者としての自覚：市民の代表であることを自覚する。
- ◆ 市政運営の理念、条例の理念を生かし公正かつ誠実に市政運営を行い、その行動に責任を持たなければならない。
- ◆ 健全な市政運営を維持するため、自治を自覚した市民の育成に努めなければ持たなければならない。
- ◆ 自治体の経営. 自治体経営のトップとしての市長
- ◆ 自分が市長ならば、自分にどんなルールを課したいか。市があなたに何をするかを問うのではなく、あなたが市に何ができるかを自問して下さい。市民のみなさん、市があなた方に何をするかではなく、私たちが一緒になって、共に市のために何ができるかを問うて下さい。
- ◆ 長いスパンでのビジョンをもつ。

- ◆ 前向き（駄目なことを考えるのではなく）
- ◆ マリンスポーツ、オリンピックを自信をもってアピールできる。
- ◆ 自分の町を誇りをもって示せる。
- ◆ 条例・政策がきちんと提示できる（市民に）→今の市長は合格点
- ◆ どう実行するか？ ⇒ これは疑問 実行できていないのでは？
- ◆ 個別計画などをきちんとやってほしい
- ◆ <議会対策> 接し方、根回しの不足
- ◆ <職員の接し方> 部下管理、人事の徹底 →例）財政問題
- ◆ <市民対策> 声を集める手法の工夫
- ◆ 市民参加制度 → 実行が不足
- ◆ 参謀をしっかり選ぶ → 違うタイプの人を
- ◆ 権限の委譲の仕方が足りない（部下への）
- ◆ うまういかなかった時の説明責任の自覚不足
- ◆ できない場合の説明責任を果たす。
- ◆ 実施段階のチェック、追求をしっかりしてほしい。
- ◆ 池子 市と防衛との関係 →市の独立性を保てるか？
- ◆ 産業界との強いパイプのある市長が生まれてしまうことも。
- ◆ 市のことを最大限に考えて、他から守るべき。
- ◆ 市長が市民、部下のことを知らない（市民にはそう映っている）
- ◆ いろいろな意見を聴く場を（少人数でも）多く →出向いてほしい。
→今の市長は割合多いと評価する。ただ、どこまで実行、反映できているのか？
- ◆ 自分の心情を本音で話すべき
- ◆ まちづくりトークでも市長の本当の顔が見えない → 見せるべき
- ◆ 市長が出向くべきだが、市民もこのような場に出てくるべき → 市民のあるべき姿
- ◆ 市長、市民、議会それぞれの役割を自治基本条例にはしっかり入れるべき。
- ◆ 県、国に対してもう少し市の代表として、ものを言ってほしい（現状は弱い）
- ◆ 役所仕事と民間会社との違い 民間経営感覚をもった目配りを適正に行って欲しい。適正な人事を含め。
- ◆ 市長はこれをしたというビジョンを明確に示すべき。
- ◆ 指導力・調整力のバランスが取れる人、例えば、議会との調整を適正に。職員も含む。
パフォーマンスには走ってほしくない。
- ◆ 逗子市を含む国全体が問題を抱えていて、行政・学識ばかりでなく、広く市民を含め意見を聞くべき。イベントを含む → 楽しさをもちながら市民と交流を図るべき
- ◆ 市長は市民の意見を広く聞くべき
- ◆ 年齢 40代が望ましい
- ◆ 性別
- ◆ 経験 （例）指揮者の役割（演奏者のことを理解している人）
- ◆ 逗子を理解し、こうしていこう ← 経験が必要

- ◆ アイディア 10 年先を考える
例) 防災 地権者と行政とで話が進まない
例) スマートシティ 考えるのはみんな(職員・市民)→まとめる
- ◆ 報酬等 多額 ⇔ ない
- ◆ 待遇 エネルギー出せる
- ◆ 市長の考え(理念、信念)が浸透している組織づくりができる人
- ◆ 風通しの良い組織、職員を含めた組織づくり
- ◆ 高齢化社会、子育て世代への取組みに注力
- ◆ (高齢者も社会とつながれる仕組み、ソフト面の整備)
- ◆ 人と人がつながれる場を作れる人 = お年寄りが社会に出にくい、活躍できる機会の提供
- ◆ 地域ごとに集まれる場所
- ◆ 逗子ファースト
- ◆ 逗子のためにどうするか?を考えていい人をやめる!しがらみを断つ
- ◆ 今まで不安なく暮らしてきた。変わらない生活を!!
- ◆ 税を上げる? — 財政厳しい
- ◆ いろいろな人の意見を集める。
- ◆ 環境を利用して税収が増える方法を取りまとめてほしい。→ 市はそのやり方を考える!
- ◆ 市長へ直接声が届くシステム
- ◆ 若い人の意見
- ◆ 空き家壊す → しめじ特産物(逗子の)
- ◆ 元気な高齢者の活躍の場
- ◆ コストセーブだけではだめ
- ◆ 高齢者より若い世代へコストをかける。
- ◆ 市民のモチベーションを高める。
- ◆ 1.2 期準備 3.4 期進化を問われる。
- ◆ 職員(若い)意見を聞く。
- ◆ 少しずつでいいから発展性
- ◆ 任期: 年齢等で制限するのは不適切
- ◆ ビジョン: 夢をもち 語れる人、伝える努力ができる人
- ◆ 分かりやすい言葉(評価できる/定量化)
- ◆ 行政目標の明確化と業績の評価、改善できる人
- ◆ 基本的には性格が良い人を望むが、八方美人ではだめ
- ◆ 民間企業と自治体の違い 潰すわけにはいかない。
- ◆ 長期的ビジョンを持ちながら、自治体の運営をマネジメントするスキルを有する人
- ◆ 長期的ビジョンを有する人が集まる条件(処遇、報酬など)整備が必要だが難しい。
- ◆ 財政危機を蘇生するノウハウを有する組織、集団、専門家、外部機関

- ◆ 市長のリーダーシップ： 議会への発言力、影響力
- ◆ 議会の発言権が大きすぎる → 市長の責任と権限をもう少し上げるべき
- ◆ 外部機関導入のメリット、デメリット
- ◆ 先見性、先進性、先取性、信義誠実、人道性、正義感、科学的見識
- ◆ 多数決で決まることからこぼれるもの…。少数意見 そこに光を当てることも市長の役割
- ◆ ルールに沿いつつ現実を見ていく力
- ◆ 一部の優遇ではなく…。官民協同（働） 偏りのない平等な行政
- ◆ 任期制限が必要か。 法律では決まっていない — 条例で決めることはできる
- ◆ 嫌われるような市長、恨まれ役を買って出る。
- ◆ 議会と毅然と対峙できる。
- ◆ メリハリをつける—自分の判断で多数派にだけ流されない
- ◆ 先見性 →企業の誘致、交通網、街のづくり
- ◆ 本来は既に学んだ大人が公職にあるべきです。
- ◆ 社会の中での自分の役割をわきまえたうえで「自らの役割を演じ続けられる責任感と誇りを持ち続ける」
- ◆ 常に市長としての言動が一致している市長
- ◆ （自分が市長ならば）市長の役割を知り、何時、何処、いずれの場合においても信条を変えないルールを課したい。
- ◆ （自分が市長ならば）市長として選出した市民全てに誠実な市長でありたい。
- ◆ （自分が市長ならば）「自分の町（市）を誇りに思い、自慢できる市長」になりたい。

<宣誓文>

- ◆ 必要あるのか？（当たり前のことだけなら）
- ◆ やわらかい言葉で、市民に分かる言葉で（小学校高学年でも分かる内容）
- ◆ WSで考えさせること自体がムダ
- ◆ 「自治基本条例に規定する～」は必ず入れること。
- ◆ 栃木市の宣誓文はよくできている。ポイントをおさえて同様の文章でよい。
- ◆ 宣誓することを条例にも規定すること。
- ◆ 議員にも宣誓書を求めるべき。
- ◆ 憲法条番号は出すべき？ / 本旨なので不要では？ 意見分かれる
- ◆ 未来指向の言葉を入れてほしい。世代によって込める言葉も変わる。
- ◆ 栃木市の例 : あたりまえ 期限がない
- ◆ 「市民自治を実現」重い意義
- ◆ 分かりやすくすると、市民の自由（自由闊達）
- ◆ 具体的な文言を入れるのに制限ある（予算、その他）
- ◆ 市民の目線に立った自治
- ◆ 逗子市長の意見 : 市長に課す義務的な文書

- ◆ リーダーシップがキーワード
- ◆ 宣誓しないと、やらないのかと思われる。
- ◆ 宣誓文、形式は不要
- ◆ はたして必要か？
- ◆ 議会の場で宣誓するのはやめた方がいい。
- ◆ 条文にあらわす。セレモニーはいらない？
- ◆ 市民に対して宣誓する。
- ◆ 宣誓しても、達成しなかった場合に不利益はないため、必要ないのではないか。
- ◆ 選挙時の公約を評価可能な表現で宣誓文とする。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 新規に盛り込む項目として、市長就任時の宣誓や市長の任期を一案として挙げている。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（民主創造市政）

第11条 市長および市議会は、市民自治を直接の土台とする市民の代表として、本憲章の原理を生かす民主的で創造的な市政を展開しなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（市長の設置）

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

（市長等の権限、責務等）

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

■厚木市

（市長の役割及び責務）

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

■小田原市

（市長の責務）

第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立って公正に市政を先導しなければならない。

2 市長は、市政を先導するに当たり、市政の課題及びその解決への道筋について、議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聴くよう努めなければならない。

■栃木市

（市長）

第18条 市長は、市民の信託に応えるため、指導力を発揮するとともに、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、この条例の自治の基本理念にのっとり、市民自治の実現に努めなければならない。

3 市長は、就任に当たっては、市民自治を実現するため、本市の代表者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。

4 その他市長に関し必要な事項は、別に定める。

宣誓書

私は、日本国憲法により保障された地方自治の本旨をより拡充し、栃木市自治基本条例に規定する自治の基本理念にのっとり、市民自治を実現するため、栃木市長として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

年 月 日

栃木市長

第11条 職員の責務

条例文案

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、市民との対話を大切にし、市民との信頼関係を築くよう努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 逗子市の代表者である市長を補助する機関として、職員が果たす責務を定めています。
- ◆ 地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められています。
- ◆ 職員には地方公務員としての責務のほか、知識の習得や技能の向上に努めていくことが求められています。
- ◆ また、職員は、コミュニケーション能力の向上を図り、市民との信頼関係を築いていくことが大切です。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 職員の責務
- ◆ 職員は一方的に話す（進める）のではなく、ダイアログ（対話）をしてほしい。気軽に市役所に行けるように。
- ◆ 市の業務遂行の理念（いわば憲法としての位置付け）として基本条例を市職員全員が理解し、行動すること。
- ◆ あくまでも市政運営の責任者は市職員であることを常に念頭に置くこと。財政危機について市職員一人一人考えて、健全な財政運営を行うこと。
- ◆ 市民参加も大事であるが、市民と市職員の関わり、コミュニケーションを深めたい。何せ市長と企画係の人しか知らないの。
- ◆ 市民の立場に立って、公平、誠実で効率的な職務を行う。必要な知識や能力を身につけ、自己啓発と資格取得に努める。
- ◆ 職員が、市民全体の奉仕者として、常に良心に従い、公務に対する市民の信頼の確保と清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、職員倫理条例を制定する。
- ◆ コーディネート能力：協働事業を行っていく過程では、パートナーと意見の違いが生じるなど、必ずしもスムーズに進まないこともあります。その場合に、広い視点で意見

をまとめたり、市役所内部の調整を行うコーディネート能力が必要となります。

- ◆ 職員の教育（資格（不動産鑑定士、マイクロソフトオフィススペシャリストなど） 取得）と人材育成。
- ◆ 職員に対して市政の中心的な役割を認識させる。
- ◆ 市長は副市長や部長クラスの職員を掌握し指導する。
- ◆ 自治条例の制定は市職員の意識改革のため。
- ◆ 市長との間のコミュニケーションをしっかりとる。
- ◆ 担当により違うだろうが、日常の業務に追われて新たなことができていない。
- ◆ 国の委任事項が多すぎて、新たなことができない。
- ◆ 部長職以上、部長が責任をもって新しいこと（政策やビジョン）に取り組む姿勢が欲しい。
フィードバックの責任は部長級（仕事を増やしたくない体質）
- ◆ 市民参加制度・市民の声を提出するための制度のPRが不足（今回のワークショップに出て初めて知った）
- ◆ パブリックコメントがアリバイづくりだけに使われている。
- ◆ 市長―市民の間をつなぐ「要」としての役割（市民感覚を大切にしてほしい）
- ◆ 行政が市長を利用しないこと。市長に甘えすぎ（市長の不勉強？）
- ◆ 段階別に「要」の層が自らの役割を自覚して動くべき。
- ◆ 相談したいことは大方、市の職員にもっていくので、担当―課長―部長へのパイプが詰まっている。吸い上げる工夫も姿勢もない…つまり、誠意、魂の問題に帰する
- ◆ 分かり易い情報提供を心掛けてもらいたい（市民と対話できる職員であってほしい）。
市側（個別の問題については全体を考える）
- ◆ 不平不満はない。
- ◆ 職員個人的にはいいが、連絡が悪いかな。
- ◆ アリーナに行った時は…イベントが多すぎて把握できない
- ◆ 市長も大変だろう。
- ◆ 財政不足 議員は職員のミス。国が持っている財源、とかの話から先見を疑う。分析力がない。
- ◆ 市職員と市民の接点 窓口（カウンター）からの意見の情報収集も大切。
- ◆ 逗子の最大特色である（周囲）四方の緑を徹底的に守ることを市長・議員・行政職員・市民の役割のところ全てにあえて入れる（逗子が永遠に変わらないために）
- ◆ 職員に求めるものは、民間の仕事より無駄が多い職員評価。〇〇制度等。適材適所の人事をし、仕事の効率をよくする。
- ◆ 何をすれば、昇進、人事評価されるのか検討
- ◆ 民間の職員を係長クラスに入れる。
- ◆ 横連携の強化
- ◆ 効率をよくしようとする意識が希薄なのは。
- ◆ 決まったことは効率よくできる（選挙事務、税関係）
- ◆ 一方、意見調整が関わると効率的にできない

- ◆ 結果の検証ができていない（例：防災訓練４回実施、何ができた、できないの分析ない）
- ◆ 市民のことを考えているが、意識しているがなかなか組織になると市長と市民の間でうまくやっているかいいのか分からないできているかどうか。
- ◆ 広い視野、細かい配慮
- ◆ 順法意識（公平性、公開性）
- ◆ 人間性（冷静、温かい心）
- ◆ 正確性、情報力
- ◆ 市政への提案力
- ◆ 以前に比べると職員の質は良くなってきたと思う。
- ◆ 市民の相談等がうまく上へつながらない。上司等の問題があるのか？
- ◆ 各協議会とか自治会の活動等に市の職員は参加や出席が少ない。
- ◆ 市の職員は約２割位しか在住していないのか？本当に逗子市のことを真剣に考えて仕事をしているのか。
- ◆ 部課職クラスの在住職員の比率はどうか？
- ◆ 市役所から市民、自治会へ出す文書等があいまいで分かりにくい。市民は読んでいて全く分からない。
- ◆ 職員が出す行政文書は、市民が分かりやすく簡潔にしてほしい。
- ◆ 市民意識や課題を常にキャッチできるセンスを備えること。
- ◆ 高齢社会への問題意識を高めること。
- ◆ 法律・条例等にしばられすぎてがんじがらめになっている。
- ◆ 市の職員の勉強・熱意・意欲不足（国・県への働きかけ等）
- ◆ ビジョンをもって働いてもらうこと。
- ◆ 逗子市職員の給与は他と比べて高い。給与に応じた働きをしてほしい。
- ◆ 幹部クラスの職員の資質に問題あり。
- ◆ 縦割り行政で、横の連絡がないので課題が解決できない ⇒ 総合調整するセクションが必要 ⇒ 市長直属 etc
- ◆ 職員の企画能力を高める。
- ◆ 役人の体質として、仕事が増えることに抵抗感がある。自治会等の要望に対して腰が重い。
- ◆ 親切だがいろいろなことを真摯に行って欲しい。
- ◆ 上辺だけでなくきちんと対応してほしい。
- ◆ 知識のある職員が少なくなっている感じがする。
- ◆ 行政を行う者として、所属した課で取り扱われる物事について知識を深めてほしい。興味をもってほしい。
- ◆ 「個人情報」が障害になることがあるーレベルを決めて利用できればよい、好ましい。
- ◆ 市民との接し方が昔よりソフトになってきた。その点は良い。
- ◆ 職員間の馴れ合いーかばい合いがないか？
- ◆ 市民の安全を背負っているという意識をもってほしい → ストーカー殺人等

- ◆ 冬の防災訓練、市長は出てきていた。市民は少なかった。もう少し啓発してほしい。
- ◆ この会議で何かを提案すると、「既にやっています。あります。」といったことを言われる。広報をもう少ししっかりしてほしい
- ◆ 決めたことを実行できる（行政の実行部隊として）
- ◆ 相談できる。
- ◆ 料理、図書館等の対応は丁寧でよい。
- ◆ 財政の説明等は分かりづらい。
- ◆ 全体を見せてほしい ← 対話したい
改善案を市民から出せない
- ◆ 福祉協議会との例、池田通りの改善
- ◆ 職員と市民の対話、コミュニケーションの充実
- ◆ 制度の説明は良かった（個人）、市としてどうか。
- ◆ 町に出て市民の実体を知ってほしい。
- ◆ メリハリのある予算計画
- ◆ 市民の役に立ちたい（市役所）
- ◆ さまざまな意見を聞く姿勢を大事にしたい、かつ、全体としての公平性も意識した。
- ◆ 市内だけではレベルが下がる。
- ◆ 広い視野をもち、未来志向を大事にしたい。
- ◆ だけど正直、目の前の仕事でいっぱい。
- ◆ 逗子を好きに、もっと、なれるように。
- ◆ そのためにも、もっとコスト意識をもちたい。
- ◆ 市長の補助職員という立場が大前提ということを忘れてはいけない（自分の考えをもつことは大事。でも自己満足はダメ）
- ◆ 病気にならないこと。
- ◆ 多様な考えをもった組織であること。
- ◆ 何事も解決 ⇔ 落とし所を見つける、押さえる
- ◆ “感情（寄り添い）”と“機械的”のバランス
- ◆ タフ＆ガッツーへこたれない気概
- ◆ 新しいことに取組む － 余裕が必要
- ◆ 無駄を省き、余裕を生み出す。シンプルに… 本当に必要かどうか？の視点
- ◆ 市民に対してきっちり説明して納得・理解を得る。
- ◆ 交渉・対話ができる － 信頼関係がベース
- ◆ コミュニケーション 職員間も市民へ向けても。
- ◆ 行政職員も生活者ですが、個人の利害を超えた活動を望む。
- ◆ 公務員のコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るための一文が必要ではないか。
- ◆ 様々な市民の中で最も①寛容であり、②全ての市民、市民団体と、③市政の他課と協働（コラボレーション）できる視野の広い職員であって欲しい。
- ◆ 行政マンが民主的な市民社会を地域に実現するためには、まず自らが”市民”の中の”

市民”、選り抜きの自ある市民であることの自覚とその自然な発露として、公僕としての市民社会への奉仕を生きがいとすることだと思います。

(仮称) 自治基本条例検討会での意見

- ◆ 市職員の役割と責務という項目について、総務省から策定が要請されている人材育成基本方針があるが、ほとんど市民の目に触れないと思う。市民としてどういう職員を望むのかとか、職員としてどのように市民と向き合うのかということ、役所の内部的な文書ではなくて、自治基本条例に書いておいていいのかなと思う。
- ◆ 地域、市民と向き合って仕事をするのが楽しいと思える職員が一定数いないといけなし、地域に関係して仕事をするに使命感を持つような職員層がもっともっと育っていきたいと
- ◆ 自治基本条例にも、地域と向き合う職員像について書く必要があると思う。
- ◆ 人事は市長の専権事項と言われ、市長は採用権者でもある。採用試験により、面接して良いと思った者を採用している訳だが、市民にとって良い人材なのかというチェック機能はない。ところが、予算の25%前後は人件費であり、50億円弱くらいはかかっている。このことについて、そういうものだと思うのか、何らかの市民の関与があるべきなのかということとは分からない。
- ◆ 職員を採用すれば、約40年間の勤務に対して、生涯賃金2億数千万円の税金を支払うことになるため、市民の代表たる市長として、責任を持ちたいという思いでやっている。一方で、そこに政治が関与するべきでないということもある。両方の見方があるが、良い悪いの議論がされていない。ところが、予算の大きな割合を占めており、まちづくりの質的な面において、職員に負う部分も大きい。
- ◆ 今年の人事はこういうことに重点を置いて、こういう強化をしましたとか、組織的にはこういう課題に対して人事配置を行ったとかということは、市長として市民に説明する責任があると考えている。
- ◆ 自治基本条例ができて、市民と連携、協働できる職員が位置付けられれば、宣誓条例の変更ということもあると思う。
- ◆ 2割しか在住者いない。逗子在住を優先的に採用してはどうか？人口確保のメリットもある。
- ◆ 職員の改革必要だが、市民の意識も？

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

(行政市民)

第13条 市に勤務する職員は、第11条に基づく民主創造市政の実行に携わるとともに、主体的

に市民自治に協力すべき者として、行政市民であることを自覚しなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（市長等の権限、責務等）

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

■厚木市

（市職員の役割及び責務）

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

■小田原市

（市職員の責務）

第13条 市の職員は、市民との協働を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければならない。

Ⅲ 参加と協働によるまちづくり

第12条 情報共有

条例文案

市民、議会及び行政は、まちづくりを効果的かつ継続的に進めるために、それぞれが保有するまちづくりに必要な情報を積極的に提供し合い、共有し、及び活用するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに取り組むに当たって、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければなりません。

3 市長は、市民、議会及び行政が一体感をもってまちづくりに取り組むために、逗子市の課題や将来について意見交換し、情報共有する機会を設けます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「自治の基本原則」に示した「情報共有の原則」について定めています。
- ◆ 市民が自ら考え、判断し、行動するなどまちづくりに取り組むためには、情報の共有は欠かせないものであることから、議会や行政の情報を市民と共有するだけでなく、市民しか持っていない情報も提供し合い、共有し、活用するに努めることとしています。
- ◆ 議会や行政には、「市政運営」の項目の中で個人情報保護について規定していますが、まちづくりに関わる市民にも、個人情報を適正に取り扱う責務があることを定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 情報の発信、共有。年齢によるハンデ無く全ての人が必要な情報を手にすることができるような仕組み作り。
- ◆ 情報共有のための具体的な条件
- ◆ 情報公開、共有の方法。
- ◆ 情報の共有化
- ◆ 議会、行政、市民の情報を共有する。
- ◆ 市民活動や市の情報共有
- ◆ 市民、行政、議員（議会）の情報発信及び共有が必要
- ◆ 情報共有のための条例（具体的に決めていく）
- ◆ 情報共有の仕組みを作る（双方向の情報の流れの盛り込みが大切）
- ◆ 情報共有（行政・議会・市民）

- ◆ 情報・意見の共有化（行政、議会、市民それぞれの仕組み作り）
- ◆ 情報の共有化（双方向）
- ◆ 行政・議会・市民全ての情報を細かく開示し、互いに共有する。
- ◆ 行政、市民、NPO・自治会の情報をそれぞれが共有する。
- ◆ 情報共有を条項に盛り込む。
- ◆ 情報公開を共有
- ◆ 情報公開、共有
- ◆ 情報共有の場合作り→更にその情報を共有する仕組み。
- ◆ 各団体の情報を共有できるようにすること。
- ◆ 市民だけが知ってる情報、市だけがもっているものもある。
- ◆ 情報共有できる仕組みを盛り込む。
- ◆ ①情報共有で大切なこと どのような形でデータベース化するか ②年齢によってそれにアクセスできる人、できない人（受け方の手段をもたない）があるので、この点を考慮する必要がある。
- ◆ 均等に情報が市民に伝わるのが大切。SNS を活用できる人と全く利用することができない人から、どのように意見を吸い上げるのか、各自治体がしっかり機能することが大事。
- ◆ 協働を推進するのは市民の情報の共有・信頼・コミュニケーションだという認識をしました。
- ◆ 市民と行政とのコミュニケーションを良くするため、今以上に SNS を利用促進したら良いと思います。(ex) 子ども・高齢者の見守りなどは、役割を明確にすると役を受けるハードルが高くなるので、登録制等考えればよいと思う。
- ◆ 共有がキーワード。(情報、課題、夢)の共有が重要。それから事実確認、アクションプラン等の動きが続く。
- ◆ 共有とコミュニケーション
- ◆ 会議 市だけが知っていること、市民だけが知っていること 共有したい
- ◆ コミュニティ・共有。市民と行政であっても、市民と市民であっても情報共有が大事
- ◆ 情報共有の場を設ける
- ◆ 情報共有したものを発信、広く市民全体に伝えるか
- ◆ 情報共有のための具体的な条件
- ◆ 一番多かったのは、情報の共有化が大前提ということ。市民のニーズ、自治会の情報、行政のやりたいこと、議会の情報公開など、情報の共有化が必要だと考える。
- ◆ 市民のニーズが行政に伝わるような場をつくる。
- ◆ 市民の報告（情報）する手段を重視して欲しい
- ◆ 自治会・町内会の活動を明確にする。
- ◆ 自治会で個人がつぶやく（ネットワークで）→ここから交流が始まる これを市がまとめていく
- ◆ 自治会がないところもある →情報を吸い上げる所

- ◆ 広報ずしの「みんなの広場」、これは他市にはないかも。市の主催講座が多い？
- ◆ ずし広報に意見、その他を集約して欲しい。
- ◆ 内容も重要であるが、市民への広報が大事である。市民に知らしめて欲しい。未来協議会のことを市民の何%が知っているのですか？
- ◆ 情報共有、広報に逗子未来協議会の情報なし。
- ◆ 速やかに条例化
- ◆ 行政の伝えたいことが市民に伝えられる機会をつくる
- ◆ 逗子の行政・議会及び行政に関連する市民は、情報公開を進めるだけでなく解りやすいように伝えることに努力する
- ◆ 情報発信の強化・共有
- ◆ 議会の傍聴もあり、そういう情報も公開はしているが、垣根を低くして情報を見やすくしてほしい。
- ◆ 情報共有できる仕組みを盛り込む
- ◆ 情報の共有には、コミュニティ（自治会）の活動を強化する
- ◆ 情報の信頼性 ⇔ 受け取り側のアンテナを高める
- ◆ 情報公開課を「情報共有課」へ
- ◆ 市の情報がどこにあるか分からない。
- ◆ 情報 活性化する（ネット）
- ◆ 今は過渡期、情報のとらえ方が違っている。
- ◆ 情報のキャッチボール
- ◆ 市民が何を考え、どんな活動をしているかを常に知るための方法、ツール
- ◆ 新しい仕組みを作るには、旧来の仕組みの実情実態を知り、そこから出発する必要がある。
- ◆ 市内でどのような自治活動が行われているのかを知ることが第一歩 → 整理し、市民に提供する。
- ◆ 知らせることの内容が何か？が重要、先決
- ◆ CIA とか KGB のような公共機関が、情報収集の妨害や誤認を働いていることを禁じるべきだ。
- ◆ 問い、答えが容易にできること—この根拠法令は何か？必要なら自治基本条例にこれをうたおう。
- ◆ 知りたい時期に知る。
- ◆ 問題の共有化はしているのか？ → 問題のレベルによる ex：ごみの分別、最終処分
- ◆ （市長）人口問題について危惧している → 職員は知っているの？ → 知っているけど受け手によって違ってくる
- ◆ 議論がその場限りになっているのでは？ → やって結果をどう反映していくの？ → 報告書が大事 アリバイ作りになっている。
- ◆ 人口増維持するには何かを → 何かをしないと！ → 共有化されていない Ex：小学校にいじめがない → それだけでも人が入ってくる

- ◆ 方法、媒体を選ぶ
- ◆ 自分の必要な範囲で媒体を選んでいる。
- ◆ 知るべき知りたい情報（どんな情報があるのか言え！） →カテゴライズする
- ◆ 情報を容易に取得
- ◆ 防災情報を全市民が等しく同時に受け取ることができること。
- ◆ 地域の情報を共有するために、行政としては企画課を越えた部局間共同のアプローチ（仕組み）が必要。総合化した情報の共有とそれを生かす仕組みを要す。
- ◆ 受動的にでも入ってくること。 放っておいても目に飛び込んでくること。
- ◆ 情報共有が大事であると思う心構え
- ◆ 発信者受信者は門戸を常に開いておく 垣根を作らない。
- ◆ ネットに頼らない方法を工夫する必要もある ex：地域の広報板の活用 とか
- ◆ 隣の住人が何でも尋ねたことを教えてくれるといい。
- ◆ 他地区の成功例等を情報共有する（実際に行う）ネットワークづくり。
- ◆ 知りたい時期に知りたい知るべき情報を情報共有できるよう、どんな情報があるのかを含め情報を容易に取得できるようにする。
- ◆ 逗子市内にある自治会活動の様子をネット上でよいので公開し、お互い活動の刺激を受けるのもよいと思う
- ◆ 市民がもつ情報を上げていくのは逆にどうすればよいか？
- ◆ 安心安全の情報の共有
- ◆ 市民間での情報の共有の支援
- ◆ 共有する中でルールを作る。個人情報の取り扱い
- ◆ 高齢者の方への情報共有
- ◆ 共有 web データ、ローカルデータ、掲示板、ゴミ集積所
- ◆ you tube、掲示板で共有
- ◆ 広報ずしを使った共有
- ◆ 情報の鮮度の高さ
- ◆ 防災メールの内容の拡充
- ◆ 必要な情報の個人差
- ◆ 多数の媒体から情報を収集する。
- ◆ 情報を足で広げる仕組み
- ◆ G I Sのデータで配布があると
- ◆ 空き家の情報
- ◆ FM ラジオの活用
- ◆ 人口のデータをもう少し詳しく
- ◆ 地域の子供が掲示板管理 年長者がサポート、世代交流
- ◆ 基礎データのオープンデータ化
- ◆ 緊急性の高い情報 発信した情報がいかに正しく市民に伝わるか
- ◆ メール →活用改善

- ◆ 迅速性（情報のスピード）
- ◆ 情報発信者が手法を共有する
- ◆ 情報操作をしない（正確な情報を）＊主に市から
- ◆ メール、インターネットを活用する。
- ◆ 問い合わせ窓口、問合せ先を作る。
- ◆ 子どもを中心として親を巻き込むことによって行政の考え、想いを共有できる。
- ◆ 地域でそれぞれ個別に活動している人は意外と多いが知られていない。横のつながりがなかなかない。
- ◆ 共有する中でルールを作る。個人情報の取り扱い。
- ◆ 市民・団体はプライバシーを超えた活動が難しい。
- ◆ 説明責任の目的は情報共有 → では、情報共有の目的は、一人一人が自分の頭で考え、市政に参加する、そのため。
- ◆ 課題を共有しコミュニケーションを取り合うなかで、自然体で協働していく姿勢が大事
- ◆ 意見交換会を開く。
- ◆ 情報交換の時間がない（若い人は仕方ない。予定などある）
- ◆ 意見交換の場をつくる。
- ◆ 公開 → 意見交換 → まちづくりトーク
- ◆ 理念、ポリシーを遂行するための意見交換のプロセスの盛り込みが必要
- ◆ 全員（それぞれの立場、団体）が意見を出せる場
- ◆ ワールドカフェのようなWSを定期的に行うことができると良いと思います。（無作為抽出のような形で）
- ◆ ワールドカフェなどで出た意見を、さまざまな現在の制度なりへつなぐこと、そういうことでより実行性が高まると思う。
- ◆ コミュニケーションの場の充実
- ◆ 市民のコミュニケーション
- ◆ 少数派の、あるいは個人の意見を尊重して、みんなで話し合える場をもちたい。
- ◆ 少数派（個人）の意見を尊重し、みんなで話し合える場が欲しい。
- ◆ 少数派の意見を尊重する。
- ◆ 市民がもっている意見を公表できる場・機会をつくる。
- ◆ 市民が集まって自分の意見を表明するチャンス設ける。
- ◆ 市民、行政、議会が意見交換できる場を設ける。
- ◆ まちづくり集会（外国人含む市民、行政、議会、NPO、自治会）を年1回以上開催し、市民の意見を反映させた条例を速やかに制定する。
- ◆ 市民・行政・議会の話し合いの場を設けること。
- ◆ みんなで話し合う場（行政・議会・市民）
- ◆ 誰でも集まれる空間作り
- ◆ 市民が集まるような催し物が少ない。
- ◆ 男性同士で話し合いの場

- ◆ 自治基本条例に一步でも近づくために、市民、まちづくりの集会を定期的に行う。
- ◆ まちづくり市民集会を行う（定期的に）（住民自治協議会） 意見を出す場をつくること
が必要
- ◆ 基本条例に一步でも近くする為、市民まちづくりの集会を定期的に行う。
- ◆ 市民まちづくり集会を年1回は開催（イベント併設）
- ◆ 市民が楽しんで暮らせるまちにしたいというのを大前提にして、具体的に仕組みとして、市民、議会、行政の三者が集まって話せるような場をつくりたい。そのもとで意思決定ができるなら、そうやっていきたい。
- ◆ まちづくり集会 外国人居住者を含む市民と議会、行政が集まって年1回以上話し合いを行う
- ◆ 市民・行政・議会の話し合いの機会を設けること。
- ◆ 市民・行政・議会の話し合いの場をつくること。
- ◆ 3者が会する市民まちづくり集会の開催（市民の意見を吸い上げる機会）
- ◆ 焼津市「まちづくり市民集会」は良い 議員入っている（条例第17条）
- ◆ 市民の多様な参加必要
- ◆ 常に公開されること。
- ◆ 話し合う場があった方がよい。その中で出た話は進行管理していかななくてはならない。
- ◆ 真実は話し合いの基本の1つで、話し合いは自治の基本の1つだ。これは政治の基本であろう。
- ◆ 少数の意見を聞けるように。
- ◆ もっと声を聞いてほしい。
- ◆ 小さなグループ（20名以下）でも聴く場を設ける。
- ◆ 今後の逗子を考える場をつくる。
- ◆ テーマを決める。
- ◆ 評論・批判の禁止
- ◆ ポイントは行政と議会と住民の三位一体をいかにやるかということと、意見をどれだけ集約できるか。
- ◆ 議会・市長・市民が対話できる仕組みを盛り込む。
- ◆ もう少し大きな問題でなく、小さな個別に適応して行政又は議会で話し合いが必要です。 → 市民生活に反映すると思う。
- ◆ 市民の困りごとを聞く集まり
- ◆ 話したいこと 全体会議の開催 出たい人が参加する 直接市へ意見を出す
- ◆ 集まる場所 情報交換できる場所
- ◆ SNSの利用 → 若者の呼び込み 地域の限定
- ◆ フレンドリーに市職員と話せるようになるといいのでは？ → カフェスタイル → 吸収
- ◆ 逗子の活動・会議は活発、だけど、入りたくても入りづらい状況。漠然とした思いをネットでも対話できるようにしてほしい。

- ◆ 各課発行の広報誌等、多くの人に知ってもらうには
- ◆ 土地・地域の特性についても、情報共有・発信が必要 →（市がフォローを）
- ◆ インターネット・スマートフォンの活用、HPの充実 → 高齢化の中では難しい。まず紙ベースで、インターネットは二次的なもの
- ◆ 未来協議会の周知
 - 広報誌にレポートを入れる
 - 保存できるようにした方がよい
- ◆ 小さい記事では目立たない。挟み込みではなく、本誌の記事で
- ◆ 広報誌と市議会だよりのスタイルを合わせた方がよい →（コスト面もあるが）広報誌と合わせられないのか。
- ◆ 「取りに来てもらう周知」ではなく、「こちらから渡していく周知」をする。
- ◆ 広報ずしで情報を発信しているが、理解されていないように思える（行政の取り組み等）
- ◆ イベントの実施主体がどこであるのかを正しく周知 未だに市主体のイベントとされているものがある（補助金とっていない）。Ex:市民まつりは、実行委員会主体

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 新城市や焼津市でも、推進組織のメンバーが、市民、議会、市長が一緒になってまちの問題を話し合う市民まちづくり集会というものを行っている。市民が運営し、行政が後押しする。当事者になってもらうことが目標で、風化を防ぐことにつながると思う。

具体化条例・規則・要綱等

--

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

（1）市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

■厚木市

規定なし（自治の基本原則に規定）

■小田原市

（まちづくりに必要な情報等の共有及び活用）

第14条 市民及び市は、まちづくりの取組を効果的かつ継続的に進めるため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

第15条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。

2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。

第13条 市民参加

条例文案

行政は、市政に対して、政策形成段階から実施、評価のあらゆる段階において、市民が自主的に意見を表明し、提案し、行動する機会を保障します。

2 行政が意思決定する過程における市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

3 行政は、市民の提案等を行政の計画に反映する仕組みの整備に努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「自治の基本原則」にうたった「参加の原則」に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を行うため、市民参加について定めています。
- ◆ 逗子市では、2005年（平成17年）に逗子市市民参加条例を制定し、行政が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、又は提案することにより行政活動に参加し、市政を推進するため、市民参加の手続き（対象、方法等）について定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 若い人や女性も積極的に話をしていた。このようなワークショップだから発言しているのかもしれないが、普段の生活でもさまざまな世代の人が実行できればよいと思う。
- ◆ 参加する意識が大事です。個々が意識をもって、健康で（心・体）進めていく。
- ◆ 参加意識が大切。健康であること。市は場所など提供の点で協力してくれることが大切である。
- ◆ 今後、実効ある会議にするためには、ボランティア的発想・行動を誘導する動きが必要になる。（上手に誘導するためのインセンティブのあり方を行政もしっかり考えてほしい）
- ◆ 参加意識が大切。どうしたら参加したくなるか。年齢構成別に参加でき、交流ができること。また、外国人との交流ができるよう、他を受け入れる意識が必要。
- ◆ 市民として参加すること（催し、場所）を増す。
- ◆ 市民の行政への参加システムを明確にして一般化する。
- ◆ 参加・協働（学校 etc）
- ◆ 若者の参加
- ◆ 一体感がない、他人事の人もある→どうするか
- ◆ 市民の方に権限なりが少しでも移るもの、意見を言うばかりでなく、手も動かし、責任を取るのが参画だと思う。

- ◆ 会議 市民の参加 ー各会議に市民 2～3 人参加
- ◆ 各会議に必ず市民 2～3 人を参加させる等必須にしてほしい。
- ◆ 市民参加が「誰でも」「自由」にできるシステム化を明確にする。
- ◆ 住民参加のルール作りを盛り込んでほしい。
- ◆ 参加、協働の仕組み
- ◆ 市民参加
- ◆ 参加意欲を高める仕組み
- ◆ 女性参加、協働の仕組み
- ◆ それぞれの世代の声を反映させる。
- ◆ 平日の夜、市民活動のための集まりを行う。(若手世代が参加できる)
- ◆ サロン方式の市民参加活動、年代別の会は良いアイデア。
- ◆ 行政の考える「市民参加」ともっと柔らかく市民が楽しめるイベントへ「市民参加」とを融合して幅広い視点でたくさんの方々が参加し、意見交換を気軽にできる仕組み作りが重要ではないかと思う。
- ◆ 市民参加方法にインターネット活用を加えて、もっと幅広く活動する人数を増やしたい。
- ◆ 2つの方法を一緒に行う。
- ◆ Face to Face の情報交流と…節目節目に是非必要
- ◆ ホームページ、ネットにする間接的、直接的…特に時間の少ない若い人にとって重要
- ◆ 市民参加のハードルを下げる必要があると思う。
- ◆ 行政が把握する市民参加だけではなく、1人で行う市民参加がたくさんあるので、これをレベルアップすることを考える必要があると思う。
- ◆ 小さな単位(回覧板を回すグループ)ごとに、○×式程度の質問をし、市民の意見を集約するという小さなことから始めないと、市民全体の考えの方向性すら見えないと思う。最初は、○×、YES、NO の単純な質問から始め、少しずつ短い文章が答えになるような質問をして、市民の意見、考えを知り、すくいあげていくのがいいと思う。
- ◆ 個々の関心がある事柄について参加すればよいということ。
- ◆ 一人でも問題提起を気軽にできる仕組みが必要。
- ◆ 市民参加するためにはどうするのかの情報システムが必要。
- ◆ 難しい抽象的な問いかけでは分かりにくいので、具体的なものと分かりやすい。
- ◆ 市民参加の会議方式ではなく、時間を限定しない、夜・昼間・平日・休日などに設定し、行政の話だけでなく地域の話をするなどしながら参加する。(サロンのような垣根を低くしたものを想定)
- ◆ 回覧板には○×で回答できるような質問の仕方で、全員に回答してもらうような市民参加はいいか。
- ◆ 「市民参加」をしたことによるアウトプット、成果・実感がわくこと。(言ってもしょうがない、どうせ変わらない、あきらめなくてはならない仕組み)
- ◆ パブコメを 2 回実施する(議論を深める)、市民がつくる情報誌。

- ◆ 市民参加をより有効にするには、誰でも参加しやすいようにグループ化等で閉鎖せず、誰でも声を上げやすい雰囲気と門戸を開くこと。
- ◆ 市民参加に関心がもてるような仕組みや支援を行政が実施する。
- ◆ パブリックコメントの意見を吸い上げる手立てを考えていただきたい。受ける行政は縦社会、部門間の調整力が必要。
- ◆ 逗子のホームページを工夫していただき、楽しく情報を得られるようにしてほしい。(興味持てるイベント等大きく取り上げるなど)。
- ◆ 特に市の行政に普段強い関心をもたない住民に対して、ある程度プッシュ型の情報提供が必要だと思う。(HP へのアクセスのようなプル型ではなく) 広報誌、回覧板(自治会)、掲示板、ポスティング、TEL/メール
- ◆ 市民参加のできる小作りの機会を作って欲しい。
- ◆ まちづくりトーク等、市民参加の機会(要周知)
- ◆ 活躍して欲しい世代へのアプローチが不足
- ◆ 関心のあるテーマが必要(生活の中で切実なこと) 地域の見守り等(老人、子ども)
- ◆ 逗子都民に行政が関心をもて
- ◆ 生活の直結したテーマでコミュニケーションを図る。
- ◆ 公募制度、パブリックコメントが行政のアリバイ作りになっていないか。
- ◆ 逗子市役所が「市民参加」に課題がある、参加率が低い等と認識しているのであるのなら、どのように分析し、対応方法を考えているのか検討することが大切。
- ◆ 市と地元の町内会・団体とのパイプ連携をしっかりともらう。
- ◆ 自治会に参加していれば参加しやすいと思う。高齢者の人は、自治会に入りやすい(元々入っている)ので、そのような方々の協力も必要では。意見の反映。
- ◆ 小学校区住民自治協議会は小学校区の自治会、町内会によって成立しているので、この仕組みを活用して、情報発信、情報収集をしていければ市民参加率は向上すると考える。
- ◆ 自治会・町内会の意見を集約する協議会有り、自治会の会員である市民はすでに参加しているとの話になった。
- ◆ 年代別の対策、参加できる仕掛けを。池子の運動の時のような潜在的エネルギーあるはず。
- ◆ 市民の意見をキャッチする機能をこの条例を策定する際に盛り込む → 市長へ直接 or 委員会の設置
- ◆ 市民参加による成果とそのプロセスを市民に広く伝える。
- ◆ 市民参加以前として、期日の切れた回覧板が何度もくることを知って欲しい。
- ◆ 市民の自由的まちづくり活動を広報する。市民の周知が大切。
- ◆ 一番大切なことは、参加前に全市民にどのように情報を伝えることが第一と考える。市民が情報を知り、関心をもてば、自ずから市民が色々なことに参加してくれると思う。
- ◆ 市民参加には、市政の情報を早く正確に十分に知ることができることが大切だ。情報は計画に先立って十分早く提供すべきだからその時期を早く設定すると規定すべきだ。意見は市民が言うべきであっても、それが行政に反映されないといけない。アセス

なら事業アセスでなく計画アセスであるべきだ。

- ◆ 市民に市民参加を広報等にて知ってもらう。
- ◆ 市による市民参加に関わる PR（広報、インターネット）→方法や仕組み
- ◆ 市民参加制度があることを知らしめる。
- ◆ 住民に対して機会を如何に周知していけるかが、最重要ポイントだと考える。
- ◆ 市民参加の成功例を PR する。必要性を周知する。市民参加の方法を検討する。
- ◆ 関心をもつ必要がある。（市民参加）
- ◆ 市民参加に対する関心をもってもらふこと。
- ◆ 市民の意識を変えていく必要が大きい。
- ◆ 広報誌、掲示板、インターネットなどでの情報発信を市民も関心・意欲をもつことが大事。身近な問題（例えば、健康）等の関心から参加していく。
- ◆ 思っても口に出さないことは何も言わないのと同じ。
- ◆ どう理解を深め、どう興味をもってもらふか。
- ◆ 若人の参加の少なさは彼らの事情が良く分かるので、その対策が第一と思う。
- ◆ 若い人を逗子市ホームページで参加できるように内容を変更する。
- ◆ 若い世代の人たちが参加できる制度を作る。”金曜日の午後は逗子のワークショップの日”を社会に認めてもらう。参加できればみんな意見は豊富にもっている。それを形にできれば行政は進む。
- ◆ 若い方々が参加できる制度を作る。（市民参加のためなら、勤務免除してもらえような風潮を作っていく）
- ◆ サイレントマジョリティーの無効性/無責任性を感じた人がいたことは大収穫。
- ◆ 意見を言う人はいつも同じ人で多くの市民は日々感じていることを口に出していないと思う。
- ◆ 参加ということだが、参画ではないところ、違いは何か？
- ◆ 市民参加とは何か、行政の施策に対しての意見を言うことか。日頃、地域の行事を行っていることか？
- ◆ 必ずしも声を上げることが「市民参加」ではない。何もしないということも、容認という市民参加をしているのである。
- ◆ 決定の場に「参加」するだけでなく、決定をどう実施していくかに「参加」する、できることこそよい形での市民参加なのではと思う。
- ◆ 行政だけでなく議会も巻き込む市民参加。（行政と市民の対話だけでは不足、提案が否決されてしまうことを防ぐ）
- ◆ 方法や仕組みで最善なことは思い至らないが、よいと思う方法は全て活用するのが重要なことかと思う。
- ◆ 市民参加（意味を何個かに分けられる）について、参加することによって市の行っている行事は全て市民参加だという人もいる。自治基本条例に盛り込む（位置づける）市民参加は全員参加を基本とする。
- ◆ 現役世代のほとんどは、日常生活において市民参加できる時間がない。仕事に追われ

ている。

- ◆ 市民参加はもう少し時間が必要と思う。今、市民参加が行われると協議会が困ることが多いと思う。急ぐことはないのではないか。
- ◆ 現実、市民の大多数は自分の家庭のことで手いっぱい、市民参加の場に出てくるのは同じ顔ぶれになってしまう。
- ◆ 真の「市民参加」が行われるためには、実は条例の内容の実行がどのように為されるか・どのように担保されるかこそが重要ではないか?と考えます。例えば、市民参加条例第7条に従って一つの市民参加の対象課題が決定し、それについて第8条の市民参加の方法が何か条例上の審議会に決まり、第10条により公募の市民委員2名を決めて、審議することとします。この審議に、どのような市民参加が行われて議題の結論が出されたか、即ち、どういう市民が参加してどういう市民意見が出されてそれがどういう形で審議されてどういう結論が導かれるかが、私は、そういう点が「真の市民参加」が行われるためには極めて重要だと申し上げたいのです。形式的に市民参加条例の条文を整え市民参加制度審査会の審査を励行していくことは勿論大切なことですが、「真の市民参加」により重要なのは、その審議会の審議過程に市民がどう参加するかということではないかと言いたいのです。
- ◆ 当然のことながら、この際市民参加という点では、これに参加する公募市民の資質（特にその専門知識や何より市民を代表して発言する姿勢や自覚・意識など）や審議会の発言構造などは極めて大切な要素になると思われます。
- ◆ いずれにせよ、逗子の「真の市民参加」には、その実施活動段階での内容や質の充実という点で、更に進歩させる余地があるように思えてなりません。行政の責任だけでなく市民側の意識や自覚の問題が底にあることは重々承知しておりますが、今後の逗子市民参加の課題と考えています。
- ◆ 民間の立場からできることは、可能な限り行う。行う上で必要な専門知識や権限を持っている市がその仕上げをすることが理想の協働だと思います。それを実現するために情報を発信し、自覚を市民に持たせることが大切です。
- ◆ 代表市民の参加。会議などで市民が意思決定にも関わる。
- ◆ 住民自治協議会の活動は正に協働そのものである。この活動の積み重ねが地域のためになることは、市が良くなることに繋がると云える。但し、住民自治協議会に参加していない個人をどのようにするかが課題である。
- ◆ 子供にも大人にも共通して言えることと思いますが、困った時に相談できる、相談を聞いてあげる、そんな姿が大切だと思います。
- ◆ 具体的な事例を想定して現実的解決策を見出すことを繰り返すボトムアップを経ないと、実効性の高い価値ある条例は作れない。
- ◆ 定例議会（年4回）の議題選定する議会運営委員会を、市議会議員ではないかた（者）がすべきです。◎（リクエストは「逗子市議会解散、投票し直し」です。）◎
- ◆ 市民参加を保障するのは行政の役割。市民参加条例に書かれていることで実行していただきたい。行政の役割です。

- ◆ 会議に出てこなくても意見を言える仕組みを充実させる（SNS など）
- ◆ 市民参加を保障するのは行政の役割。市民参加条例に書かれていることで実行していただきたい。行政の役割です。
- ◆ 会議に出てこなくても意見を言える仕組みを充実させる（SNS など）
- ◆ 意識をもち、行動することが重要であるが、自発的に行うのは難しいので、このワークショップ的な枠組みも必要であると感じた。
- ◆ 現行で市民参加の制度があるので、この意見をそこにつながないと実効性がない。
- ◆ 全員参加の場をつくる
- ◆ 自発的に参加できる場をつくる。
- ◆ 市民の参画について法的に強い担保をすべき（権限と明確なものにすることも両輪）
- ◆ 行政はさまざまな参加・参画の制度へアクセスする方法を市民にアナウンスすべき。
- ◆ 参加意欲を高める仕組み
- ◆ 意志決定の方法
- ◆ 新住民はつながりが弱いので、市民が参加したくなるような場や仕掛けを作っていくことが大切だと思います。
- ◆ 各種審議会など過多なほどだが、市民委員の数が乏しい。この条例成立の際には、いつもこの種の審議会みたいなのではなく、市民が 100 人くらい自由に参加でき庁内横断的に議論し、自己決定権による政策へつなげられるようになることを期待する。その組織づくりが求められる。
- ◆ 市民参加は敷居が高いイメージ
- ◆ 市民参加しやすい方法をもっと簡単にすべき。
- ◆ これからの高齢社会には市民参加が大切、絶対必要
- ◆ 情報網の活用
- ◆ 住民自治協議会
- ◆ 広義と狭義の市民参加
- ◆ 円卓フォーラムの人数のハードル 10 人の制限があるというのは・・・（PTA） → 申し出があったら市が集めてくる → 集合する場所があればよいのでは
- ◆ お出かけ円卓フォーラム、おおむね 10 人以上というのは敷居が高い 1 人が申し込み → 市が広報 → 10 人以上集まったら開催 という方法はないのではないか
- ◆ テーマを提示し、それに賛同した人が参加するというのも 1 つの方法
- ◆ 市民参加のベース → 町内会・自治会＋組合
- ◆ “身近な町内会すら参加者・入会者少ない” 関心ない → なぜ？
→ 関心ある人が参加しない 逗子に寝に帰るだけ”
- ◆ 投げっぱなしの市民参加
- ◆ パブコメとか
- ◆ WS のメンバーをある程度指名する（関係者・無作為）
- ◆ テーマ設定の具体性 抽象的でも分からない
- ◆ 市民参加の成果が見えにくい？ ← フィードバックが重要

- ◆ 参加に関する情報が伝わってこない
- ◆ 参加？ 参画？
- ◆ 個々が「市民参加」していることに気付く → 積極的参加へ
- ◆ 企業、PTA、地域活動団体、民生委員 etc → 住民自治協議会、もっと気軽に参加できる形は？
- ◆ 自分がやらなくても…
- ◆ 世代や興味など多様で行動（パブコメ等）につながらない
- ◆ 関心がない
- ◆ 時間がない
- ◆ 「具体例」を基に話し合わない、とっつきにくい
- ◆ 行政が団体間の連携をとって、情報共有することも市民参加を促すことに
- ◆ 自治会にマンションは入れない（断られた） → 市民参加の機会が失われた
- ◆ 見守り活動（自然と関わっていることも市民協働なんだというのを条例に入れたい）
- ◆ お任せしてもうまくいっていると思ってしまう。
- ◆ 情報がない。
- ◆ 興味・関心がないから面倒くさい。
- ◆ 市民活動の制度と WS 等の行事が意識の中で結び付いていない。
- ◆ ワークショップの存在意味多し → 敷居が高い印象があったが、参加しやすい場の設定が大切
- ◆ 声を上げやすい場の設定
- ◆ 顔を合わせない意見を言う場も必要では。
- ◆ 若い世代を代表する制度を作る → 金曜日の午後
- ◆ まちづくり基本条例 → ほととぎす会 基本計画 学校の緑化
- ◆ 行政の縦割り
- ◆ かたいものからソフトなものまで
- ◆ 過程への話 ワークショップ
- ◆ 制度が知らない
- ◆ 知っていても出る余裕がない（週末は…）
- ◆ 市長への手紙という手法があった
- ◆ 30 年 個人攻撃がある
- ◆ いちばん身近な町内会では、このワークショップが意味をもっている。
- ◆ パブリックコメントが主に
- ◆ 市民の情報誌
- ◆ 制度が知られていない
- ◆ これまでの仕組みと違う
- ◆ 「市民参加」ってなに？ → 情報入手 ・自ら取りにいかないといけない
- ◆ どうやって参加するの？ HP 見る、アクセスするか？センターに行くか？
- ◆ 忙しい、自分の時間

- ◆ はじめの一步、機会があれば
- ◆ 参加しやすい方式
- ◆ 義務的な感じにならない工夫
- ◆ 若い人がいるイベント
- ◆ 週末じゃない？
- ◆ サイレントマジョリティ意見どうやってとるか？ネットだと無責任？
- ◆ WS 形式
- ◆ 制度上の「市民参加」は敷居が高い、ハードルが高い
- ◆ イベント等での参加はしやすい →意見交換の場
- ◆ 意識の高い方々、世代の声で物事が決定する
- ◆ 市のブランド・魅力につながる
- ◆ いろいろな世代が声を出しやすい場は？
- ◆ 市民が市を良くしていこうという根本が共有されると…
- ◆ 興味もてない人に興味をもたせる工夫の必要（徹底 PR の必要）
- ◆ 市民参加条例の存在自体の PR の必要
- ◆ 重点課題と非重点課題の区分（重点分け）
- ◆ 市の重点課題を事前に PR し、その重点課題に絞った市民参加を考える＝（市民の関心が深いと思われる）
- ◆ 条例の存在を知らなかった。
- ◆ 興味がなかった
- ◆ 何のために行うのか解らない
- ◆ 必要性が解らない
- ◆ どんない良いことがあるか解らない。
- ◆ 全てのテーマに市民参加が必要ではない？（各テーマそれぞれに興味をもつ人が参加すべき）
- ◆ 花火大会は市民の関心が高いか
- ◆ 重点課題と非重点課題の区分けが必要
- ◆ 無関心による結末が怖い
- ◆ 逼迫した状況にならないと動かない
- ◆ 市民に関心をもたせたい
- ◆ 関心がある事柄について、市民参加すればよいのでは？
- ◆ 自分事ではないものには関心がもてない
- ◆ 参加に対する反応（手ごたえ）がないと関心につながらない。
- ◆ どこから予算が出ているのか
- ◆ 細かいことが気になる方はいっぱいいる。
- ◆ 役所が無駄なことをやっている
- ◆ 個人の関心が少ない、足りない
- ◆ 実際に何をやっているのか考えることをしない

- ◆ 前回のテーマと被るが情報発信がうまくできていないと思います。
- ◆ この協議会への質問があったら、回答は誰がするのか？（会長も規約もないのが現状）
→ 企画課長がするべし
- ◆ 市民参加は市政の情報を市民が早く正確に十分に知ることができないと機能不全になる
- ◆ 計画が出来上がって変更できなければ市民意見を述べても無駄だからだ→ 情報は早く提供するべし（と規定を！）
- ◆ 市民参加はそれによって行政に反映があることが大切だ → 例として、事業アセスでなく計画アセス（計画の中止もあり）にしてほしい。
- ◆ 地区協議会では小さな声もあがるのに代表者はそれを市に伝えきれないので、小さな声も反映するような場は市民参加に大切
- ◆ 各地区ごとのグループでの議論もすることが必要
- ◆ 地区協議会はいつどこでやるか、また、予めテーマを知らせ結論も知らせてほしい
- ◆ 大津波が来たときにどこに避難するかを計画し、避難所を作るべきだ — このようなことを市民参加でできればよい
- ◆ 代表者会？ — 計画アセスメント— アンケート？ イベントなどの軽い参加 公開討論？
- ◆ あるテーマについて、一般（全体）市民が公開で意見を述べる場
- ◆ 協議会が機能する規約と制度を
- ◆ 個人もしくは個々の家庭の生活維持に精一杯で市政に関しては、市がやってくれるだろうという気持ちが働いてしまうと思う。
- ◆ 市民の参加することはまだ早いような気がします。
- ◆ 未来の会がまだまとまっていないと思います。
- ◆ 基本条例を作った後 — アセスメント、 タイミング重要
- ◆ これからは市民参加を強くする必要あり 働きかけをする 例：京急などテロップが流れる 信号で待っているときなど ⇒ 地域のつながりを強くする
- ◆ 声かけをしてもらう
- ◆ 手助けをしてくれる人がいれば参加しやすい
- ◆ 若い人が参加しない理由 時間の制約 興味がない ⇒ 若い人を呼ぶ 来ない理由をアンケートする
- ◆ 市民が答える意欲をもつ、受け取る側の意識 ⇒ 関心をもってもらう ⇔ 情報の提供
- ◆ 掲示板の活用 室内に置く
- ◆ 広報の情報量が多い 広報の方法 → 費用をかけない
- ◆ 若い世代に興味をもたせる インターネットの活用？ → どうして来ないか聞いたかどうか？
- ◆ HP じゃ見ない（受け手がしっかり見る）
- ◆ 地元の祭り — 各団体の協力 — 連携つながり
- ◆ 市民一人での市民参加は難しい → 団体（複数）での参加などクッションが必要（第

3 者的要素)

- ◆ 異動のとき、業務の引き継ぎだけでなくパイプの引き継ぎも ← パイプがしっかり
- ◆ 市 ⇄ 町内会でのまとまりが足りてない
- ◆ 市より連絡、指名で参加 自治会等活用 市民窓口を広げる
- ◆ 市民参加の取組み (例) ホトトギス、植樹 (例) 歴史的建物の風通し
- ◆ このような活動がもっと市民に伝えられることが望ましいのではないか
- ◆ インターネットでの配信”
- ◆ ボランティア活動の団体でイベント設ける → ボランティア活動を取りまとめるボランティア
- ◆ 住まいの近くをアダプトを組み、草刈りやホタルの育成を行っている
- ◆ 行政と市民の窓口を広くする(煩雑) → まとめる課 なんでもやる課 ←行政縦割り打破 副市長のファンクション?
- ◆ 市民参加の状況を広報紙で特集してみる(清掃活動 etc)
- ◆ 成功例が見えない、必要性を感じない — 伝え方、今まで興味がなかった
- ◆ 自治基本条例ってなに?
- ◆ 周知が足りない
- ◆ 身近な市民参加の成功事例を知らないから関心を持ちにくい
- ◆ 事業そのものの理解ができない、分からない
- ◆ 議会との兼ね合い → 反映される
- ◆ 時間がかかる(休みは休みたい)
- ◆ 自身との関係した問題に特出したものであれば参加意識が高まる
- ◆ ローカルネットワークの欠如(何をする役員?) — 協力・助け合い精神の欠如
- ◆ 市民参加の前に隣が誰か分からない状態だから何をすればよいのか?
- ◆ インターネット利用で周知
- ◆ 選挙ほど目立たない
- ◆ 学校でもやらない
- ◆ 市民の声を取り入れたい。
- ◆ 逗子 HP をもっと面白く!!
- ◆ イベントへの参加がまちづくりへの参加につながると良い
- ◆ 決めるとき、実施するとき
- ◆ 市民の意見は多極的である
- ◆ したがって → 行政も縦割り → 横繋ぎ的に対応できる体制があれば市民参加を活用化する
- ◆ ディベートの習慣を、市民参加の方法の中に組み込む
- ◆ 少なくとも2つの方法がある
 - ①Face to Face の情報交流 — 責任感をもつ
 - ②HP、ネットによる、それとの両方が要る — 無責任になる”
- ◆ インターネットによる特に若い市民の間の相互情報交換・情報交流 → (参加) 政策

形成へ

- ◆ 決めると作ると段階のこと、誓うだけで終わってしまいそう。
- ◆ 市民への問いかけ方（自治基本条例 WS 初聞で解らない） 抽象的
- ◆ 日本社会の中で市民生活（日常）の時間がもっと豊かになることが市民参加の活動を活性化する
- ◆ 新しく入ってきた人たちを知らない → 現役の人は通勤しているので関心ない、もしくは意見の吸い上げは難しい。
- ◆ 回覧板の活用（自治会）→ 行事が終わった後に回ってくることも
- ◆ 意見、最小限でも OK → 興味をもつよう工夫が大切
- ◆ 区域の中でも知らない人がいる
- ◆ 情報が上がってこない。出した意見が生きれば、次の言葉も出るが、表れていないと関心がなくなる
- ◆ ホームページ等での適切な告知が必要 → パブコメ等、表面だけ効力を出しているのか
- ◆ 議会の傍聴はできるのか → できる → 傍聴参加の応募の仕方
- ◆ 案内があっても参加しづらい → 案内が不十分 参加してもいいのかも分からない
- ◆ 市の行事の関心がなかった、知らない
- ◆ 現役世代（ほとんど）日常、仕事に追われたりしている 土日外出してしまう
- ◆ 時間がない、帰りが遅い、市民参加に接していないのでよく分からない、逗子の関心があまりなかった
- ◆ 参加しなくても生活できたから = 議会（人数多すぎる）が機能しているのかとさえもそうでもない（特定の人々の代理、市井の人の声ではない）= 池子の問題等
- ◆ どのように参加するのかわからない → 子どもの頃から広報を読む習慣、教育
- ◆ 仕事・家庭で忙しく時間がない → インターネットで参加 → 面白くない 使い勝手悪い HP のプロ、コンサルタントを
- ◆ 利害関係の有無（市と直接的な利害関係）
- ◆ 税金の配分も市民参加で考える
- ◆ 社会保障費（介護保険など）の増についても、自ら検診を受けることも、市民参加では（社会保障費の抑制）
- ◆ グループではなく、一人でも市民参加しやすいような工夫を → （海岸清掃）
→ “一人でもゴミを捨てられるように”
- ◆ 市民参加 仲良くする方法
- ◆ 生存 きれいな町づくり
- ◆ 自分の家
- ◆ グループに属しないと市民参加していないと捉えられているような節があるが、関心をもった際には、受け入れが誰でもされるように門戸を常に関いてほしい
- ◆ 社会参加 = 市民条例 ⇄
- ◆ 市民参加は全員参加を基本とする
- ◆ 市民参加のハードルを下げる

- ◆ コミュニティは入りにくい
- ◆ 自治会役員がどう決まっているのかわからない密室の中で決められる、
- ◆ 無駄が多い、内容で無駄が多い、必要のない条例が多い？
- ◆ 自分に関係ない？ 情報が伝わらない → 伝えるためには宣伝でなく、実績を積み重ねること
- ◆ 参加は必要だが、公募、パブコメは関心がある人だけ。
- ◆ 審議会など委員選任の際は、原則として公募委員を募る。
- ◆ サイレントマジョリティの声を吸い上げる。
- ◆ 58,000 人の市民参加なんか無理。意見を集約し、上にあげていくべき
- ◆ 自治会 → 協議会で集約 → 市の伝達機関にならないか → 幅広いとか、広域的意見
- ◆ パブコメは反対の人しか意見しない → 2 回実施はいかが。賛成意見の働きかけ
- ◆ パブコメ 2 回
- ◆ 行政のアリバイ作り
- ◆ 防犯カメラ 県の補助・市の補助ないとつかない → 市の制度は追いつかない
- ◆ 関心をもってもらう → 参加すれば意見がある（人それぞれ）
- ◆ 住民協知らない人がいる（2 年もたっているのに）
- ◆ 意見を吸い上げるようになっていない
- ◆ 情報誌、タウン誌 = 市民がつくる
- ◆ サイレントマジョリティの意見は住民協の役目
- ◆ パブコメは反対の意見が大きい →（参加） 政策形成へ
→ でも知らないといけない
→ 市長が判断できるのか？
→ 少数の意見が通ってしまうのはどうなのか？予算の問題もあり否定される”
- ◆ 手間かかる = どれくらいの成果があるのか？
- ◆ 意見そのもの（行政は求めているの？）言ってもしょうがない、あきらめもあるのでは？
議会との関係
- ◆ 政策を考える際に、少数者の意見も大切にしたい。
- ◆ 少数（派）意見の尊重
- ◆ 活用されていない国全体でも言える
- ◆ 縦割り → なんでも課？ボランティア？
- ◆ 人によって関心が違う。
- ◆ 地域の違い（基地問題、病院問題）、ゴミなどは皆のテーマ”
- ◆ 市民参加自体を知らない。
- ◆ 意見を出すには気が引ける
- ◆ 若い参加者が少ない。
- ◆ ワークショップの成果、アピールするべき
- ◆ 発信の仕方を相手に合わせる。

- ◆ 関心をもってもらう、市民参加が少ないと困るのか？
- ◆ 平日の夜、市民参加できる人が増える → 社員の働き方が変わってきている、早帰り、若い人の意見があった方が良い
- ◆ 市民が議会に直接言える仕組みがあればよい
- ◆ 市民参加しないと本当に行政は困るのか？行政運営ができないのか？ 例えば、県行政は県民参加をメインにしていないのでは？
- ◆ 若い人が参加しやすい時間帯（平日、夜も）、場所（サロン、コミュニティ）
- ◆ 自治会や協議会などに意見を聞く → 今の市民参加は市の口実づくり
- ◆ 5万人の市民に全て意見を聞くのは困難
- ◆ 地域の意見を
- ◆ 市民参加プロセスも
- ◆ 多くの意見の集約プロセス
- ◆ 情報を流す仕組み
- ◆ 年代別・テーマ別・地域別の市民参加を
- ◆ 市民団体との連携
- ◆ 関心のある内容でない場合が多い
- ◆ 休み・夜間などとしてもなかなか時間が取れない
- ◆ 意見が取り入れられることが少ない
- ◆ 職員の意識を高めて市民に接する
- ◆ 市民の自由な活動の保障
- ◆ 市民会議の開催
- ◆ 大きな課題については、抽選で選ばれた市民が討論する「熟議民主主義」を導入する。
- ◆ ボランティア活動への取組
- ◆ 市民参加（市民への働きかけ） ⇒ 協働
- ◆ 市民の関わりを積極的に位置づける文言が入ること。
- ◆ 市政運営は市民重視、市民意見尊重を最重点として取り扱う。
- ◆ 島根県海士町の子ども議会のように、学校も巻き込んで市民自治の気力をつくっていく。
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 市民の意見を聴く機関を確立し、常に市民に顔を向けた行政を行う。
- ◆ 「高齢者の社会参加」のグループにて
- ◆ 周知に限界が来ている。
- ◆ 個人個人の関わりを作る、行事に参加してくる人が定まってきている、引きこもっている人、会社を退職した後の人に関心をもたせるやり方、条例には参加させることに努めることを制定、強制力をつけさせる有無？
- ◆ 市民に知られる条例や総合計画の作成と方法が大切。子育て世代の場合、子どもをきっかけとして親を巻き込める仕組みがあれば市を構成する最小単位である家族で市政を考える場になりうると思います。

- ◆ 市民参加と市民運営がつながっていない。
- ◆ これまでの行政は、決めたことを伝えるだけ、これからは市民が参加する必要がある。
- ◆ 市民が行政に関わる。
- ◆ 市民が参加することを見せる、知ってもらう。
- ◆ 知っているだけでなく、いろんな人に知ってもらう。
- ◆ 参加のためには情報を多く発信してもらう。
- ◆ “参加”は市民全体で市民のためのもの、単なる行政の手段として扱うものではないと思った。その意味で参加は市民と行政の協（共）働の場だろう。
- ◆ 行政の見える化（市も職員の人知る、誰がやっているか知る） ⇒市民の人は親しみやすい →市民参加につながる
- ◆ 行政からの発信 →市民参加 →評価、フィードバック→行政からの発信
- ◆ 行政
 - （これまで）決めたことを伝える
 - （これから）市民が参加する必要がある
- ◆ 市民が行政に加わる → 市民が参加することを見せる、知ってもらう仕組みが必要
イベントであれば参加者を示したり、
ボランティアの活動の記録”
- ◆ 数値や評価が必要となる。知っている人だけではなく、いろんな人に知ってもらう。盛り立てる。
- ◆ 見える化（→情報公開）と評価（→行った後）の考え方について
- ◆ ①ある“目的”があって、その手段として“参加”がある。
②その目的の種類によって参加の仕方（プロセス）が決まる。
 - ・法律・条例など…市民が選挙という参加手段で選んで市議が作る
 - ・日常性地域限定”
 例えば、児童公園をつくる：地域の住民と行政の担当部局（複数）が共に企画し、つくるプロセスに参加する（映画「生きる」の例）
- ◆ ③参加の結果として成果が上がり、それが市民としての意識が上がる・高まることにつながる。
- ◆ ④高まった市民意識の結果としてより良い町になる。
- ◆ ⑤より良い町にする具体的目的がさらに生まれる。 →①へ
- ◆ SNS の活用により若者を呼び込む。
- ◆ SNS 使わない人たちは、顔を合わせる場を作り関係作り。
- ◆ 働いている世代の呼び込み。
- ◆ 市民参加によって議会が浮き彫りになってしまっている → 市民と行政の関係が近くなった
- ◆ 市役所にボランティアがいてもいいのでは。ボランティアを増やす。
- ◆ 市役所の職員の顔を知る、顔写真をのせる
- ◆ 市の職員と顔の見える関係になる。

- ◆ 親しみやすい職員 ⇒ 市民参加につながる 市民との距離がつながる
- ◆ 情報を多く発信する etc：ビーチ FM の利用
⇒市民からのフィードバックが市民参加になる 簡単ですぐできるもの”
- ◆ 行政と市民をつなぐパイプ役が必要ではないか
- ◆ 効率的にやるのがいいのではないか
- ◆ ちょっと近い位置で市の方から地域に入る
- ◆ 情報を発信すると同時に地域から情報を取りに行く必要がある
- ◆ 市全体の組織を変える必要がある
- ◆ 職員、議会、地域
- ◆ 自治会、町内会 →活動の広がりが必要になってくる 現役世代が入りやすいように
- ◆ 一番小さい組織をうまく利用する ごみステーション パトロールとか
- ◆ 少しずつ広げていく →地域全体が一つになる 市民参加
← 市の助けが必要、市がどんどん介入する 援助がいるのでは、仕掛けが必要
- ◆ 市民の生の声を聞くための雰囲気づくり。
- ◆ 若い人のアイデアが欲しいので、ネット上でいいので“アイデア提案サイト”を作る。
- ◆ 若い人たちを巻き込むため HP に提案コーナーを作る。
- ◆ 自治基本条例はあくまでも行政の姿勢を市民の意見が通る変えられるものに。
- ◆ いろいろな市民意見を施策に反映させるための仕組みを作るのが自治基本条例の役割の1つなら分かる。
- ◆ それぞれの世代の声を反映させる。
- ◆ 行政・市民・議会はあらゆる意見を良く聞いたうえで物事を決めないといけない。
- ◆ 自治で一番大切なことは市民行政に個々が耳を傾けることが必要だということを痛感しました。
- ◆ 情報の集め方 一人一人の意見を全て吸い上げる。
- ◆ 世代間の差が生じない。
- ◆ さまざまな年代の声が公平に届くような仕組み作り。
- ◆ 声を上げられない人の声を聞いていく。
- ◆ 市民が行政に意見を自由に出せるしくみ（ツイートなどで）
- ◆ 市民と行政のやり取り（意見）仕組み
- ◆ 市民の声が届く街
- ◆ 行政から言われたことではなく、市民が行政に言っていくルールが必要なのでは。
- ◆ 公聴
- ◆ 皆さんの声を聞く…自治の基本
- ◆ そのため、意見聴取などの手続きを整備し、市民の意思を市政の意思決定に反映させていかなければならない。
- ◆ 「市への提案（市長への手紙）」において「…また市の業務範囲でないもの（例：県道や国道に関すること）は、県や関係機関に転送する場合があります。」としています。市は

市民の生命、身体を保護しなければならないことから、県や関係機関に転送するのではなく、県や関係機関から責任ある回答を引き出して、市民に回答するよう改善を望みます。

- ◆ 移り住んできた人が意見を言う。
- ◆ 国民主権が憲法で保証（保障）されていても、選挙で選ばれた議員が政治に携わるから、議員選挙で民意を反映させることが自治には不可欠だ。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市市民参加条例
- ◆ 逗子市市民参加条例施行規則

逗子市都市憲章検討での関連情報

（市政公開の組織）

第12条 市は、市民自治を効率よく支えるため、市政の公開と市民参加を保障する躍動的な組織の編成に努めるものとする。

他自治体の例

■川崎市

（多様な参加の機会の整備等）

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

（審議会等の市民委員の公募）

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

（パブリックコメント手続）

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

■厚木市

（政策等に対する意見等）

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（条例等の制定等への市民参加）

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

■小田原市

(市政参加)

第16条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること（以下「市政参加」という。）ができる機会を拡充するよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。

第14条 住民投票

条例文案

市政の重要事項に係る意思決定について、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 地方自治体の意思決定は、選挙によって代表者（議会、市長など）を選び、その代表者に信託する間接民主制を基本としていますが、逗子市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、間接民主制を補う形で、直接住民の意思を把握する住民投票の制度を定めています。
- ◆ 逗子市では2005年（平成17年）に制定された逗子市市民参加条例第11条第3項の規定に基づき、2006年（平成18年）に逗子市住民投票条例を制定しています。
- ◆ 同条例第15条において、市民、議会及び行政は、住民投票の結果を尊重するものとしています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

意見なし

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市住民投票条例
- ◆ 逗子市住民投票条例施行規則

逗子市都市憲章検討での関連情報

他自治体の例

■川崎市

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

■厚木市

（住民投票）

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

■小田原市

第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。

2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。

3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。

第 15 条 協働の推進

条例文案

市民、議会及び行政は、共に公共の担い手として互いの特性を尊重し、相互理解と信頼関係のもと、連携し、協力し合いながら、まちづくりに取り組みます。

2 行政は、地域の課題解決について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「自治の基本原則」にうたった「協働の原則」を推進するための具体的な取組みについて定めています。
- ◆ 公共は行政だけが担うものではなく、役割分担をしながら、みんなで力を合わせていくこと、特に市民が公共の担い手であることを明確にしています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

（仮称）市民協働推進条例の検討

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 役所と市民の間には、役割分担を共有するところ、リスペクト、大人扱いをする気持ち、他人を思いやる心、グレーゾーン、のりしろ、モラルがある。⇒市民それぞれそれらがある行動をとれる。気持ちよく暮らせる
- ◆ おためごかしをしない ⇒おためごかしの公共をめざすことはない ⇒自分たちのために自分で考えて他人を助ける行いをするのが「逗子らしい公共」
- ◆ 仕組みとしては、NPO の助成やボランティアの組織化を望む。
- ◆ 市民だけで実行できることは限定されており、行政と市民・法人が一体となって取り組む必要があるように感じた。
- ◆ 公がどこまでやるのか、民がどこまですべきかをしっかり議論する。
- ◆ 行政、市民ともに今までの考え・やり方を見直し、新たに形態を変えることも視野に入れ歩み寄る必要性
- ◆ 市役所の仕事を市民に押し付けるという声もある、そういう形でない方がいい。
- ◆ 民間アウトソーシングと本当に市がやるべきことをしっかり考える。
- ◆ 市が条例を使い市民がその環境を守る（例：海岸の条例と市民による海岸清掃）。
- ◆ 財源の少ない逗子で、市役所主導で公共的な事業を行うのは限界がある。ボランティア団体や市民と協力して一つの事業や活動を進める必要があるのではないか。海岸でボランティアがゴミ収集活動をしているらしい。市として、回収したごみを処分するなど協調することで公共の事業（活動）ができるのではないか？（一つの例ですが）
- ◆ 住民・行政それぞれがその役割で働き、住みやすい市をつくる。

- ◆ 実際に既にボランティア活動をしている団体と行政との接点の確認。
- ◆ 今でも市民協働に対して批判的な人多い。
- ◆ 何のために市民協働が必要か。(将来のためか今のためか)
- ◆ 無理せず継続的に全員で力を出し合う。
- ◆ 市民協働の認識の共有も難しい。望ましい姿・仕組みと考へても具体的な事柄が話し合えず残念でしたが、協働を推進するのは市民の情報の共有・信頼・コミュニケーションだという認識をしました。
- ◆ 課題を共有しコミュニケーションを取り合うなかで、自然体で協働していく姿勢が大事
- ◆ 協働できるテーマは「選択を集中」により、明確に選り出して、行政の役割と市民の役割をハッキリ分けて、両者の長所を生かしながら、実行していくこと。協働は、今まで（従来）行政がやっていたことをそのまま踏襲するのでは意味なく、よりスケールアップ（両者の長所を生かしながら）していくのでなければならない（そうあるべきである）と思う。
- ◆ それぞれの目指す役割の理想像
- ◆ 行政と市民の住み分け。←役割分担
- ◆ 市政運営の中で、市民と行政の役割分担の明確化を条文に明記。立場の明確化。
- ◆ “協働”は誰でも関わりのある“ゴミ処理”から考えるべし。
- ◆ 知らず知らずのうちに「協働」している。団体・組織に入らなくても個人が参加できる仕組み、今あるやり方をブラッシュアップ
- ◆ 話し合う中で日常生活の中で「協働」という活動自体実際の場面でかなりなされていること改めて感じた。(ex. ゴミステーション整備、市民祭りなど) 不用品交換（交流センター）での zen 活用など、自然に「協働活動」に参加していた。今後も無理なく参加できるような市民協働の仕組みを考えていくことが必要と思う。
- ◆ 個別のグループをつなげていく仕組み
- ◆ 近所の人たちと顔が見える関係を作ることが協働をより有効にすると考えた。
- ◆ 1人1人の困りごと→近所での助け合いといった、下からの積み上げが協働を作る。
- ◆ ここまでは行政が仕掛けてあとは自分でやる、或いは一緒にやる。
- ◆ 自分のグループの中で出た「協働」は当たり前にあるべきというのが印象的。協働の手段は1人1人の意識改革から始まるということ。
- ◆ 協働する上で、お互いの立場を尊重することから始めなければならないという意見が出ていた。市民⇄行政の協働がうまくいかない原因になりうるので、この点を意識して取り組んでいきたい。
- ◆ 市職員の熱心さは伝わった。市の職員の意識をさらに高め、市職員一人ひとりが協働という意味を考えてほしい。市民は協働という意識はあまりないと思うので市職員がリードするしかない。
- ◆ 特に市民が行政と協調したくなるインセンティブ作りを入れる。(場合によっては少額でも実質的な金銭的なものも必要か?) できる範囲で…。高齢者の経験などを活かす知恵を。

- ◆ 市民と距離の近い行政（市役所・職員）
- ◆ 市民・行政との風通しが良い。
- ◆ 市民と行政が近い。
- ◆ 行政と市民の距離が近い（他の市と比べて）。
- ◆ 行政との距離が近い（身近）。
- ◆ 市民の皆さん知恵を出してください。条例は市が作るけど、自治は市民が行う。
- ◆ 協働＝パートナーシップ。一番必要なことって能力の高さとかじゃなくて目標を達成した時に一緒に喜べるかどうかだと私は思うのだけれど、目標を達成できないのは市民が、行政が、と言っている限り権限を持っても活かせない。How を持っても活かせない行政と民間が手を組む必要がある。
- ◆ 協働は必要です。
- ◆ 生活を維持していくために市民協働がより必要になっていく。
- ◆ 市民生活、行政の向上を図るために「協働」は必要
- ◆ 他の言葉として、「セルフサービス」はどうですか？（ファストフードのイメージ）
- ◆ ⑥パートナーシップ（協働）②にお飾り市民参加に陥らないように。
- ◆ 各立場の役割を明確にできると良い。
- ◆ 行政と連携
- ◆ 何かするにはお金がかかる。活動やすいように行政の支援を出してほしい。
- ◆ 行政の信頼性を使った団体の紹介、つなぎ、協力
- ◆ 住民協そのものが協働
- ◆ 住民自治協議会の活動は正に協働そのものである。この活動の積み重ねが地域のためになることは、市が良くなることに繋がると云える。但し、住民自治協議会に参加していない個人をどのようにするかが課題である。
- ◆ 具体的な仕組みではないですが、個人で参加、協働できる形があればよいと思います。
- ◆ 行政とよく話し合う機会は必要だ。協働で働かされる。役所がやるべきことはよくやってほしい。
- ◆ 行政の弱みを市民の強みで補完する。
- ◆ 行政市民の協働によるまちづくり
 - ・ 行政と市民が力を合わせた時、1+1 が 2 以上になること（効率重視）
 - ・ 目標を共有する
 - ・ 責任を共有する（情報の共有、説明責任）
- ◆ 公は行政、共は住民につながる言葉であり、その強み弱みをうまく調和させることが重要である。それを実行に移すには、双方にリーダーシップをとれる人材が必要。特に住民側の人材発掘は急務。
- ◆ 民間の立場からできることは、可能な限り行う。行う上で必要な専門知識や権限を持っている市がその仕上げをすることが理想の協働だと思います。それを実現するために情報を発信し、自覚を市民に持たせることが大切です。
- ◆ 市のほうから協働してほしいことを発信する。市民の方からも同じく発信する。

- ◆ 小坪：住民自治協議会＝協働そのもの フランクに言いたいことを言う
- ◆ 市民協働課長につながり、改善されるようになった⇒（自治会でできないこと、今まで議員に要望を出していたこと） → 協働必要
- ◆ 商店少、住民の祭大事にしている。誰でも受け入れてくれる。
- ◆ 分譲地あり、祭にしても、外者NGの向きもあつたがなくなってきた。
- ◆ 逗子：協議会未
- ◆ 自治会ごとに役員持ち回りで運営 → 入ってなくても困ったこと余りない ごみも出せる
- ◆ 商店街、ある所 商店街もやってくれている部分ある 子ども会もない
- ◆ 逗子：少、桜山、久木：3つ、小坪：漁村あり、新宿
- ◆ 祭は協働とはまた違う → 伝統、商店街独自
- ◆ 防犯、防災で → 向こう3軒両隣何かあつた時困る 商店街パトロールやってる時もあつた
- ◆ かつて自営業多かった（自宅兼店舗）。今はよその人も多くなった。
- ◆ 小坪：住民自治協議会と行政は協働できている。
- ◆ 逗子：自治会入っていなくても困ったことあまりない。
- ◆ 祭りは協働と違う。伝統や商店街独自
- ◆ 商店会による防犯・防災パトロールあつた。
- ◆ かつて自営（自宅兼店舗）だったが今はよそから来る人も多い。（例）医師会、スポーツクラブ、個別の固まりをつなげる。
- ◆ いかにグループ・個の力をまとめて広げられるかが市の仕事
- ◆ やっていかうとする努力は見える。市の横のつながりを市民とも広げてほしい。例（自然の回廊＋健康）
- ◆ 祭：参加グループ、料理グループをつなげて活性化する。
- ◆ 祭の参加人数が増えることが活性化ではなく、個別のグループがつながることが活性化と言えるのではないか
- ◆ 市民のニーズ掘り起こして、協働しやすい雰囲気づくりが必要。コーディネーター
- ◆ 市：施設作る ⇔ 市民：どういうものが欲しい？もっと生の声を出した方がいい
- ◆ どのように声集める？レベルアップして
- ◆ この分野では協働したい、あの分野ではNGなどもあるのでよく聞いて。
- ◆ 参加のレベルが上がれば協働になる。
- ◆ 行政も変わってきている。
- ◆ 議会・市役所・市民ワークショップの関係を明記する。
- ◆ 市、議員、議会、市民が一体感をもって協力し合うこと。
- ◆ 市民・役所・議会がいかに融和していくかの宣言
- ◆ 望ましい姿「協働のあり方」
- ◆ 行政は仕組みを作る、広める→住民ができると良い→手入れしてある→まちがきれいだと印象に残る。「きれいにする」意識

- ◆ 住民層の協力
- ◆ 市民と行政のできることに、違う、はっきり分けた認識をもって仕組みをもってやると効果的か。
- ◆ 市民だけのものと行政だけができるものをスケールアップするために協働する。
（例）ごみ 行政のルール → 市民実行する
- ◆ この会に来る度に分からないこと 本会は、市民の固まりつくりたいのか。ごみは個人でやるもの。（例）介護保険：市民1人1人に健康になって全体抑えられる。
- ◆ 市民1人1人が出来る仕組みを作った方がいい。
- ◆ 市は集まりやすいスポーツ施設を作るなど
- ◆ 個人のネットワークを市が固まりにする。
- ◆ 税金の使われ方が分からない。ニーズがあって使われていたらいい。
→実態が分かれば行政が何を求めているか、市民は何が出来るかなど協力できる。
- ◆ 協働という言葉、日常であまり使われていない。イメージしづらい
- ◆ 協働 ←自分の方から提案できるイメージ 双方向から
- ◆ 制度としてあれば、自然と参加できる
- ◆ 市民協働課、どんなことをやっているの？
- ◆ 個人として、団体として、出来る範囲でお互い支えあう。
- ◆ 検討プロセス、わかりづらい、協働がどこにあらわれているか。
- ◆ 市民としての自覚、自分が携わったことが形になると達成感を得られる。
- ◆ 1人1人がバラバラではなく、同じ方向で取り組む。 メリット
- ◆ 市民協働のまちづくりで望ましい姿や仕組み → このテーマの意図は？毎回同じような繰り返し
- ◆ 市民協働課、どんなことしてる？
- ◆ 協働 静 → 動へのイメージ、協働に参加する人、役割をシャッフルする必要性が出てきた ex: アダプトー公園整備、月に1回掃除-草刈は市、掃除は市民が毎回やる
- ◆ 得意なところは得意な人がやるイメージ
→ ※具体例を話し合う前に例示してもらえると話しやすい”
- ◆ 1人1人＝市民参加。団体活動＝協働。
- ◆ 行政と市民での協働、市民意見がどこまで反映？
- ◆ 形としてどう表れるかが不透明 協働進まない
- ◆ WS、今までの積み重ね、形で示してもらいたい
- ◆ パートナリーシップ = 立場の尊重
→お互いの強みを生かして。必ずしも市民⇄行政ではない
- ◆ 市民⇄市民、これも協働。
- ◆ なりゆきとして必要とされてきた
- ◆ 協働 市からの働きかけ？⇒やらされ感
- ◆ 市民からの働きかけ？ ex: ずし平和デー
- ◆ 男の料理教室、若宮会

- ◆ 場所の提供は大事（行政）⇒必要
- ◆ 個人が参加できる協働がないのはおかしい 資料⑤代表市民の参加
- ◆ 市民協議会の良い点・悪い点 ⇒ノウハウの共有が大事（市民にも・職員にも）
- ◆ Zen はよろしくない。ボランティアでやるべきもの
- ◆ 協働：本来すべきもの、接点
- ◆ 市民側→行政側 行政側→市民側
- ◆ 市を良くする（役割分担）
- ◆ 逆に必要がないもの（行政で全部できること）（市民が全部できること）
- ◆ 向上につなげるもの協働。（市民生活）
- ◆ どんなよいことがあるか 例えば鎌倉市の花火大会 例えば子ども登下校時のパトロール 公園の世話（アダプト） ゴミネットの管理
- ◆ 小学校区（地域市民協働推進員）
- ◆ 市の職員の意識（先決）が変わって、話がスムーズになった（声を聞いている）
- ◆ 職員の（柔軟な）行動範囲をとれるようにする
- ◆ 防災・（地域・行政）情報共有
- ◆ 訓練・イベント同時に行う。
- ◆ 市民と行政（win-win）望
- ◆ 地域と市でイベント開催
- ◆ 市民（個人、自治会、声の大きい人・小さい人）様々である → 職員が気づくようになる。
- ◆ 唐突、必要といわれても、協働の意義、意味をもっと咀嚼する必要がある。
- ◆ 個人単位が参加できるのが本来 ⇔ 逗子は団体ありき →自治会に入れない人もいる
- ◆ 市民の顔が見える ← 参加しやすい。もっと市民の意見を吸いあげられる。
- ◆ 小学校区、自治会内でも様々な意見がある。世代、個人。
- ◆ 必要が生じたときに、その必要を感じている人が、個人単位で参加できる仕組みがあるとよいのでは。
- ◆ 市は、住民協小学校区ありき、普通に生活している人、子育て世代、団体に属していない人の参加はない。意見を聞いているのか。
- ◆ 市民協働事業提案制度も団体のみ、個人が参加できるものを行政がつなぐ。
- ◆ 「協働」～知らず知らずのうちに参加している。システムを利用している。zen
- ◆ 市民生活・行政の向上を図るためには「協働」は必要
- ◆ 市民から、団体から、必要があって出てくる要望 ← 行政サポート
- ◆ 行政から、市民へ
- ◆ 「協働」が必要ない時、場面はあるのか？
- ◆ 行政が場を提供して、市民が自然と参加できる。リユース、zen、交流センター
- ◆ ある程度のサポート
- ◆ 団体が場を提供して、市民が参加するパターン ←必ずしも運営側に入る必要はない
- ◆ 気づかないうちに、「協働」やっている！

- ◆ 財政運営の問題 → 市民との協働が必要になった
- ◆ 質問の意図が不明
- ◆ Zen は機能しているのか？ → 不要
- ◆ 検討段階での学識は不要
- ◆ 協働 → やらざるを得ない面も
- ◆ 協働：必要かというよりもやらざるを得ない → あたり前
- ◆ 税收減、高齢化 → 今までのやり方では立ち行かない
- ◆ 海岸清掃 → 多くの人に呼びかける
- ◆ 予算があれば、協働の部分は小さくなる
 - やらないと生活が困る → この部分は協働が必要
 - よりよい生活を求める → ごみステーションの管理 → 協働が必要”
- ◆ 高齢化 → 自分の身の回りのこともやるのは難しい
- ◆ 自治会による管理（自治会を拒否する人も…）→ 強制的にやる場面も必要では…
 - 「気づき」が大事
- ◆ 防災面で
- ◆ 子ども減り、高齢者増える → 税負担
- ◆ 協働の理念を作る
- ◆ 市民の力を借りて、市民が自分でよくしないといけない。
- ◆ 自分たちのために自分たちで働く。協働は必要
- ◆ できることは市民が職員を助ける
- ◆ 行政の質 スケールアップ 市ができないことは市民がやる 市役所と違うことをやる。一緒に行く。人間同士の助け合い。質と量を上げる
- ◆ 動くことに人がついて（人が動く）。ハタラクになった。
- ◆ 逗子で使う協働の枠組みを作り、そこから出てはいけない。
- ◆ 市民同士の協働でできることはたくさんある
- ◆ 何でもかんでも協働できるわけではない。
- ◆ テーマづくり、分担が必要 → 成果を上げていく
- ◆ 協働を意識してない人もいる
 - こういう人をどうするか？ 困り事などを助ける
 - 行政がやってあたり前ではなく、お隣の困りごとを聞く ← 困っている人が相談できる場づくりも。
- ◆ やってもらってあたり前ではなくなっている → 例：青少年会館バラバラに作り、維持できなくなった。
- ◆ 強制的に行うという手法もありかも？
- ◆ コミュニティの話し合い
- ◆ 意識の改革（一緒に汗を流す）
- ◆ 人が集まる場所が必要
- ◆ 300M 以内のコミュニティが望ましい。

- ◆ 話し合うことのできる場。空家の有効活用
 - 予算がかかるが行政だけの負担ではなく自治会でやるなど
- ◆ 顔見知りになること → 風通しが良くなり一つの方角に行く。交流ができる
- ◆ 眠っている資産を活用。市民もあわせて考える。
- ◆ 自分たちはどうしたいのか？ 困っていることを出し合い次の世代に生かす。
- ◆ プラス方向へ発展。そのための仕掛けは行政が行う。
- ◆ 具体的な場面を想定しないと分かりづらい ←自分が抱えている問題を出し合う
- ◆ 「協働」にあてはまる他の言葉が必要
- ◆ 社会的弱者のために必要
- ◆ 役所の仕事+新しい事務 空家、介護など 役所の規模を大きくできない →協働が必要
- ◆ 他の言葉「パートナーシップ」のほうがいい。
- ◆ 役所の仕事 市民生活 協働豊かになる
- ◆ 市民と行政、同じ立場
- ◆ 同じ市民同士、目的に向けて必要なもの
- ◆ 公園 草の処理 → 市へクレーム 市民同士で話し合い、自分たちの力で
- ◆ 行政の強み +× 市民の強み 多様性、新しいこと模索
- ◆ 行政だと動けないこと → 動ける形にして行政へ
- ◆ 方法が分かっている人はいいいけれどわからない人への伝達
- ◆ コミュニティ → 約束事
- ◆ 公権力 市民の意見反映
- ◆ ルール ペナルティ
- ◆ 一人一人考え方が違う 立場の違い 理解して行動
- ◆ 行政 新しいことできない
- ◆ 市民 新しいことできる
- ◆ 行政・市民 情報共有”
- ◆ 市民意見まとめる コーディネーター
- ◆ 話題・夢・感性 共有
- ◆ 少数派の意見 大事！ 手を挙げて意見を言う
- ◆ ピュア&フェア 参加する人にとって公平 何をするにも楽しいこと 逗子にとって誇らしいもの
- ◆ 全ての人が満足はできない 公正
- ◆ 1回で解決しない → 継続的に 小さいことを吸い上げる仕組み
- ◆ 地域課題 認識
- ◆ 整理する仕組み
- ◆ 課題だけ浮きぼりにしてほったらかし →自治条例
- ◆ コミュニケーション、共有できる関係
- ◆ ネガティブ → ×

- ◆ 市民それぞれの思いを共有できる仕組み、核となる人・もの 利害調整
- ◆ 夢・理想に向けて 思いの共有・アクション
- ◆ 小学校区の中でも地区によって違う
- ◆ 共有 - 固定的なものではない
- ◆ テーマはたくさんある それぞれの思い
- ◆ 一人一人がレベルアップ
- ◆ 公共性 何をやっているか公開。
一人でも多く賛同してもらうために
助成が大事 → 資金の使い方”
- ◆ コミュニケーション = 透明性、信頼性
- ◆ 窓口 たくさんある中のテーマ 選んで
- ◆ コミュニティパーク
- ◆ いかに興味がない人を引き込むか → 楽しいこと コミュニティパーク ふれあいの場 アートフェスティバル
- ◆ 市民参加の人口 SNS、ツール？
- ◆ 活動の拠点 → 交流センター 集まりやすい場所で楽しいこと
- ◆ コミュニケーション・共有 ーお互いに向き合う
- ◆ 市民・職員…そもそものコンセプトを理解しているのか？
- ◆ いつも同じ人、いつも発信する人同じ
- ◆ 住民自治協議会 後方支援
- ◆ 協働の必要性 → あたり前？
- ◆ 市民にとってどうなることが良い協働か
- ◆ 行政はプロなので「仕組み」を作る
- ◆ 市民はめんどくさいことはやりたくない気持ちが大きい → なるべく行政にやってほしい。
- ◆ 小学校区の問題も市にまかせっきりで×では？
- ◆ 誰が何をやるのかハッキリしていない → 市は何やってんだ？ になる
- ◆ 隣近所もわからない。 いざという時に役所のどこに行ったらよいのか？
- ◆ 近所（向こう三軒両隣）、人づきあいがある → コミュニケーション → 困りごと
→ 一緒にできることは一緒に
- ◆ 下から積み上げる。上からやると「私はいい」になる
- ◆ ごみ問題がスタートになるのでは？
- ◆ 組織が金を貯めないことも大切
- ◆ ごみ問題が基本になるのでは？
- ◆ 自宅を汚くする人はいないのに、まちのごみは見て見ぬふりに。
- ◆ 誰がやるのか？ 市がやると税金が必要 → 無駄な労力がかかる
→ 市民一人一人がきれいにする 決められたことをきちんとする
→ 清掃にかかる費用が下がる 自分のまちを自分で”

- ◆ 当初、ごみのレポートを作り回覧した → 啓発に役立った
- ◆ 役員を交代させて、いろんな人に関わらせる → 自覚をもってもら
- ◆ 市と市民は → 市はここまでと言うこと → 自治 市に全部はムリ
- ◆ 自治会は期待できない？
- ◆ 海岸清掃 → 誰がやるのか？ → いいものをつくるには役所だけでも市民だけでも×
- ◆ 専門知識は市に手伝ってもら。 「法」の範囲で
- ◆ 民間で何かやるために協働は必要
- ◆ 協働はあたり前。市民の限界 ⇔ 行政の限界 どっちも見ていくことで自然と協働に
- ◆ 海岸清掃は協働か？
- ◆ 『逗子らしい公共』とは、①豊かな自然環境に囲まれた暮らし、②コミュニティなど人の交流が盛んな暮らし、③安全で安心な暮らし、をめざして、行政も一人一人の市民も全員が、必要なときには協働し、自分の利益だけでなく「全市民共通の利益」＝「公共の福祉」を徹底的に考慮して行動すること。
- ◆ 市（行政）のまちづくり パートナースhip（協働）によるまちづくり
- ◆ “参加”は市民全体で市民のためのもの、単なる行政の手段として扱うものではないと思った。その意味で参加は市民と行政の協（共）働の場だろう。
- ◆ 市民協働コーディネーターをたくさん育成する。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 市民と行政の連携、役割分担の考え方で、かつての参加から、参画、協働になっているが、協働の次の概念が必要なのかと思う。
- ◆ 人口減少が進み投資するお金がないという状況で、単に行政と市民だけの関係ではなく、市民同士や市民と企業が仲良くなるとか、そうしたことに行政が関わっていくような仕組みや概念が必要である。
- ◆ 行政が全てをコントロールできないので、一定のある理念、ルールの中で、民に任せるという考え方が必要であり、いくつかの自治体では「協創」という言葉を入れて、新しい自治の仕組みをつくらうとしており、お話を聞いてそうした概念が必要だと思った。
- ◆ 本来の協働論は、NPO同士の協働やNPOと自治会の協働もあるので、それを協創と呼ぶのか協働と呼ぶのかという概念の話はあるが、何のために何をするかということの議論が重要だと思う。
- ◆ 今の世の中は、行政が全て仕切るというよりは、色々なパートナーと連携したり、力を分かち合って一緒にやっいてこうと、場合によって行政は一步引いてもいいよということ。民の協働で価値が創造されるような場合には、市役所が一步引いた方が、色々な力が発揮できるだろうということ。
- ◆ 企業も含めて民が存分に力を発揮できるというのは、地域の特性なり、市民の意思なりを踏まえて存分に力を発揮できる環境をつくっていくための仕組みや制度の考え方なんだということ。

- ◆ 問題に対して行政は勿論頑張るけれど、役所が動いても解決できないことがある。役人の仕事には、率先して行動するとともに、市民を後押しする力が求められている。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱
- ◆ 協働事業提案制度実施要綱

逗子市都市憲章検討での関連情報

（市民自治）

第10条 主権者市民ならびに市内で活動する生活者市民および事業者市民は、ともどもに市の都市づくりに参画し、市民自治の実現をめざすものとする。

2 主権者市民、生活者市民および事業者市民ならびに第13条にいう行政市民は、相互にそれぞれの立場を重んじつつ、ともに地球市民として、本憲章の原理の実現に向けて協同するように努めなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（協働推進の施策整備等）

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

■厚木市

（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

- (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成
- (2) まちづくりに取り組む人材の育成

■小田原市

規定なし

第 16 条 地域活動の推進

条例文案

市民は、自分が暮らす地域の課題を知り、地域の人々との連携と協力のもと、より暮らしやすい地域をつくるために、地域の課題解決に向けて取り組むよう努めます。

2 行政は、市民の自主性・主体性を尊重するとともに、地域において自治会・町内会等の基礎的な地縁団体、その他の市民公益活動団体及び市民がまちづくりに取り組みやすいよう必要な支援と協力を行います。

3 行政は、地域を構成する市民が相互の連携と協力のもと、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じたまちづくりに取り組む地域自治の仕組みづくりや必要な支援を行います。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「自治の基本原則」にうたった「補完性の原則」に基づき、身近な地域における課題解決は、まずは市民が主体的、自律的に取り組むことについて定めています。
- ◆ 市民は、地域に課題解決の担い手として、まずは住んでいる地域のことに関心を持ち、市民同士がつながり、互いに力を合わせて、自主的・主体的にできることから取り組んでいくことが求められています。
- ◆ 行政は、そうした市民の自主的・主体的な取り組みを尊重し、支援するとともに、「地域のことは地域で決める」ことができるよう、平成24年から地域自治の取り組みを推進しています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

- ◆ （仮称）地域自治推進条例の検討

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 高齢者、子どもの見守り
- ◆ 地域で自分たちで街を守るために行動をする。
- ◆ まずは、地域の代表（気づいた人）が見守り、整理整頓、奉仕の精神。⇒自らの心がけに
- ◆ ボランティア、元気な高齢者の活用を地区での活用法
- ◆ 住民同士の見守り
- ◆ 自分の足元だけではなく、せめて町内会レベルの視野をもって暮らしていく。ひとりで生きているのではなく、生かされていることを理解するお互いさまの精神を持つ。
- ◆ 地域住民と協力し合い、町をきれいにする。
- ◆ 「逗子のまちが良くなるため」は、地域性があり、市内一致は大変難しいと思った。
- ◆ 地域のコミュニケーションの促進。地域も自治会ですら大きすぎる。向こう3軒両隣式

に細分化する。

- ◆ 地域の交流
- ◆ 市役所と一般市民の間で活動する組織 NPO 団体、自衛消防団など
- ◆ 「専門性の高い市民団体が数多くある」
- ◆ 自治会のあり方
- ◆ 大正 12 年 9 月 1 日、関東に大きな地震がありました。何時か？また、同じような事が起こった場合、自治会で考えるべきと考えます。
- ◆ 字ごとに地域のことを話し合うこと。
- ◆ 市と地元の町内会・団体とのパイプ連携をしっかりとってもらう。
- ◆ 自治会に参加していれば参加しやすいと思う。高齢者の人は、自治会に入りやすい（元々入っている）ので、そのような方々の協力も必要では。意見の反映。
- ◆ 自治会役員がどう決まっているのか分からない、密室の中で決まっている既存のコミュニティに入りづらい等の意見があり、自治会や協議会の地域代表性の有無について考えさせられた。
- ◆ 新しく入ってきても、自治会に入りにくい。自治会に入れない人もいる。自治会の仕組み作りも大切。年齢の偏り。
- ◆ 一部の人がやったことに対して周りの支援
- ◆ 自己決定権を与えてくれるのは良い。しかし、それが最良最善の政策施策を実現できるようにしてほしい。
- ◆ 不分別のゴミ クリーンセンターはシールを貼るだけ → 誰が片付ける
- ◆ 子どもたちの見守りのルールを決める。学校との往復時間帯に大人がどう関わっていくか。市・議会・市民全体で条例作りをする。
- ◆ 市民は町を良くする為には、その運動に参加することが大切。自治会活動として、久木 8 丁目は以前からこの運動をしているのですが、今回のテーブルでは自治会がない地域の方もおられました。全ての地域で存在するといいですね。
- ◆ 地域を重要視、個人の意見を第 2 として、第 1 に地域住民として左右、上下を見て地域のため活動するよう「逗子らしい公共」となるキーワードにしたい。
- ◆ 近隣住民との連携
- ◆ 高齢化により、市民による市民のための自ら治めていく活動
- ◆ 以前は仕事の関係で縦割りの壁、リタイアして市民活動、自治会活動で縦割りに → 市民はフラットなボランティア （例）沼間小学校、東逗子駅ロータリー美化プロジェクト
- ◆ 「自治基本条例はなぜ必要か（大分市）これまでの市町村は、国から示された全国一律のルールによる行政サービスを行ってきましたが、社会経済情勢の変化や地方分権の進展などにより、市民と行政が協力しながら、自主・自立した独自のまちづくりが進められるようになりました。こうした地域の特性を生かした独自のまちづくりを継続的に進めていくことが求められており、そのルールづくりが必要とされています。」
これでいくと、地域とは市のことを言っているようにも聞こえるのですが、逗子市はあ

くまで小学校区という単位で考えるのでしょうか。考えていいのでしょうか。中心に考えていいのでしょうか。ここを核にして足りないものを付け足してゆくというふうに考えていいのでしょうか。

その小学校区を地域と呼び、住民自治協議会が運営を担うことで、自治体の活力を引き出せるのか。いまいち理解できないでいる。

あなたがとゆびさされても、何が活性化につながっているのか、つながらないのか本当のところが見えてないような気がする。

経済的に余裕のある生活、家族と過ごすのんびりした時間、好きな趣味やスポーツをする、ワンランク上を常にめざしている自分がある。それらはみんな個人で実現でき、個人の問題でしか実現できない現実があるように思われる。地域の問題、社会の問題はそれ以外のところにあり、それは不安という形でしか捉えることができない。

- ◆ 住民の自治組織は住民の意見をたくさん聞いて決めてほしい。
- ◆ 字ごとに地域のことを話し合うことが第一歩なのは。
- ◆ 行政から地域に任せる仕事の内容、考え方があいまい。
- ◆ 逗子7丁目に自治会ない。
- ◆ 行政が町内会へ丸投げしてくるのが多い。
- ◆ 地域の課題の認識が行政（市）と合っているか？
- ◆ 市民活動の推進（自治会・町内会）
- ◆ 自治会に何を求めるのか。
- ◆ 新しい自治会は自治会活動が活発的だが、古くからある自治会は保守的。
- ◆ 町内会の重要性
- ◆ 自治会町内会が連動する、共有する → 子ども会連携
- ◆ 逗子市内にある自治会活動の様子をネット上でよいので公開し、お互い活動の刺激を受けられるのもよいと思う。
- ◆ 自治会同士がコミュニケーションする
- ◆ 自治会・町内会 最低限の共通組織として（コアとなる）
- ◆ 自治会加入者の減少にどう対処しているか聞きたい。
- ◆ 地域コミュニティなどの掘り起こし
- ◆ 市民参加 → ① 選挙で議員を選ぶ…間接的、抽象的 ② 市民が直接決め、実施に移す — 具体的に小さな地域で 住んでいるところに目を向ける
- ◆ “自治”といってもゴミ収集の隣組程度のつながりしか身近に感じられない。
- ◆ 住民自治の強化。一番基盤になるのは、各地域の住民自治、地域の実態を一番良く分かっている。住民自治協議会を充実させ、行政と連携を図っていく。
- ◆ 地域の体育会、サークル・講座の充実
- ◆ 関心をどうもってもらうか。
- ◆ 広報紙・周知 → 紙媒体、他団体の協力、回覧
- ◆ 多くのつながり 子育て、介護
- ◆ 仕事をしていてつながりが薄い → きっかけが必要

- ◆ 環境づくり
- ◆ 生活に身近な問題、ごみ捨て場、防災 →ここからのアプローチ
- ◆ 生きがいつくりのため。
- ◆ 自治会の仕組み作り
- ◆ 自治会に入れない人もいる — 地域性の問題あり
- ◆ 自治会等役割大切
- ◆ 市民参加の第一歩
- ◆ 自治会などに参加していれば参加しやすいのでは 無関心
- ◆ 自治会でできることとは？
- ◆ 逗子ならではの問題なのでは 高齢者が多い。
- ◆ 何かするにはお金がかかる。活動やすいように行政の支援を出してほしい。
- ◆ 個人の負担を減らすことが長く自治会活動ができるコツ
- ◆ 役所は金もない、人もいない、地域で協力してもらうしかない。
- ◆ 町内会は必要なのか？ 必要である理由：生活上さまざまな問題が発生する。市にも問題を話すが地域のことを知っているのは自治会
- ◆ 町内会はツールの一つ
- ◆ 自治会の活動も大切だと思います。また、いろいろな場に参加できるよう呼びかけをしたりする方がいると良いと思います。
- ◆ 今の自治会の在り方を変えていって、もっと多くの人に参加できるようなものにしていった方がよい。そのための情報共有、意見交換の場をつくっていくべきだ。
- ◆ 自治会のルール作り、誰もが参加できる民主的な会
- ◆ 自治会等での一般市民の会合への助成
- ◆ 自治会は法的な根拠がないから、結局あと一步踏み込めない。
- ◆ 条例そのもの以前に条例策定への過程で自治会役員を加えるべき。自治会の影響力は大きい。
- ◆ 自治・自治会と言う前に、町内での人の絆を如何に強めてゆくかが課題だと思いました。
- ◆ 市から要請されたことではなく、各町内会から湧き上がることが重要。
- ◆ サラリーマン 自治会のことは奥さん任せ
- ◆ ボランティア（元気な高齢者）の活用
- ◆ 自治会の役割
- ◆ 意識の高い市民が多い。地域によっては自治会活動の高いところがある。
- ◆ 自治会で生活支援をする 「おたがいさま」
- ◆ 年齢によって町内会の考え方は違ってくる
- ◆ 何か話し合いが必要な時に、町内会があれば良いのではないか。
- ◆ 組織的になりすぎている。
- ◆ コミュニティの見守り(小学生の登下校時等、高齢者の独り住まい)子ども、高齢者の見守りについては、見守り隊をつくるのではなく、自由に市に報告できるような仕組みをつくり、いろんな人が見守り隊として動いているということを広報して、犯罪の抑止に

つなげるなど、市民の民意を上げていくことが重要。

- ◆ 業務的な仕事と役職で行う仕事がある。
- ◆ 最低限：思い、ごみステーションの掃除、挨拶（犬の散歩、街中だと分からないかも）
- ◆ 趣味：地域 関係ない 関係ある
- ◆ ごみステーション：持ち回り、身体動く中で
- ◆ やってくれる人がいる ー誰がやっているの？
持ち回りきない代わりの何かする 会員、業者
- ◆ コミュニケーションがないと、近隣知らないで成り立たない → けれど、知られていいこと嫌なことある。
- ◆ 誰が支える？ 若い人は実際はやらない？ やれる？ 本来は若い人の支えが理想 やりすぎのところもある。
- ◆ 人自体も減っていて、若い人だけに頼れないリアルな現実をどうするか。高齢者：身体的なハンデ、歩けない、買い物 → ネット使えない
- ◆ 役をもらっても、地域の皆さんの助けを受けて役をこなす。
- ◆ スケールを大きくして違う協力体制を築く（近所だけでなく）
- ◆ 他の地域の工夫も見れる
- ◆ グループ、つながりで活動をしている → 悪口を言ってしまう → やりづらい、入りづらい
- ◆ 悪口を言わない ◎会長から言わないようにと伝える
- ◆ 排他的にならない → 若い人に入ってもらう
- ◆ 高齢化が進んでいる
- ◆ 周りの人のことを知る。どこにどんな人が住んでいるかを知る。→ どういうふうに手助けができるかわかる”
- ◆ どうやって知ればよいか 情報が入ってこない
- ◆ 犬の散歩をしていれば散歩しながら情報が入ってきたり、何かあった時にどこに連携すればいいのかわかれば… 民生委員さんのことを知っているか、なかなか知らない → 共有できればよい”
- ◆ 隣近所の声掛けは地域でしかできない
- ◆ 行政は一律条例を決めて… 地域ごとの実情に応じて、というのは行政では難しい。新宿と小坪は違う
- ◆ 地域の特性を考える。全部同じことをやるのではない
- ◆ 災害の対応も海の近くと山の方では変わってくる。それぞれで考えることが必要。
- ◆ 年代で考えが異なる。同じ世代では解決しないことがある。違う世代で助け合うことができる。
- ◆ 分かり合うことは難しい。共働きが関わることは難しい。
- ◆ 年を重ねると、一人で生活することが難しくなる。
- ◆ 若い時は、一人でも生活することはできる。
- ◆ 「住んでいる」ということ。持続するためには楽しくなければいけない。

- ◆ 平等な機会が与えられるべき → 共感できる人間関係をつくる
- ◆ 無理をしないこと
- ◆ 役職、肩書きを背負わない、平等に運営する
- ◆ 共通の趣味を持つ
- ◆ 安心に住める地域であるべき、隣近所をよく知る → みんなが知り合っている、困っている人を支えられる
- ◆ 安心は結果 ← 活動する
- ◆ まずは顔見知りになるということ → 災害時に生きる ← 挨拶が大切
- ◆ 回覧板を持っていくときに会話をする
- ◆ 雪かきの時は近所で助け合った
- ◆ まず「知り合いになれる場所」が必要
- ◆ 自治会の中で共通の趣味でグループをつくるのも一案
- ◆ 班長を一人ではなくグループにする → 負担を減らす
- ◆ SNS、ネットなど たまに来てくれる人を感謝する。ありがたいと言う。時間がない人にも対応できる仕組み
- ◆ 高齢化：地域の安心・安全ニーズが高まっている
- ◆ 地域と個人の生活の関わり方：機能としての地域？（ごみ回収等）
- ◆ 地域だからできること：近隣との人付き合い → 地域活動への拡がりに
- ◆ 高齢化：地域活動への参画への抵抗感（若年層）（長老グループの排他的な雰囲気）
- ◆ 高齢化：生活に支障がある → 地域活動に参加したくとも限界がある場合がある（体が動かない）→ 軒家暮らしに不安（行政としての施策に限界あり ⇒ 地域で解決すべきか）”
- ◆ 地域活動に何があるか知らないものもある
- ◆ ごみ回収：税金による行政サービス ⇒ 不足分充実化のため地域でサポート
- ◆ 逗子（4年前から移住、現役） → 安心安全の問題は特に感じない。
- ◆ 向こう三軒両隣の付き合いあり。
- ◆ 「自治活動はあるが」一般市民には活動内容を知らない（3団体あるが…）
- ◆ 「高齢化」：行政サービス負荷増 Ex) ごみ回収 ⇒ 地域での自主的な活動でサポートすべき。
- ◆ ①良いアイデアが出る ベンチマーク 活動事例研究 葉桜の自主的行政サポート（ボランティア）
- ◆ ②サポート、橋渡し 高齢者A：体が動かない 高齢者B：リタイア間もない（元気）
- ◆ 現役：土日中心の活動
- ◆ 楽しむことが一番！ 原動力となる ⇒ 楽しむだけでいいのか？
- ◆ いろいろな団体への参加 = 自らの意思
- ◆ 地域 = 必然的なところある、一歩踏み出すモチベーションどうもっていくか”
- ◆ お祭りなど参加しやすいイベント
- ◆ 住んでいる地域で温度差（ex:久木8丁目 活気盛ん） 地形も関係？

- ◆ 高齢者多い、買い物大変 ⇒ 無料バス運行してもらっている 清寿苑と1年交渉した
- ◆ 原動力となったのは、リーダー リーダーシップをもっている人が必要 役員の奉仕度、貢献度が高い
- ◆ 成功事例の共有も大事
- ◆ 働く年齢が変わってきた・・・60 → 65～70 まで 自治会の活動を維持するのが難しくなってきた。衣食住に絞ったまちづくり ピンポイント
- ◆ 何がおこるかわからないが、どんなときにもどんな困難でも対処できるぞという風土作り。
- ◆ 何をしたらいいかということは、case by case で（変化）違ってくるので、そのときそのときで協力できるやわらかい対応のできる仕組み作り。
- ◆ 防犯・防災も大事だけど…医療・介護、全て地域でできる？
- ◆ 30代、子育て・共働き世代（自分たちの生活で精いっぱい）と70代高齢者のみでは、ニーズが違う 個人差があるので → 家庭別・世代別でグループ分け 役割分担するのも面白いのでは
- ◆ 他人事 ⇒ 自分事に変える工夫
- ◆ いろいろな支援制度が充実してきている ⇒ ex: 子育て = 学童に預けられる。地域の必要性薄まっている
- ◆ 個人主義
- ◆ 必然性ではなく自主性でつながれる仕組みを生かす それをきっかけにコミュニティを広げていく
- ◆ サークルが地域にあるところも、広報なども自分たちでやっている ⇒ 地域差、特色があるので市全体で均一化は図れない
- ◆ 災害に備えて活動している自治会、自治会間での情報交換も必要
- ◆ 地域にあるコミュニティセンター、自治会館を生かした活動
- ◆ 地域は個人とパブリックの両方が関わる。個人情報は大切だが、ある程度必要。地域とは何か、わかるように
- ◆ 役所ができないことというか、地域の拠点、まちづくりは人づくり、役割分担などは役所がやるべきではないか。大谷戸会館などのような拠点が乏しいから役所がつくるべきだ。その前提で市民・行政の分担を考えるべきだ。
- ◆ コミュニティセンターはどのくらいの広さを考えるのか。あまり活用されていないのが実態だ。使いやすいようにつくるべきだ。
- ◆ 沼間小学校区では東逗子駅前のぼうぼうの草を刈ることを JR などにも話して数日間やったが、トイレは市の管轄だ。それなのにひどく汚れている。そのような解決が必要だ。公園などの草刈りもしているが、行政と連絡をよく諮ることが大切だ。
- ◆ ハチドリ一滴 — ハチドリができることを懸命にやっている。
- ◆ 自分のできることにしかできない。
- ◆ 活動拠点、人材育成、資金づくりが大事だ。
- ◆ 女性は先に行動してくれてありがたい。責任をもってやってくれる人に頼みたい。

- ◆ 地域概念をはっきりさせたい。
- ◆ 年齢と体力に関わる。老いて食べる量が減って眠くなるといけない。
- ◆ 地域によっては範囲が異なる。ハイランドの人は各地から集まった人たちだが、久木には地主が氏子総代などやっていて、話し合うのはたやすすくない。共通のことを見つけるため、フリートーキングを重ねる必要がある。
- ◆ 市民は市などにどういことをやってもらいたいのかについて、地域・テーマを考えるべきだ。
- ◆ 自治とは何かを考え、自治会・町内会がよく運営され、市役所と良好な関係をもつようにしたい。
- ◆ コミュニティセンターをつくってくれるのは市だ。そこでフリートーキングなどしたい。相談にのれる人も地域にいてほしい。
- ◆ 地域の中に物言わぬ人がいる。サイレントキラーは良くない。
- ◆ みんな同じ意見・考えだと前提して話し始めてはいけない。
- ◆ 安心、楽しく暮らせるか。
- ◆ 楽しんでやれるような、気負いしない良い意味でゆるいつながり。
- ◆ 地域は持続する存在、従って地域の活動には持続性が必要。 → 楽しく有意義な日常的活動とする努力を要す。”
- ◆ 皆が楽しく生活するためのツールと考える。会のための会ではなく、住民のための会。
- ◆ コミュニケーション。
- ◆ 隣近所のコミュニケーションを深くする。
- ◆ 向こう三軒両隣の付き合い方を行う。
- ◆ 高齢者、健常者を先頭にして活動する。
- ◆ みんなを支えていく、支えられていく。
- ◆ コミュニケーションの充実。
- ◆ 顔見知りになること、自由に言い合えること。
- ◆ 挨拶ができること。
- ◆ とにかく周囲の顔が見える関係。それは会釈だけでも構わないと思う。顔が見えることから始まり、そこから生まれてくるものがあるのではないか。それが互いの価値観の擦り合わせ、活動の活発化、情報の共有などへつながっていくと考えている。
- ◆ まずは隣近所との顔つなぎ。リーダーシップがある人が必要。
- ◆ 日頃からの人間関係、コミュニティ作り、挨拶が大事だと思う。それができないと地域の活動は始まらない。
- ◆ 世代間対立することなく、年取った人も若い時に子育てしていた時もあったということは忘れずに意見の交換ができると信じています。
- ◆ 隣人の顔が見えること(顔見知りであること)。
- ◆ 挨拶、顔の見える関係。 → 会話ができれば、全ての問題の取っ掛かり、または問題化しない状態になる。
- ◆ ①挨拶

②地域＝顔見知り＝人それぞれの家族構成、生活スタイル、価値観が関係作り違うことを大切に尊重し合った。

③同世代同士のつながりから始める。

- ◆ 地域をまたいでも OK＝人が少ないからスケールメリット
- ◆ リタイア世代、現役世代は地域へ関われる時間が異なる。無理なくそれぞれの役割で関われる、参加ができることが大事。
- ◆ 役割分担して、身体不自由な身分でも参加できる仕組みを作してほしい。
- ◆ 各家庭や世代によってニーズ異なる。 → グループ分けして、役割分担するのも面白い。
- ◆ 地域の中で発言できる人ばかりでなく、発言力の弱い人の意見を取り入れるシステム作りが最重要課題に思います。
- ◆ 住民・自治会等が自由に町内の環境を利用できる条例を作してほしい。又、反対に自由を縛られる条例の緩和をしてほしい。
- ◆ 地域で生活していくうえで助け合いが大切なこととは理解しているが、自分の力をどのように発揮すればよいのか、まず、その仕組みを作ることやニーズの吸い上げ等、作り上げることがたくさんあることを実感しました。世代ごとに地域をスライスしたような横のつながりもあるとよいと思いました。
- ◆ やらされた感をいかに解消することが大切。そのためには楽しめる仕組み作りが必要。
- ◆ 地域のまちづくり
 - ・ 毎日の生活に根ざしたものを優先させる
 - ・ 何をするのではなく、しないで済む仕組み作り
 - ・ 公共の価値観の共有
 - ・ 情報の共有
 - ・ 地域自治に参加しないからといって不利益をこうむらない
 - ・ 人間関係が悪くならない
- ◆ 周知方法が大事。団体にみんなが入っていけるような周知方法や声かけが大事。
- ◆ 世代・各家庭の事情により、自分の関心事、自分にとって必要な事（分野）は違ってくると思います。自分にとって必要と思われる地域活動に負担がかからない程度に少しずつ参加したらいいと思います。
- ◆ 役職の負担を減らすこと。やらなければならないという感覚を減らす。
- ◆ 当番・班長などを一人の負担にせず、グループ制として役割を共有するとともに、関わりをお互いにもつことでつながりを強くする。
- ◆ 役員の仕事のシェア、協力。
- ◆ 地域活動には、子どもを参加させ、大人の姿を見せる。 → 将来的に地域を育てる、地域を愛する心が育つ。
- ◆ 地域活動に参加している人は高齢者の俺たちが頑張る・・という視点でいる人が多い。子どもを参加させると、母親も必然的に参加するので活気が出る。
- ◆ 参加率向上、敷居を下げる為に、趣味・サークル活動なども入れると良いと思う。

- ◆ 自治会の内容を充実させること。自治会会員の意識の向上を図る。役員を留任させること。
- ◆ 地区の掃除や草むしりを通じた地域活動。
- ◆ 地域の美化、緑化の草刈りは行っているが、ボランティアで作業のできる人を集めることが大変です。
- ◆ 自分たちの住地域の良いことを取り上げて地域の発展に尽くすべく努力すべきです。地域の人たちに感謝し、協力するべきだと思います。
- ◆ 考え方やライフスタイルが異なり、高齢化が進む「逗子」でも字単位では状況が異なることが理解できました。自治会・町内会活動が活発な地域に必ずしも逗子全域が目指す必要はないと思います。活動が活発な自治会・町内会が少し地域の範囲を広げていただいて新たな視点で活動していただくのも一つの方法ではないかと思います。
- ◆ それぞれの人にとって居場所になること。だれでも受け入れること(多文化共生)。
- ◆ 課題探し(住民の声を徹底的に聞き、その中からの課題・・・地域としての・・・を探すこと)。
- ◆ 世の中は高齢化社会に進行しつつある。輪番で隣組の世話役が決められているか。これができない高齢の人が今後出るだろう。この様な高齢化の問題をどうするか。
- ◆ 「自治」とは何かについて討論を要する。自治会の自治と市の自治とは違う。「協働」という用語は使うべきでないが、自治会は市の下請けでなく互いに協力できるとよい。よく話し合える地域のための地域拠点や相談相手(市民交流センターに配置?自治会の人を)も必要だ。
- ◆ 30年後の街のあるべき姿を常に想像する姿勢の維持。
- ◆ まず、自分ができることから取り組むことが大事。→ 自主的に取り組めることであれば、モチベーションの維持につながる。
- ◆ 他人事 → 自分事への転換
- ◆ 自治会がオールマイティでないことを市は認識してほしい。
- ◆ 市内の自治活動の、目的、歴史、グループの大きさ、活動の空間的範囲(近隣、小学校区 etc)
- ◆ 若い人が参加できるような自治会の作り方が大切。自治会は、負担が増えるなど難しい問題をはらんでいるので、無理をしなくてもできるようにするとよい。
- ◆ 町内会(新宿)って、今は何だか参加しづらい。
- ◆ 町内会の動きが少ない。
- ◆ 新宿会館がいつも使えるなんて知らなかった(新宿在住)
- ◆ 地域によって住民の意見は違っている。
- ◆ 地域を感じることができる。
- ◆ 地域で考える → コミュニティの単位を小さくする 特に、逗子小学校区は大きすぎる。顔の見える関係 地域課題もより共有できる ごみステーションのブロックや字単位など
- ◆ 丁目の境の関係(丁目の違いで分断されても向こう3軒両隣の関係でコミュニティはあ

る)

- ◆ 小学校区にとらわれすぎず、コミュニティ単位で考えた方が進むのではないか。。
- ◆ 自治会の活動を活発化することにより、互いの顔が見えたりし、今まで問題や不安等が少なくなったりしている。
- ◆ 自助・共助・公助
- ◆ 地道に動いていかないとそんなにすぐにはうまくいかない。
- ◆ リタイヤした人が活動することが多いが、少しずつ若い世代を巻き込んで活動していく必要がある。
- ◆ 市民参加の基本

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 地域自治システムの推進に関する要綱
- ◆ 住民自治協議会等に関する要綱
- ◆ 地域づくり交付金交付要綱

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとしします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

■厚木市

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

■小田原市

（地域活動）

第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

第 17 条 住民自治協議会

条例文案

市民は、前条に規定する地域自治を推進する組織として、一定の区域において、その区域の市民で構成する住民自治協議会を設置することができます。

2 住民自治協議会は、行政と役割分担し、互いに補完し合いながら、地域の課題の解決に向けて、自主的、相互扶助的に取り組みます。

3 住民自治協議会に関し必要な事項は、別に定めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 住民自治協議会は、前条に掲げた、身近な地域における課題解決は、まずは市民が主体的、自律的に取り組む地域自治を推進するための具体的な仕組みです。
- ◆ 逗子市では2012年（平成24年）に住民自治協議会等に関する要綱を定め、地域自治の取り組みを進めています。
- ◆ 住民自治協議会は、小学校区を区域として区域内の市民で構成され、現在、市内5つの小学校区のうち4つの小学校区で住民自治協議会が設置されています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

- ◆ （仮称）地域自治推進条例の検討

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 住民協そのものが協働
- ◆ 住民自治の強化。一番基盤になるのは、各地域の住民自治、地域の実態を一番良く分かっている。住民自治協議会を充実させ、行政と連携を図っていく。
- ◆ 5つの小学校区の地域自治が進められているが、市役所周辺市中心部よりも周辺地域の方が結束が早い。
- ◆ 住民協は必要なの？
- ◆ 住民協の立ち位置
- ◆ 「住民協」の積極的な活用等具体的な内容についての話し合いとなり良かった。
- ◆ 住民自治協議会を上手に育てていくことが重要。このためには、大切なことは高齢者と若い人（特に母親世代）や子どもの交流をどう進めるかが重要課題。
- ◆ 行政、市議会、住民協議会との連携をより強くすることが大切と思う。行政が住民協議会を全員認知した行動をとることを要望したい。
- ◆ 住民自治協議会を活用して深めていけたらよい。
- ◆ 市長は5つの小学校区ごとに分けて、自治会・町内会と各種団体を包括させた住民自治協議会をつくり、みんなでその地域にとっていいことをやるために協議する場をつくろうとしているが、考えてみると自治基本条例の理念がつまっている部分があると思う。

この活動を保障する条例をつくってもらって、議員が予算を否決するようなことはやってもらいたくないという気持ちが強い。

- ◆ 小学校区住民自治協議会の活動を保証する条例（住民協の成立は、自治基本条例の骨子がそこにある）
- ◆ 高齢者の多い逗子に、特に必要なこととして、福祉との観点から「世代間交流」の小学校区住民自治協議会の重要性を強調し、地域づくりを進めることを強調する。
- ◆ 国一県のおしきせでなく、市には市独自の自治があるべきで、住民自治協議会も市の自治のカテゴリー内にあり、この自治の考え方を条例化すれば市議会によって住民協の予算を“0”にするような暴挙はなくなる
- ◆ 細かいところをどうするのか、どうするべきかが良く分からないので、住民自治協議会が意見、政策等を出すのは意味がある
- ◆ 自治には町内会と住民自治協議会をどう調和・融合させるかが大事。→ 行政の役割として
- ◆ 住民の自治組織は住民の意見をたくさん聞いて決めてほしい。
- ◆ 年度の予算編成会議において、住民自治協議会の予算が“0”になるような理不尽なことが行われぬような施策をとるべきである。
- ◆ 4校区の住民自治協議会が立ち上がっているが、未だにサイレントマジョリティが多いことも事実である。このような人々がものを言う場に出てくるようにするには何をすべきか。
- ◆ 小学校区自治の考え方は素晴らしいので、そこに“魂”を入れていくこと。具体的には、既存の様々な市民活動を見える化し、それらを発表する、文化祭のようなイベントや、親しみやすい地域メディア、交流拠点を作る。
- ◆ 最近、地域の中での協働に重点が置かれる思想が進むあまり、これを補正する行政的な、全体的な政策から、後退していると思われます。
- ◆ 小学校区住民自治協議会の拡充
- ◆ 少数派の意見を尊重できるよう、話し合いの場を定期的にもつ。（住民自治協議会）
- ◆ 世代間交流・福祉充実の観点から、小学校区住民自治協議会の活動を徹底的に推進することをうたう。
- ◆ 小学校区住民自治協議会の活動を保証する条例
- ◆ 住民自治協議会を本来の目的にそうものに、つまり、住民の意見を取り入れられるようにしたい。
- ◆ 住民自治協議会に集約して意見を出してもらう。
- ◆ 市は小学校区などというくくり方をする。その先に細分して考えるのかもしれない。その方法は1つありうる。
- ◆ 「安全で安心な、お互いに信頼関係を構築できる地域」にしたい。小学校区住民自治協議会の活性化をよくする。
- ◆ 住民自治協議会の活動は正に協働そのものである。この活動の積み重ねが地域のためになることは、市が良くなることに繋がると云える。但し、住民自治協議会に参加してい

ない個人をどのようにするかが課題である。

- ◆ 住民協そのものが協働
- ◆ 住民自治協議会の役割と方向性について再確認する。
- ◆ 住民自治協議会をきっかけとする。
- ◆ 各自治会等が集まって話をするので、互いに情報共有や話し合いをする場ができる
- ◆ 地域での課題を解決するために少しずつ動くようになってきている
- ◆ うまく動かない、にぶい所もあるので行政のリーダーを他地域との入れ替えを行うなどすればさまざまなことが見えて、もう少し動きが良くなるのではないか
- ◆ まずは、住民自治協議会を知ってもらう必要がある。
- ◆ 緊急財政における住民協のあり方は？ → 重要課題となってほしい。進めてほしい
- ◆ 人員の要請、進められる人をどうするか？ コーディネーターを増やしてみても
- ◆ そういう人がいないと進んでいかない 人材育成
- ◆ リーダー、職員、市民… → 今は形式だけで動いてしまっている。課題を発見できるように
- ◆ 小学校区について（住民協）、地域格差がある。
- ◆ 知らない人がいる ○逗子小学校区
- ◆ 他の小学校区は昔からまとまりがある。
- ◆ 逗子小学校区
 - 区域が大きい、そこまで必要であるのか？
 - 新しい人や昔からの人やいろいろな人がいる
- ◆ どうすればいいか？ → 防災の面から必要
- ◆ 一つに集まる場所がない。集まりやすい場所が必要
 - サロンの形で集まることはできている。ただし、時間は自由
- ◆ 情報を共有できれば変わってくるのではないか。連絡網は？
- ◆ 市民の活力を地域に生かしていく。
- ◆ メリットがあれば参加するのでは。
- ◆ 人から知恵をもらう。
- ◆ 住民協が機能していない。
- ◆ 逗子地区が作れないのはなぜか。
- ◆ 桜山がイニシアチブを取ればいい。桜山だけでも立ち上がっていると言える。
- ◆ 逗子が置いてきぼりになっても仕方がない。
- ◆ 先行している地区を参考に。
- ◆ 協議会に市議員が反対しているのが問題
- ◆ 自治基本条例と住民自治協議会が両輪になってはじめて機能する。
- ◆ 協議会と子どもの施策は最重要

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ コミュニティについて、資料１頁の定義のところで「市民」、「コミュニティ団体」、資

料2頁の市民のところで「テーマコミュニティ」、「コミュニティ団体」とある。いくつかの自治基本条例で広く定義したものがあると思うが、地域自治を実現するために、多様なコミュニティの中で、特定のコミュニティだけに特定の地位を与えることについて説明が必要だと思っている。茅ヶ崎市は、地域コミュニティの認定等に関する条例を制定し、特定のコミュニティを認定する制度がある。自治基本条例においても、これは一つの論点であると思う。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 地域自治システムの推進に関する要綱
- ◆ 住民自治協議会等に関する要綱
- ◆ 地域づくり交付金交付要綱

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

（地区市民自治推進組織）

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

■小田原市

規定なし

第 18 条 子どもの参加

条例文案

次代の担い手である子ども（18歳未満の市民をいう。）は、社会の一員として、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができます。

2 議会及び行政は、子どもの主体性を尊重し、参加の機会の確保に努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「子ども」次代のまちづくりの担い手として位置付け、子どものまちづくりの参加について定めています。
- ◆ 「子ども」の年齢については、児童福祉法や国際連合の児童（子ども）の権利に関する条約では、その対象年齢を18歳未満としていることにあわせています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 逗子の未来が気になる。次世代の子どもたちのことしか考えられない。
- ◆ 子どもの頃から市を意識し考えることによって、ずっと住みたいと意識を醸成できるのでは？ 家族では話し切れないことなどは自治体の先輩を巻き込める取り組み
- ◆ 未成年の子どもがいる世帯の支援と把握
 - 市として担当はいるが統計的に整理されていない
 - 子ども食堂等は有、実感としてはどの地域はどんな感じとかある
- ◆ 島根県海士町の子ども議会のように、学校も巻き込んで市民自治の気力をつくっていく。
- ◆ どのように参加するのかわからない → 子どもの頃から広報を読む習慣、教育

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 選挙権年齢が 18 歳に引き下げとなった。子どもの参加をどう捉えるのか、市民とは誰なのかということも含めて、時代が要請しているもう一つの大きなテーマと感じている。
- ◆ 主権者教育ということもクローズアップされており、神奈川県は県立高校で先進的に模擬投票等が行われてきたので、地方と比較すると 18 歳の投票率は高い部類に入るが、将来を担う子どもたちを育てるという意味でも大きなテーマだと思った。

具体化条例・規則・要綱等

返子市都市憲章検討での関連情報

（教育・学習への権利）

第26条 市民は、市内外の学校教育を通して地球市民にふさわしい人間として成長・発達を保障される権利をもつ。国際連合の「子どもの権利条約」に則った子どもの人権保障は、学校教育および家庭教育等の基本条件とならなければならない。

2 市民は、その生涯を通じて、市内外で地球市民らしく学習する生涯学習権を行使する。

3 前2項に対応して、市は積極的な教育条件整備に努めなければならない

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

（子どもの権利、責務等）

第8条 子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

（1）生きる権利

（2）育つ権利

（3）守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

■小田原市

（自治の担い手の育成等）

第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取組を行うよう努めるものとする。

2 市民及び市は、将来の自治の担い手である子どもに対して、まちづくりに参加し、又はこれを学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

第 19 条 若い世代の参加と協働

条例文案

市民、議会及び行政は、若い世代（18歳以上60歳未満）が仕事や学業、子育てなどの理由により、まちづくりに取り組むことが困難である状況を鑑み、若い世代の参加と協働の促進について特段の配慮と工夫をするよう努めます。

2 行政は、若い世代のまちづくりへの参加及び協働に対する意識を醸成するよう努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 少子高齢化が進展する中、若い世代の市政やまちづくりへの参加を促進することの重要性をかんがみ、18歳から60歳までのいわゆる現役世代を対象として、特別に定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 若い人の交流の大切。子どもたちの住みよい町にしていきたいですね。
- ◆ 私のグループに参加した若い人たちが、皆自主的な参加者であることを知り、大変感激しました。これからは、このような若者の意見を取り入れる仕組み等が必要と感じました。
- ◆ 若い人が住める街に！
- ◆ 若年層の参加を促す。
- ◆ 若い人の参加
- ◆ 若い年齢層の参加
- ◆ 若者参加、協働の仕組み
- ◆ 若い方の声を届くように。
- ◆ 若い世代の活性化
- ◆ 若人の参加の少なさは彼らの事情が良く分かるので、その対策が第一と思う。
- ◆ 若い人を逗子市ホームページで参加できるように内容を変更する。
- ◆ 若い世代の人たちが参加できる制度を作る。”金曜日の午後は逗子のワークショップの日”を社会に認めてもらう。参加できればみんな意見は豊富にもっている。それを形にできれば行政は進む。
- ◆ 若い方々が参加できる制度を作る。（市民参加のためなら、勤務免除してもらえそうな風潮を作っていく）
- ◆ 高校生、大学生の参加

- ◆ 若年層（若者－高校生－中学生）の参入を促せるものに
- ◆ 若者
- ◆ 住民自治協議会には若い人の担い手がないので、若い人をどうやって取り込んでいくかが大事。
- ◆ 若者（若い世代）を引き付ける政策の必要性を強調する。
- ◆ 若年の人たちが参加できる市政
- ◆ 若い方の声を届くように
- ◆ 若者の参加
- ◆ 若い人の声（意見）
- ◆ 若い人が逗子に入りやすい環境
- ◆ 逗子は老人の町になってきました。若い人を引きとめる、又は来てもらえる方法はないか。
- ◆ 海岸にて他県からの若者－逗子 敷居が高い
- ◆ 平日の夜、市民活動のための集まりを行う。（若手世代が参加できる）
- ◆ 若い人を入れる環境を作る。年寄りのことはいい。
- ◆ 関心のあるテーマだと若い人も集まる。
- ◆ 老人、幼児等への行政のアプローチは明確だが、若者（20. 30. 40. 50. ）＝逗子都民の関心を高めてほしい
- ◆ 米軍との交流で若年層を呼べないか。
- ◆ 逗子の問題は若い人が少ないということ。米軍との交流で若年層を呼べないか。
- ◆ 市民が市のことを考える文化が若い人に引き継がれていないと感じる → コミュニティカフェ等、気軽に考えられる場が欲しい。
- ◆ 若い世代が定住していくまちづくりを目指す（逗子はそういうまちだと主張していく）
- ◆ 人の集まる町、特に若者が集まる。
- ◆ 若い人、実家に戻らない。一軒家ほしがらない。
- ◆ 2つの方法と一緒にやる。Face to Face の情報交流と…節目節目に是非必要 ホームページ、ネットにする間接的、直接的…特に時間の少ない若い人にとって重要
- ◆ お祭りに若者を集めよう！お祭りにも若い人たちにも参加を呼びかけて、お祭りを通して世代間交流を行ったり、子どもたちと話し合ったりして、コミュニティを深めていく。
- ◆ 若い人が参加できるような自治会の作り方が大切。自治会は、負担が増えるなど難しい問題をはらんでいるので、無理をしなくてもできるようにするとよい。
- ◆ 空き家を減らすためには、若い人たちに来てもらえるといい。
- ◆ 若い人のアイデアが欲しいので、ネット上でいいので“アイデア提案サイト”を作る。
- ◆ 若い世代を代表する制度を作る → 金曜日の午後
- ◆ 若い人がいるイベント
- ◆ 若い人が参加しない理由 時間の制約 興味がない ⇒ 若い人を呼ぶ 来ない理由をアンケートする。

- ◆ 若い世代に興味をもたせる インターネットの活用? → どうして来ないか聞いたかどうか?
- ◆ 若い人たちを巻き込むため HP に提案コーナーを作る。
- ◆ インターネットによる特に若い市民の間の相互情報交換・情報交流 → (参加) 政策形成へ。
- ◆ 若い参加者が少ない。
- ◆ 平日の夜、市民参加できる人が増える → 社員の働き方が変わってきている、早帰り、若い人の意見があった方が良い。
- ◆ 若い人が参加しやすい時間帯(平日、夜も)、場所(サロン、コミュニティ)
- ◆ 誰が支える? 若い人は実際はやらない? やれる? 本来は若い人の支えが理想 やりすぎのところもある。
- ◆ 悪口を言わない ◎会長から言わないようにと伝える 排他的にならない → 若い人に入ってもらう。
- ◆ SNS の活用により若者を呼び込む。
- ◆ 働いている世代の呼び込み。
- ◆ リタイヤした人が活動することが多いが、少しずつ若い世代を巻き込んで活動していく必要がある。

(仮称) 自治基本条例検討会での意見

- ◆ 選挙権年齢が 18 歳に引き下げとなった。子どもの参加をどう捉えるのか、市民とは誰なのかということも含めて、時代が要請しているもう一つの大きなテーマと感じている。
- ◆ 青少年分野を、自治基本条例に書かなくてもいいのかということ。青少年を大切に、かつ成長を図っていくという理念を共有してもらいたいし、条文にあってもいいかと思う。

具体化条例・規則・要綱等

--

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■ 川崎市
規定なし

■厚木市

（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

- (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成
- (2) まちづくりに取り組む人材の育成

■小田原市

（自治の担い手の育成等）

第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取組を行うよう努めるものとする。

2 市民及び市は、将来の自治の担い手である子どもに対して、まちづくりに参加し、又はこれを学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

IV 市政運営

第 20 条 市政運営の基本

条例文案

行政は、次に掲げることを市政運営の基本として行います。

- (1) 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守すること。
- (2) 各部署の連携を図り、効率的、効果的に業務を遂行すること。
- (3) 市政の運営に関して積極的に説明する責任を果たすとともに、市民からの要請に対して誠実に応答すること。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 行政が市政運営する上で守るべき、あるいは実施すべき基本的事項として、(1)は「法令遵守」、(2)は「公正性・公平性・効率性等の確保」「縦割り解消」、(3)「説明責任」について定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 行政運営に総合的なルールができることで、人によって対応が異なるなど属人的な不安定要素がなくなることや、市民の市政に対する関心が高まることが期待できる。
- ◆ 順法意識（公平性、公開性）
- ◆ 法令順守
- ◆ 全ての法令を守る宣言
- ◆ 公務員のコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るための一文が必要ではないか。
- ◆ 「外部」のコンプライアンスを導入！
- ◆ 外部のコンプライアンスを導入すれば。
- ◆ 今後、この条例の基本理念にのっとり、行政システムを改革し、市政運営を行っていかなければならない。
- ◆ コンパクトシティにおける市民と向き合った行政
- ◆ 市民と市役所の距離
- ◆ 市民と市との関係
- ◆ これをフォローし、実現・運用をコントロールする行政
- ◆ 市民と距離の近い行政（市役所・職員）
- ◆ 声なき声を吸い上げる行政
- ◆ 市役所と市民の距離が近い

- ◆ 市民・行政との風通しが良い。
- ◆ 市民と行政が近い。
- ◆ 行政の役割多様化（もっと現場に出て活動実態をみる）
- ◆ 「行政はプロ、住民は素人なので、住民は行政に文句を言うな」という従来の観念がなくなってきた。それは、行政が多種多様、複雑高度な業務が増加し、プロというレベルに達する余裕がなくなったからなのか？
- ◆ 市と市民の関係について議論して、双方の特性をいかにうまく運営していくか、広い視点から議論できた。
- ◆ 行政に期待する。市民が協力する意識をもたせるような政策づくり。
- ◆ 逗子市は意外と市民と近い行政をしていると思った。
- ◆ 支援が必要な人間が支援を受けられる市政であってほしいという意見が印象に残りました。
- ◆ さまざまな年代の声が公平に届くような仕組み作り
- ◆ コンパクトな町であるので、もっと市民と行政の距離を短くし、素早い対応を求める。
- ◆ 市民の声が届きやすい行政
- ◆ 行政の役割（仕事に関する理念）を明確に書き込む
- ◆ 住民の役割、行政の役割
- ◆ 市民と行政の役割
- ◆ 各々の立場・役割を意識できる仕組みとする。
- ◆ 逗子市民としての権利義務、逗子市役所（行政）としての権利義務
- ◆ 各役割の共通理解 PDCA
- ◆ 行政と市民の距離が近い。
- ◆ コンパクトの良さ⇔市民と行政の距離が近い
- ◆ 逗子—ちょうど良いサイズの自治体（コンパクトシティ）→きめ細かいサービス、かゆいところに手が届く（公共）、石の片付け、小回りの利くサービス
- ◆ 行政と市民はどこまで担う？妥協点—行政はきめ細かさ。市民は地域のコミュニティ力（弱くなってきている）
- ◆ 行政の役割と市民の役割を明確に述べること。
- ◆ 住民の役割、行政の役割
- ◆ 行政のすべきこと
- ◆ 逗子市役所の権利義務
- ◆ 行政の役割：行政は市民とともに責務を果たすこと。
- ◆ なんでも平等という考え方での展開を改善する必要がある。
- ◆ サービスの負担と供給（給付）のバランスを見直すべき
- ◆ 民間と行政の距離が近い
- ◆ 市民団体のパイプ役としての行政
- ◆ 役所は何をやってくれるのか知りたいと思ってきたが、役所は何をやったらいいかかわからないだろう。市民の意見を吸い上げて実行することが市役所に求められている。

- ◆ 健全で効率的な行政経営効果が最適で最大となる行政経営
- ◆ 【第一条 2 市政運営の目的】（又は、市民が日常生活及び社会生活を総合的に営むためとする、又は逗子市における自治の基本理念にする）
市民が日常生活又は社会生活を営むために、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、市民全てが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての市民が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むために、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないこと、並びに、市民にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- ◆ 市（行政）のまちづくり ・逗子らしさを損なわないまちづくり
- ◆ 市民の意向を正しく判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進める。
- ◆ 政策の評価 ： 第三者機関を活用した行政運営と行政評価
- ◆ 市民の幸福、生活者として満足できる人生を、保障すること。
- ◆ 行政・市長の議会から独立していないこと。 市長・行政が立法機関との相互関係で依存・独立が「大人」でない。
- ◆ 社会制度の中で必ず創られる立場の弱い（発言権が小さい）人たちを思いやり、その声を聴くことができる「市長」「職員」がいて「市民」「市民団体」も当然にそういう資質を身に付ける教育が受けられる「逗子市」となり、あり続けて欲しい。
- ◆ 子供にも大人にも共通して言えることと思いますが、困った時に相談できる、相談を聞いてあげる、そんな姿が大切だと思います。
- ◆ 困っている人の声が届きやすい仕組み、民生委員は 70 人程度（各丁ごとにいるぐらいの規模）
- ◆ 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。
- ◆ 市が活動した内容の成果を市民に問いかけ、その結果を報告するものとする。
- ◆ 市政の市民への至誠の表明。
- ◆ 説明責任の目的は情報共有 → では、情報共有の目的は、一人一人が自分の頭で考え、市政に参加する、そのため。
- ◆ （説明する時）主語が明確でない。 意思決定と責任の所在（いつ、どこで決めたのか）
- ◆ 説明責任においては、情報公開以前の問題で、今流している情報の手段と内容及びコスト又は管理体制の見直しが必要。総務情報係がやっているわけではないでしょう？企画課広聴広報係の仕事なのでは？
- ◆ うまくいかなかった時の説明責任の自覚不足
- ◆ できない場合の説明責任を果たす。
- ◆ 相談した時にしっかり説明するようにして。分からない人もいる。

- ◆ 行政の縦割り・PR法のまずさをまず打破。
- ◆ 縦割り行政の改善を！
- ◆ オープン化（カウンターなくす） → 部屋や壁をなくして見える化する。
- ◆ 市長の意志が行政の末端まで浸透していない
- ◆ 市役所は縦割り
- ◆ セクショナリズムの廃絶、必要に応じた連絡会の設置
- ◆ 縦割り行政の弊害をなくすため、市民の目線で市政全体の総合的な調整を図る。
- ◆ 行政組織の効率化：常に行政組織機関の円滑な運営に心がける。
- ◆ 市役所改革：組織の顔を市民に向けさせ、組織の調査・企画能力を高め、活発な職場風土を築き上げる人事運営。
- ◆ 責任逃れをしない・させない、たらい回しをしない・させない行政改革。
- ◆ 組織の中に『教育委員会』はなく、教育総務課
- ◆ 現場をよく知る行政
- ◆ 成功するには横ぐしを！！
- ◆ 社内で調整する機関がある。
- ◆ 個別のケースに柔軟に対応できる役所になってほしい。
- ◆ 行政組織の間の、垣根を無くすこと。
- ◆ 「市民なんでも窓口」これしかありません。
- ◆ 市長とか、総務課でなく、全体を見渡し管理する部署を設置
- ◆ 閉じられた行政である事と考える → より開かれたものに
- ◆ 高齢者の意見を傾聴 ジャンルを越える仕組み立て、コラボレーション
- ◆ 逗子の財政危機、唐突すぎる印象、組織機能しているか？（議会も含めて）
- ◆ 松戸／すぐやる課、蜂を取る人とマネージメントを配置
- ◆ マネージメントとプロフェッショナルと使い分けと配置 → 即断即決
- ◆ すぐやる課／高齢者のスキルを持った人有効活用
- ◆ もっと若い人の意見を集める場を。部長がもっと統括する動きを
- ◆ 情報共有が重要（すぐやる課をやるためにも）
- ◆ コーディネーター機能が重要
- ◆ 地域担当職員は縦割りを打破するもの。昔に比べて職員の意識は変わり横ぐしを指す気運も出てきている。
- ◆ 自治条例の制定は市職員の意識改革のため。
- ◆ 国全体の単年度予算システムの制約、これをより機能的なものにする？
- ◆ 市は市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があった時は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。
- ◆ 市民の請求による行政監査の導入
- ◆ オンブズマン チェックする機関が必要
- ◆ 地方の自治権は守らなきゃ。それがないと国が一方的に決められてしまう。
- ◆ 情報共有、ややもすると前例主義、縦割りに陥りがちな体質を改め、広い観点から積極

的な市政運営をする。

- ◆ すぐやる課的機能導入 ⇒ 公私共マネジメント能力ある人の確保 プロフェッショナル人材との組み合わせが必須
- ◆ 市長等の「等」に属する歴史と伝統ある委員会及び委員が伝統の上に「あぐら」をかかない誠意を持ち「至誠」を表明する「逗子市」になって欲しい。
- ◆ 行政と議会との横のつながりが必要、不足している、縦割りとなっている。
- ◆ 行政と議会の関係を改善していく。
- ◆ 行政は施策を投げっぱなしにしない
- ◆ 補助金を出すなら、その後の動向まで責任を持つこと。

(仮称) 自治基本条例検討会での意見

- ◆ 民主的統制という要素：行政や議会が日常の業務を行ってこのまちが成り立っているが、そこに主権者としての市民がどう関わって運営していくかという仕組みを、どうすれば実現できるのかということが、大きな問いである。
- ◆ 民主的統制だと思っていて、どのように行政全般にわたって制度化されれば、より高い次元のものになるのかということだと思う。
- ◆ 市民が権力を統制するという要素をどうするのか。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

(市政公開の組織)

第12条 市は、市民自治を効率よく支えるため、市政の公開と市民参加を保障する躍動的な組織の編成に努めるものとする。

他自治体の例

■川崎市

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を

図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除き、）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

（必要な組織の整備等）

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

■厚木市

（行政運営の基本事項）

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

（組織等）

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

■小田原市

規定なし

第 21 条 情報公開

条例文案

議会及び行政は、市民の知る権利を保障し、それぞれが保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民の利用に供するため、情報提供の推進に努めます。

2 議会及び行政の保有する情報は、公開することを原則とし、公開請求を受けたときは、別に条例で定めるところにより、適正かつ迅速に処理します。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「市民の権利」に示した「まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利」に応えるとともに、市民がまちづくりに取り組むにあたっては、市民からの請求に応じて情報を公開するだけでなく、議会や行政の方から積極的に情報を提供することが大切です。
- ◆ 逗子市では、1990年（平成2年）に逗子市情報公開条例を制定し、議会及び行政などが保有している情報の公開の手続き等のほか、会議の公開などについても定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 情報公開を共有
- ◆ 情報公開、共有の方法。
- ◆ 行政が市民に対して情報公開・共有
- ◆ 行政の情報公開
- ◆ 誰の判断で公開、非公開の決定が成されたのかが明確にされること。
- ◆ 公開に損得が生じないような仕組みになっているか？
- ◆ 行政内部の情報が出てくる（検討会の中身を公表すべき）
- ◆ 情報公開（情報共有）
- ◆ 情報公開、ネットも活用し、より分かりやすく。
- ◆ 情報アクセスの分かりやすさ。
- ◆ 市民の行政に関する情報を知る権利を明確に。
- ◆ 情報の重要性を考え、市は市民に対して活動している内容の情報は事前・事中・事後伝えるものとする。
- ◆ 情報の見える化を明確にする。
- ◆ 市は市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕

事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

- ◆ 市政情報を積極的に公開する。（審議会など会議や議事録は、原則として公開する。）
- ◆ 行政文書作成時から「情報公開制度」を意識し、最初に「公開」対象の文書か「非公開」対象の文書かを判断し、そのうち開示対象の文書は文書目録検索システムで文書の有無や特定を可能とする。
- ◆ 全部開示して問題のない文書はあらかじめ逗子市ホームページ（調布市実施済み）に配架することで、請求手続きにかかる市民と行政双方の「手間」をかけず、結果として事務効率につながる。
- ◆ HP 管理体制 ー半年ごとにトータルで見直して
- ◆ HP デザイン ー見づらいから他市参考に見やすく（特にトップバナー）
- ◆ HP 検索方法 ー探しづらい、ヒットしない
- ◆ HP 分かりやすさ ー何も知らない人でも分かるような内容にして
- ◆ HP 更新情報 ーNEWがない（各課のページ）、更新情報（日付）記して
- ◆ 仕上げのスピード ー自分が見たいタイミングで仕上がってこない
- ◆ 会議録（特に議会） ー検索方法 ーどうやって探せるのか手順研究しないといけない
- ◆ 会議録（特に議会） 媒体（文字、動画） ー文字、紙にこだわらない。簡単にすぐ見れる媒体でいい。
- ◆ 欲しい情報は市役所1階に言って要求しないとならない→ 手続き → なければまた探す。
- ◆ 公開対象の文書をまず一覧にして提示して。
- ◆ 議会の内容を公開してほしくてもなかなか見つからない。探し方が難しい。探したいときにすぐに見つからない
- ◆ 検索クエリボックスが他市と違ってヒットしにくい。
- ◆ 議会の会議録の仕上がりが遅い、6か月先
- ◆ 議会の会議録、文書だけでなく音声でもいい。お金をかけなくてもいい方法でもいい。
- ◆ 監査は公開されていない。
- ◆ 会議録をアップしていてもすぐに見つからない。市民に届くのが遅い。
- ◆ 逗子のHPが一番見にくい。他市に比べて
- ◆ HPをトータルで管理体制を半年ごとに見直してほしい
- ◆ 市は膨大なデータをもっているが、市民が知りたいのはピンポイント
- ◆ HPのトップバナー見にくい。他市ない
- ◆ NEWがない。各課のページに何月何日更新と表示して。
- ◆ 広報ずしの中の情報、さかのぼりづらい。
- ◆ 防災安全課の備蓄情報、HPで更新して。
- ◆ 議会会議録6か月先だが、関係資料等の情報公開が先行される場合がある。
- ◆ 逗子は池子の運動の時に、市民自治の蓄積があり、それが今も潜在的エネルギーとしてあると思います。情報公開など素晴らしい条例、仕組みもあります。それらが子育て世

代などに知られてつながっていけばいいと思っています。

- ◆ 市民活動（団体）に関する情報の提供
- ◆ 情報提供
- ◆ 行政の情報提供のあり方。
- ◆ イベント情報の一元化
- ◆ 情報の提供（積極的に）
- ◆ 情報の発信回数を多くしなければ、市民に浸透しないと思う。
- ◆ 縦割り行政の改善を！必要な情報が手に入らない。いかに市民が情報を見るか、情報収集するか工夫をやるべき
- ◆ 広報ずしはとても有意義
- ◆ 町の掲示板もよい。
- ◆ 時間的に迅速に情報共有を進め、それを使用することも必須なので「部下」（偉い人が要求するだけでも）に極力情報提供させるシステムも現実的に必要。
- ◆ 自治を進めるのに必要な「知りたい」「知るべき」情報は、それを求める時に役所がまず提供を拒まないことだ。
- ◆ メインの情報提供する場所（資料）はどこか？
- ◆ 市民に行動を促したい事項については、ポイントを絞って、市の方からいろいろの機会を捉えて情報を出してほしいと思っています。
- ◆ 公開された情報の取捨選択
- ◆ 出来るだけ早く「（迅速性）必要なところに、必要な情報を公開にこだわるあまり、時間や手間がかかりすぎても仕方がない。
- ◆ 行政は情報公開を大事にして、市民に役立つようにしてほしい。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市情報公開条例
- ◆ 逗子市情報公開条例施行規則

逗子市都市憲章検討での関連情報

（情報への権利）

第17条 市民は、条例により、市に情報公開または個人情報保護を請求する権利を保障される。

2 市は、前項における市民の権利の保障とともに、市民生活に必要な情報提供に努めなければならない。

他自治体の例

■ 川崎市

（情報提供）

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

（情報公開）

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

（会議公開）

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

■厚木市

（情報の公開等）

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

■小田原市

規定なし

第 22 条 個人情報保護

条例文案

議会及び行政は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、それぞれが保有する個人情報を適正に取り扱います。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 逗子市では、1991年（平成3年）に逗子市個人情報保護条例を制定し、議会や行政などが持っている情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、市民の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、管理などについて適切に保護することを定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 情報共有 個人情報との兼ね合い。
- ◆ 共有する中でルールを作る。個人情報の取り扱い。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市個人情報保護条例
- ◆ 逗子市個人情報保護条例施行規則

逗子市都市憲章検討での関連情報

（情報への権利）

第17条 市民は、条例により、市に情報公開または個人情報保護を請求する権利を保障される。

2 市は、前項における市民の権利の保障とともに、市民生活に必要な情報提供に努めなければならない。

他自治体の例

■川崎市

（個人情報保護）

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

■厚木市

（個人情報の保護）

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

■小田原市

（個人情報の適正な取扱い）

第15条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。

2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。

第 23 条 情報発信

条例文案

(情報発信)

行政は、市民の協力を得ながら、逗子市の魅力、特性等に関する情報を市内外に積極的に発信することにより、市民の愛着を高めるとともに、市外の人々の関心を喚起し、逗子市の価値を高めるよう努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 情報公開（情報提供を含む）の目的がまちづくりに取り組むためのものあることに対して、情報発信の目的は、市内外の人々に逗子市の魅力や特性等に関する情報を発信することで、市民の逗子市に対する愛着を高め、「逗子市に暮らしてよかった」という思いや、市外の人に対しては「訪れてみたい」「いつかは住んでみたい」という思いを高めることにあります。
- ◆ こうした情報発信は、行政だけで行うものではなく、SNSなどが浸透している現在においては、市民一人ひとりが発するメッセージが非常に重要になっています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 逗子のPR
- ◆ 鎌倉時代からの有名人や土地があるのもかわらず、アピールすることが大切です。
- ◆ 豊かな自然環境を守るにはお金がかかる → 税収をあげるにはどのようにしたらよいのか → 逗子は宣伝が下手なのではないか → Google で検索したらトップに出るような情報発信が必要。ただし、市民の誰がやるのかは問題。
- ◆ 逗子を持続可能なまちにするために、全国的に市の特性をアピールする。その前に市民共通の認識が大事。まず、逗子は潜在的にいいところがたくさんあるので、それを掘り下げて、逗子のいいところの認識から始めるのが大事。生まれてから死ぬまで逗子で過ごす、逗子で完結できるのが理想。小さな不利なところを利点に変えて、市民が幸福に過ごせればよい。
- ◆ 逗子に税金を納めているが、仕事は都内、逗子外で、市内の関わりが全くない人が多い。そのような方々に、①逗子市民として逗子を知る、②何か活動ができるような仕掛け。
- ◆ 逗子のホームページを工夫していただき、楽しく情報を得られるようにしてほしい。（興味持てるイベント等大きく取り上げるなど）。
- ◆ 特に市の行政に普段強い関心をもたない住民に対して、ある程度プッシュ型の情報提供が必要だと思う。（HP へのアクセスのようなプル型ではなく）広報誌、回覧板（自治会）、

掲示板、ポスティング、TEL/メール

- ◆ どんな人に意見をもらいたいのか、関心をもってもらえるのか？ターゲットを絞って情報発信の仕方を工夫する。
- ◆ 小学校区住民自治協議会は小学校区の自治会、町内会によって成立しているので、この仕組みを活用して、情報発信、情報収集をしていければ市民参加率は向上すると考える。
- ◆ 一番大切なことは、参加前に全市民にどのように情報を伝えることが第一と考える。市民が情報を知り、関心をもてば自ずから市民が色々なことに参加してくれると思う。
- ◆ 情報発信を密にし、市民の意識を変えていく。分かりやすく。
- ◆ 民間の立場からできることは、可能な限り行う。行う上で必要な専門知識や権限を持っている市がその仕上げをすることが理想の協働だと思います。それを実現するために情報を発信し、自覚を市民に持たせることが大切です。
- ◆ 市のほうから協働してほしいことを発信する。市民の方からも同じく発信する。
- ◆ 情報の発信と活用、実行やイベントを行う。
- ◆ 逗子を全国的にどうPRしていくか。
- ◆ 街の良いところをPRする。
- ◆ 今の逗子の良さ、利点を生かす→市民の共通認識にする。外部へPR
- ◆ 情報発信
- ◆ 正確な情報を確実に発信。発信後に評価を行う。
- ◆ 人の多く集まる場所にCRT（液晶）を設置し、情報を伝える。
- ◆ デジタルサイネージによる情報発信、情報アクセス数を把握する。
- ◆ 人が多く集まる場所でPR。
- ◆ 興味のある人へ届けるように発信する。
- ◆ 市長行政が実施計画を市民に繰り返しアピールする広報が必須。これがあって初めてPCDAのプロセスに参画できる。
- ◆ HPのアクセス数などを評価の基準へ ☆評価基準を作る
- ◆ 意見の対極にいる人へも届くよう情報発信すべき。
- ◆ 発信側と受信側との問題あり → 共有化
- ◆ 受信側を常に興味を保持させる為の発信力を高める努力が行政に求められる。
- ◆ 発信とキャッチがうまくいくこと。
- ◆ キャッチしてもらうため発信を続けていくこと。
- ◆ 情報を市民がキャッチしやすい方法や仕組みを考える必要あり。
- ◆ まちづくりトーク等、市民参加の機会（要周知）
- ◆ スマートフォン等活用して、市民から写真やメッセージを投稿してもらう。
- ◆ デジタルサイネージによる情報発信。駅や商店街
- ◆ 分かりやすい、目につくキャッチコピー、市民の投稿による「思い」や「キャッチコピー」を載せる場を作る。
- ◆ オーロラビジョン
- ◆ 広告でコスト削減

- ◆ 市行政市議会情報
- ◆ 広報ずしに載せたからと言って周知していると思わないで ⇒ 活性化して
- ◆ 広報が読まれていない。書き方が固い。
- ◆ 市の情報をきちんと伝えていない。
- ◆ 市が市民に求めていることの達成度をつかんでいない。
- ◆ テレビ、ネット、フェイスブックなどいろいろな情報 →発信
- ◆ まず、一番大切なことは、「情報を知らせる」こと。知らせなければ共有できない。
- ◆ ホームページでの公開と、広報ずしによる公開（ネットとペーパー同時に）
- ◆ 紙媒体と SNS の使い分け
- ◆ 広報ずしに目次を付けてほしい。
- ◆ HP に更新日を記入すべき。
- ◆ 紙しか見ることができない人への対応
- ◆ 情報提供スペースを作る（人の集まるところ）
- ◆ 曜日を選ばずに
- ◆ 情報モニター設備の整備
- ◆ 情報発信の手段は？（町内会がないところでは伝わりにくい）
- ◆ 見つけやすい情報発信
- ◆ 地図や図など分かりやすく
- ◆ 情報発信力の強化
- ◆ 発信手段を増やす
- ◆ 関心のない人に情報を伝える。
- ◆ 市のブランド・魅力につながる。
- ◆ 逗子ブランド、シームレス、元気な街
- ◆ このようなトークが限られた区間のみでなしに市民全体に知らしめられないかと感じました
- ◆ 行政の PR が足りないのではないか。
- ◆ 逗子市が達成した「フェアトレードタウン」であることをこれからも広く他へ発信して欲しい。
- ◆ 行政の縦割り・PR法のまずさをまず打破。
- ◆ 自然がある。山、海。鎌倉と葉山の間にある、立地がよい。
- ◆ 逗子のPR：池子の森、逗子海岸をもっとPRしていく。
- ◆ 日本中に知ってもらうまちづくり。
- ◆ ふるさと納税によりPRする。⇒例：しらす、あかもく
- ◆ コラボしてPRできれば
- ◆ 逗子のPR：自転車で市内を巡る。
- ◆ フィルムコミッション
- ◆ 定住者を増やし（将来のために財政増）、市の良さをPR（交通便利）
- ◆ 交通の利便性の良さをアピールする（逗子発で座って東京に行ける）

<逗子市の特徴・魅力>

- ◆ 路地、街路が魅力的
- ◆ 交通の便が実は良い（始発、空港直行便）
- ◆ コンパクト&コミュニケーションシティ
- ◆ 他の地域に住む逗子を愛する気持ちを感じられた。
- ◆ 大人の町
- ◆ コンパクト、立地、まとまり、個性的
- ◆ 逗子 コンパクトシティ、地形
- ◆ 「コンパクトシティ」歩いて市内を移動でき、人口も5万人と市の中心に駅がありまとまっている。市民の意識も高い。市の職員もワークショップに大勢参加し、市民と一緒に活発に意見を交わしているので市職員の意識も高くなっている。住民と市職員の距離が近い。
- ◆ まちの規模が丁度よい。
- ◆ コンパクトな規模を強みとする。
- ◆ 人口5万7千人、コンパクトな市であることを有効に使い、皆がさらに公共の福祉に関心をもっていけるような施策をうってほしい。
- ◆ コンパクトの良さ…だけど美しい町
- ◆ コンパクトシティの認識をもち行動する。
- ◆ 首都圏であり、通勤が家庭・家族に強く影響している。
- ◆ コンパクト
- ◆ 田舎すぎず、都会すぎず
- ◆ 適当な不便さ
- ◆ 「便利な田舎」
- ◆ 顔の見えるまとまりのあるまち
- ◆ コンパクトシティ、小回りがきく
- ◆ 素晴らしい自然環境に恵まれているコンパクトな市
- ◆ 小さくて美しい（コンパクトシティ）
- ◆ 逗子を語るベースとして、特性、地域性、場所性を理解が必要。そこから“らしさ”が見えてくると思います。
- ◆ 「美しいコンパクトな街」
- ◆ 小さくて美しいまち（市）
- ◆ 適度な人口密度
- ◆ 逗子は、他の地域（例えば東京・横浜といった大都市）と比べて小さい分、風通しがよくまとまりがある（もしくはまとまる）と思うので、公共の福祉、他人を思いやる心や挨拶等（杉並、世田谷の子どもたちは挨拶すごい！）今では少なくなってしまった日本の良いところがまだあると思う。その中で、これから人口が増える増えないにかかわらず、皆が関心をもつことが大切だと思う。逗子は小さい分、まだまだ可能性があると思

います。不利を利点に！

- ◆ イメージとしては「きれい」だが実態は？
- ◆ 美しい
- ◆ 海
- ◆ 森の自然
- ◆ 成熟している
- ◆ 逗子市と近隣の鎌倉市、葉山町、横須賀市との違いは何か。「逗子らしさ」を改めて考えると、やはり「コンパクトシティ」（山緑海に囲まれた）がキーワードと思う。
- ◆ あらためて住みやすい場所。
- ◆ コンパクトな市である強みを活かせる可能性があるのでは。
- ◆ 「コンパクトな市」であることが逗子の特徴だと思います。このコンパクトを生かした公共を考えたいものです。
- ◆ 「逗子らしい」という概念が最後まではっきりしないままだった。但し、大枠のイメージは各自良く似たものが多かった。何かそれを言い当てる明確な言葉が導き出せるといういろいろな場面で議論がまとまりやすくなるのではないか。「〇〇な街 逗子」
- ◆ 逗子の魅力の認識をする。逗子＝人生となるか。それくらいいい町に（人とのつながり）小さい町だからこそその利点と捉える。
- ◆ 逗子の魅力を掘り下げて市民を大事にしながらより外に開かれた町になるようにする（学校誘致、スポーツ、健康 etc）
- ◆ 逗子でなければという魅力づくり。例えば、「サイエンスパーク」ソフト企業等の出資を得て人材が集まる拠点を設けることができる条例が必要（プロフェッショナル業、アシスタント）
- ◆ 逗子市らしさ
- ◆ 近所のつながり感、地元っぽさ、ちょっと田舎なのが具合が良い
- ◆ 逗子らしい←まちの規模。海、山、環境がいい。守りたい思い、意識。
- ◆ 海の条例なんかは逗子らしい。→「アクションを起こした」ということ
- ◆ 住みよい（穏やか、パワー？老人力の活用活躍の場）
- ◆ 逗子が好きイメージ良い、温かい、より良いというアプローチがあれば
- ◆ 市の特性アピール、市民共通認識
 - － 既にある良いところに厚みを持たす
 - － 生まれてから死ぬまで逗子で過ごす。小さな市だからこそできる
 - － 情報発信にもなる
- ◆ 逗子の良さを活かす、伝える（自然を守る、コンパクトシティ）
- ◆ 羽田から最も近い家族の海水浴場
- ◆ 私立校
- ◆ 健康的な生活をもっと意識する町づくり。スポーツ、医療などの連携
- ◆ 山・海・自然と東京を意識する。
- ◆ 逗子らしさを盛り込む。

- ◆ 東京通勤市民を大切に？逗子市民の財産
- ◆ 静かな街のキープ、音楽の制限
- ◆ 都市憲章 ← 青い海と緑豊かな平和都市
- ◆ コンパクトシティ
- ◆ 仕事に行きやすい、住みやすい
- ◆ 国際色豊か
- ◆ 施設が充実している
- ◆ 自然（海・山）を生かす
- ◆ きれいな町
- ◆ きめ細やかさ
- ◆ 資金力に頼るのは逗子らしくない。
- ◆ ちょうどいいサイズ感、顔が見える関係を活かす。
- ◆ 多様な人、専門性が高い市民・団体・ボランティア多い。
- ◆ 小さい、海がある
- ◆ 「小さくて美しいまち」をテーマに
- ◆ コンパクト、職員との距離が短い、見えやすい、個性が強い。
- ◆ 逗子の未来へ 者、移って入ってくる人が逗子の魅力を感じている。
- ◆ コンパクトシティ、コミュニティ
- ◆ 適度な便利さと、適度な不便さ ⇒高齢者と若者のバランス（微妙なバランスを維持）
便利さ（例）始発駅2線、高速

具体化条例・規則・要綱等

--

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

第37条

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

■小田原市

規定なし

第24条 総合計画

条例文案

市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

2 行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更にあたっては、総合計画と整合を図らなければなりません。

3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を公表するものとします。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 総合計画は、逗子市の行政計画の最上位に位置付けられる計画です。
- ◆ 平成23年8月1日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合計画の基本部分である「基本構想」について市議会の議決を経て定める旨の規定が、地方自治法から削除されました。この結果、基本構想の法的な策定義務はなくなり、計画策定と市議会の議決を経る手続きの必要性は、市の独自の判断に委ねられることとなっています。
- ◆ 逗子市では、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものとして、また、まちづくりの長期的な展望を示すものとして、総合計画は必要であると判断から、平成26年に逗子市総合計画策定条例を策定し、総合計画を策定することを定めています。
- ◆ 同条例により、総合計画の策定にあたっては、市議会の議決を経ることとなっています。
- ◆ 現在の総合計画は、平成27年度を期首として、計画期間24年間の基本構想と8年間の実施計画から構成されています。
- ◆ 基本構想は、逗子市の将来像と分野ごとにめざすべきまちの方向性を示すものです。
- ◆ 実施計画は、基本構想で示した将来像などを具体化するため、基本構想の5本の柱ごとに、目標、取り組みなどを示しています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

- ◆ （仮称）総合計画条例の検討

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ まちづくりビジョン：市長はまちづくりの理想像を市民に示すべき。長期展望を持って、市のあるべきビジョンを示すこと。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 新しい仕組みにより総合計画の進行管理を始めているが、これもある種の民主的統制のルールであり、どうやったら行政を効率的に機能させるかということである。

具体化条例・規則・要綱等

- ◆ 逗子市総合計画審議会条例
- ◆ 逗子市総合計画策定条例

逗子市都市憲章検討での関連情報

（まちづくり総合計画）

第29条 市は、地球と人にやさしい地球市民平和都市をめざす逗子市にふさわしい「まちづくり総合計画」を、次条いかに基づく諸計画の上位計画として持つものとする。

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

（総合計画）

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

■小田原市

規定なし

第 25 条 財政運営

条例文案

市長は、財政運営にあたっては、財政規律を保持し、健全性の維持に努めます。

2 市長は、財源及び地域における資源を効率的に最大限活用するとともに、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとします。

3 市長は、財政状況に関する情報及び将来の財政の見通しを、市民に分かりやすく公表します。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 「財政規律」とは、財政が秩序正しく運営され、歳入と歳出のバランスが保たれていることをいいます。
- ◆ 人口減少と少子高齢化が進展していく中、将来にわたって財政の健全性を維持するために、市長は財源基盤の強化に努めることを定めています。
- ◆ 財政状況に関する情報について、市民に公表することも併せて定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 逗子市の財源が心配。限られた財源をどこに振り分けるのか？そのことが今後の逗子市の在り方が決まるのではないのでしょうか？
- ◆ 環境整備と経済（税収）の両立
- ◆ もう一つ重要な論点は財政である。
- ◆ 環境の維持、安全・安心・快適なまち、にする為の税収のアップをどのように図るか（ふるさと納税 etc）
- ◆ 税収が必要
- ◆ 税収をいかに上げるか。
- ◆ 税収のアップ
- ◆ 逗子の財政危機、唐突すぎる印象、組織機能しているか？（議会も含めて）
- ◆ 市長の予算提案権と議員の議案提出権とのせめぎ合いが現実になっている。
- ◆ それぞれのチェック機能をいかに仕組みとして落とし込んでいくかということは、現実問題として常に直面している。人口減少と高齢化が進み、常に厳しい財政状況で予算を編成している中で、どこまでが許容され、どこにけん制機能を備えておくかということは重要だと思う。単に財政計画をつくることでは、チェック機能とならない。
- ◆ 議会も経営者として財政を考えないといけないし、市民も同様で、素朴な思いも大切だ

が、自分のこととして判断していくことが大事だと思う。

- ◆ お金が減ってきている中で（予算、支出に限りがでてきた）
- ◆ 財政運営の見える化（細目まで見れるように）
- ◆ 単年度予算からの脱却
- ◆ プライマリーバランスのとれた健全な財政運営
- ◆ 少子高齢化、人口減少による財政のひっ迫に対応する手段の模索。行政がアイディアを出せないのであれば、市議会議員、有識者、小学校区住民自治協議会に働きかけ、プロジェクトを作り検討を行う。
- ◆ 今はやりの言葉で言えば、「市民ファースト」を中心に進めるべきだ。柏市は子育て支援で人口増を成功させている → 特化した動きが効果的である
- ◆ 子育て世代を“人口維持”のためにも誘導する政策が必要。⇒「魅力あるまちづくり」がテーマ
- ◆ 子育て世代に住んでもらいたい → 納税
- ◆ 子、親、高齢者、若者 バランス大切：今の逗子で大転換は難しい。現在の状況でできることは？
- ◆ 東京通勤者を大切にする（逗子市の財産、主な財源）
- ◆ 池子の自然について最近あまり考えたことがなくなっていた。有効利用できるか？
- ◆ どんな市にしていくか（池子の活用）
- ◆ 逗子の知的財産（大学？）池子？
- ◆ 高齢化は進む中での対応は必要。しかし、子育て等若年層の暮らしやすい環境は重要。については市による産業育成や誘致等市内で働ける政策もある必要がある。
- ◆ 最終的には予算（財政）に落ち着く。鎌倉駅に落ちる額の1割でも逗子駅に呼ぶような逗子の魅力をキャンペーンすることが必要。
- ◆ 市か町で“一言でまとめた”ものが欲しい（名物も）
- ◆ 何か“一番”を競争して盛り上げたい “投票率”も
- ◆ まず、若い人たちを住民に迎えることと思います。そのために行政を考えていただきたい。財政を増やすために。住民たちは前向きに生活をしております。
- ◆ 市外に越して通勤した人が戻ってこられるようなまちづくりも必要と述べられた。
- ◆ 人口が多くなった時代、子どもだった世代が帰ってこない。
- ◆ 31%の老人力の活用 — 元気な方々が若い人をけん引する。
- ◆ 老人の活用…活躍の場
- ◆ このままでは逗子が衰退していく一方、「自然と快適な暮らしの共生」住みたい町、子育てしたい町へ、のキーワードに沿った大胆な政策・施策が必要。
- ◆ 観光資源としての海の活用
- ◆ 人を呼び込む魅力づくり
- ◆ 今の逗子の良さ、利点を生かす→市民の共通認識にする。外部へPR
- ◆ 資源(海)の活用、イベント収入
- ◆ まんだら堂、前方後円墳、岩殿寺、延命寺、神武寺

- ◆ 逗子は海・山・川があり、自然に恵まれた環境です。それをより良い街にして、逗子を訪れる観光客をたらしめるようにする名案が市民レベルで出てくるのが大切ではないでしょうか。具体案を項目・ジャンル別にグループに分け、有志でまちづくりの協議ができるようになればと考えます。
- ◆ 米軍住宅があり、米国人とのつながり、英語力の UP を逗子市の特化にできないか。
- ◆ 空き家の色々な活用案
- ◆ 夏休み専用の別荘型活用法
- ◆ 空き家の利用・活用
- ◆ 空き家を利用し、高齢者(元気な)の力を借りて子育て支援や高齢者の憩いの場になると逗子のまちがよくなるのでは・・・。
- ◆ 空き家を利用した店など
- ◆ 空き家を活用し、人を呼び込む ⇒環境を守りながら呼び込める 空き家活用のサポートを市が行う
- ◆ 市民が理解した上で話し合うべき Ex: 市がどうしてもやりたいこと 市民にとってもやってほしいこと 行政主体 ⇒ 市民主体へ → 財政改革につながる
- ◆ 歳入増 → 若年、若者が住みやすい街
- ◆ 市民にできることはなんだろう 支出を抑えることが改革ではない 健康になれば支出(市の)は減る!のではないか。
- ◆ 法人がいれば少しは…
- ◆ 予算を削るだけが改革ではない。
- ◆ 何に対しても詳しい情報の提供が必要
- ◆ 外から人が来る工夫を考えないと (ex) 高いビル、泊まれる場所の確保、ホトトギスの碑、大学祭
- ◆ 大崎公園でバルーンを上げる。
- ◆ 市民のアイデアを反映させる仕組み作りが必要。今までのことを継続しているだけではダメ。観光資源の活用
- ◆ 逗子の最大の観光資源である海岸や披露山公園等で通年を通してイベントができるように活用する。
- ◆ 市職員や議員のアイデア等が出ていない。市民の方が良い案をもっているなのでその案を大切にしていこう。
- ◆ 地元の商店街の魅力を高める地域を活性化する。」「
- ◆ 活気があるまちづくり
- ◆ 地域の活性化：場所の活用 地元の魅力を再確認し、それを市内全域に広める
- ◆ 若い世代に来てもらう。住みたいと思うまちに
- ◆ 観光地化しない
- ◆ 市外から観光に来た人がお金を落とす仕組み
- ◆ ふるさと納税(市民、市民以外の)
- ◆ 使用料の差別化 など

具体化条例・規則・要綱等

返子市都市憲章検討での関連情報
—

他自治体の例
■川崎市 (財政運営等) 第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。 ■厚木市 (財政運営) 第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗ちよく状況を踏まえた予算編成を行うものとする。 3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。 ■小田原市 規定なし

第 26 条 広域連携

条例文案

行政は、共通する課題の解決や効果的で効率的な行政運営のために、他の自治体との連携及び協力を推進するものとします。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 逗子市は市域も狭く、人口規模も小さいことから、より広域で対応した方が、効果が高い課題については、近隣自治体、あるいは県・国などと連携・協力して取り組んでいくことを定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 周辺自治体との連携（ハード、ソフト）
- ◆ 市内で全てを完結させることは自治体の規模上難しい。
- ◆ 地域：逗子以外のことを比較、逗子のことだけでなく広い視点で 例）三浦地域の広域的協力

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■ 川崎市

規定なし

■ 厚木市

第 9 章 広域連携及び交流

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することによ

り、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

■小田原市

規定なし

V 条例の実効性の確保

第 27 条 条例の普及啓発

条例文案

市民と議会及び行政は、互いに協力し、この条例の普及啓発に努めます。

2 行政は、この条例について、子どもたちに学ぶ機会を設けるよう努めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 本条例の実効性を確保し、高めるためには、多くの市民が本条例を知っていることが前提となります。
- ◆ 本条例に基づいて、市民に積極的にまちづくりに取り組んでもらうためにも、本条例を広く周知する必要があります。
- ◆ また、次代を担う子どもたちにも、本条例を学ぶ機会を設けることについて定めています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 自治基本条例ができれば周知徹底して欲しい。
 - ◆ 協議会レポートを広報にコーナー作って入れて。民間参考にして。今のは、詳しい人用、簡潔に、大きく、短い文章
 - ◆ ネット慣れない人も多い。用がないと見ない(市の HP は)
 - ◆ 町内会単位で見られるように
 - ◆ 掲示板に大きくのせる
 - ◆ エネルギー・予算
 - ◆ 市民がまず知っていること大前提
 - ◆ 効果測定と周知は逆、まずは知らないと
 - ◆ 難しすぎるものが理解の妨げ 簡単な説明 簡単なアンケート 質問に答える窓口
→ HP、SNS の活用
 - ◆ 一部の市民しか知らない状況は問題だが、できあがったものを見ていないので考えるのが難しい
 - ◆ まず、ワークショップですら関心がなくなってきた。
 - ◆ 市政に関心がない 時間が長くて関心がもち続けられない。
- 【解決策】まず、市長、市民、議会、職員 情報の共有はできるのでは
- ◆ 条例知っているか？ 効果を感じているか ボールで投票

- ◆ 自分が必要な情報でないと市民は知ろうとしない
- ◆ 生活に密着している 直結している条例か ⇒ 口コミ 世間話になるか
- ◆ お祭り = 稼ぐ運営資金 まちに関わろう 知恵を出そう
- ◆ 参加できなかった人の意見をどう吸いとるか。
- ◆ スーパーや商店街での周知協力、ポイントゲット
- ◆ 自治会だけでは周知できない。
- ◆ 自治会町内会への連絡
- ◆ 公開説明会をやる 姿勢を見せる
- ◆ 実感性があると良い
- ◆ 成功体験 この条例ができたらかうなる、こうなった ⇒ 宣伝する
- ◆ 未来協議会を公的に認めてもらう。
- ◆ SNS
- ◆ 周知が大事。ここ特化して
- ◆ 待ちの姿勢ではなく 問いかけ、アプローチする姿勢 → 市民側も関心をもつ姿勢
- ◆ ここの窓口がしっかりしていれば、条例の効果測定、見直しが必要かの判断、条例改正への市民の関わりの判断もできる。
- ◆ 大人だけでなく子どもにも周知できる工夫を
- ◆ 子ども・保護者への周知
- ◆ 小中学校の休日参観で出張授業 ← 行政の
- ◆ 中学校の授業で職員・市民講義
- ◆ 地域の教育力 → 浸透 学級委員会
- ◆ 子ども（大人は子どもの言うこと聞く、関心）→ ◎ 学校の授業で取り入れるなどして、子どもを通じて大人の関心を高める
 - ◇ 子どもワークショップ
 - ◇ 夏休みの自由研究 … 市長が関わる仕組み
- ◆ 意識しなくても根付く、なんとなく知っている ⇒ 小学生の時とか知っている（授業で習う）
- ◆ 具体的な取り組みで伝えていかないと。
- ◆ これまで力を出していない人の参加を促す仕組み
- ◆ 条例解説テキストを作成し、次世代育成のために小・中・高の教育現場での活用や社会教育の現場や地域におけるまちづくりの現場、職場等で活用できるようにするのが望ましい。
- ◆ 自治基本条例の理念は、パンフレット類の配布や説明会の開催等によって浸透が図られるというものではないが、何らかの資料は必要となる。
- ◆ 広報を利用する。
- ◆ 「広報ずし」と市のホームページに、毎月、条例の解説等を掲載する。それを基に、パンフレットを作成し、説明会や出前講座等に活用する。
- ◆ 広報、何のための条例か？ 宣伝する。

- ◆ 広報ずし、読む人とそうでない人いる。

具体化条例・規則・要綱等

—

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

規定なし

■小田原市

（条例の趣旨に基づく取組の公表等）

第18条 市の執行機関は、自治の担い手の育成、市政参加その他この条例の趣旨に基づいて行われた市民自治の推進に資する取組の実施状況について公表し、議会に報告するものとする。

2 市の執行機関は、この条例の周知に努めるものとする。

第 28 条 条例の実効性の確保

条例文案

市長は、この条例の実効性を確保し、高めるため、推進組織を設置します。

2 推進組織は、条例の普及啓発について行政に協力するとともに、条例に係る行政の取り組み状況等について市長に意見を表明します。

3 そのほか推進組織の運営に関して必要な事項は、別に定めます。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 本条例の実効性を確保し、高めるためには、条例を制定した後に、市民、議会、行政が本条例を生かして、まちづくりに取り組むことが大切です。
- ◆ 本条例の実効性を確保し、高めるための一つの仕組みとして、推進組織を設けることとしています。
- ◆ 推進組織は市民中心に組織される想定で、普及啓発について行政へ協力、行政の取り組み状況等について意見を表明することとしています。
- ◆ 推進組織の運営についての詳細は、条例制定後、別に定めることとしています。

具体的にしていること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ PCDAが回るようにする。
- ◆ 作って終わりにしないため、市民・議会・行政が一体となって進行管理（見守り、発展させる）する規定
- ◆ 作って終わりにしないために、見守る規定（進行管理）
- ◆ 実効性と透明性
- ◆ 持続、チェック、更新していくもの
- ◆ 運営の仕組み
- ◆ 大事なのは共通の価値観をきちんと自治基本条例の中に入れること、それを決めたらそれを今後どう運用するのか、PCDAがどう回るのか、ぴしゃっとそれを盛り込むこと。
- ◆ 自治基本条例を推進する委員会を設置し、実効性を保障していけるよう市民とともに、条例を育てていかなければならない。
- ◆ 自治基本条例の実効性を定期的にチェックするため、内部及び外部の機関（条例推進委員会といった審議会等）の設置をはじめとする制度を構築する。
- ◆ 「自治基本条例」が制定された後も、この「逗子の未来協議会」の仕組みは、市長、議会、行政へ、全体の市民による諮問機関（＝見守りチーム）として、存続してほしい
- ◆ オンブズマンが情報公開に限らず諸事を受け持つようにしたらよい

- ◆ 行政の条例の運用に関する心構えが鍵だと思う。
- ◆ 具体的な事例を想定して現実的解決策を見出すことを繰り返すボトムアップを経ないと、実効性の高い価値ある条例は作れない。
- ◆ 条例の実行性を高める工夫
- ◆ 本条例の持続性を確保するため、市民を含む委員会で有効性をチェックする。
- ◆ 理念的なものになる → 実行していくことが大事
- ◆ 逗子の人はいろいろ活動している。市としてどうまとめるのか そのために「行動委員会」をつくって。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 自治基本条例を逗子でつくるからには、実効性に重きを置きたい。
- ◆ 大項目の「条例の推進等」に、条例の改正という論点がある。この部分の書き方によっては、最高規範性が実質的に担保されることもあるかと思う。
- ◆ 自治基本条例を風化させないことが、最高規範性を志向している問題や関心の最も根底にある事ではないかと感じている。
- ◆ 最高規範性を求めるということは、実効性を高めることにつながるものと理解している。
- ◆ 「推進組織の設置」と書いてあるが、こういう仕組みが風化に歯止めをかけられるものだと思う。大都市の川崎市で、どう自治が前進したか話し合うことに困惑したが、逗子市は小回りがきいて見渡せる規模なので、推進組織をつくるというのは有力だと思う。
- ◆ 自治推進委員会の主体について、自治基本条例の策定に携わった市民であるべきで、学識ではないと思う。
- ◆ 新城市や焼津市も、毎年度推進状況を報告している。推進組織のメンバーが引退したらどうするのかという問題はあるが、逗子市でも同様に、逗子の未来協議会のメンバーで核になる人達にやってもらうということもあると思う。
- ◆ 条例の実効性の確保、見直しについて条例の目指すところに進んでいるかを検討する仕組みがビルトインされているということも、必要かと思う。
- ◆ 最高規範という言葉を使うのであれば、議会の自己抑制について、自治基本条例でどのように考えるのか。条例改正の項だとか、推進組織に結びついていくことになる
- ◆ 最高規範という文言を記載すればそれでいいということではなく、つくり方や内容によっては規律密度が低くなり、逆に実効性がなくなってしまう恐れもある。
- ◆ これからの自治はこういうものだという意識が持てないと、自治基本条例の実効性は担保されないだろうと思う。
- ◆ 実際にできるのかは別にして特別多数議決だとか、あるいは風化させないための仕組みなどが必要だと思う。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

—

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

■小田原市

規定なし

第 29 条 条例の検証と見直し

条例文

行政は、この条例の施行の状況や効果等を検証し、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の見直し等の必要があると認めるときは、必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検証や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

解釈運用（逐条解説）

- ◆ 本条例は、逗子市の市民自治の推進に関する基本的事項を定める最も基本となる規範であることから、頻繁に見直しをするものではないと考えられますが、社会情勢の変化や、運用してみて不都合が生じるなど、見直しが必要となることも考えられます。
- ◆ そこで、条例の実効性を確保するために、本条例が社会条例に合っているか、市民自治の推進に効果的なものとなっているかを検証し、必要に応じて見直し等を行うこととしています。

具体的に実施していること・今後実施を検討すること

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

<検証>

- ◆ 効果を測ることが難しい。
- ◆ 数字？量？→効果の実感（「だからこうする、こうしたい」に近づけるか）
- ◆ 満足感 ⇒ 評価の基準に？
- ◆ 全国で例あるが、成果があったかどうか分からない。
- ◆ 実行性がないと意味ない →実効性が分からないことがある 例：空き家対策つくるなら数字を入れないと意味ない。極力数値化しないと意味がない
- ◆ プロセスが良くなる。アウトプット数値化できれば → 全部は無理？
- ◆ 役場の人自信もつ。
- ◆ 市外の利用者もいる（駅とか）
- ◆ 行為、裁判、規範 — すぐに効果出るものでない。土台作ってじわじわ効いてくるもの
- ◆ 7～8割はもやもや → それでも具現化したのが事例 → 役場の人のみ×
- ◆ 技術的な難しさ
- ◆ 測るものさし → 第三者の審議会 質問や意見が何件？ 一般市民が理解
- ◆ 効果が上がっていないときにどうする？
- ◆ どこかが一貫して判断することが条件

- ◆ 第三者的に効果を測る必要
- ◆ 議会で測るのか？
- ◆ 効果は想像つかない →効果は測らなくていいのか？
- ◆ 幸福度のような生活に密接した尺度で
- ◆ 幸せ度（幸福度） — 定義と到達点、評価方法と改善の仕組み
- ◆ 幸福度について、視点が盛り込めると良いと思った。
- ◆ ゴール（みなが目指す状態、理念みたいなもの？ 人、安全安心、住環境、自然、健康、心の豊かさ）を共有
- ◆ = 幸せ度 — 住んでいてトータルのなもの（個別施策ではない）を数値で評価、分析
- ◆ 事業の取捨選択、何を、誰が、やるか。優先すべきは何か、市民・行政が納得感もてる
→ 全体の状況も目に見える、少数も
- ◆ 実行によりどう（生活）幸せ度が変わったか →市政運営、マネジメントP C D A
- ◆ 市政運営 — マネジメント — ゴール共有（企業でいえば理念）、納得感、妥当性
- ◆ P D C A（これを切り口として） 評価 どっちが市民にとって幸せなのか？
- ◆ やることの、誰が何を 取捨選択しやすくなる。
- ◆ 捨てられがちな項目も含めトータルのに
- ◆ 世代、時代、環境によって違う — この街に住んだら、今後どうなる？
・市民の活動を知るきっかけ・他の人がおかれている状況を知れる ・考え、尺度も
- ◆ 条例によって何が変わるか — 個別の事業、施策ごとの評価はあるが…生活がどう変わったか、分からない。
- ◆ 満足度 トータルで市民の幸せのイメージ 共有されていない。
- ◆ 幸福度（ボタン） — 評価 行政サービス
- ◆ 住環境 海、山、都会にはない子育て世代
- ◆ 達成度 安心、宗教との兼ね合い、心の豊かさ、健康
- ◆ 目標設定により変動 ← 幸福度の視点から
- ◆ 方向、方針により変動
- ◆ 自然 — 緑 — 開発抑制 → 住環境
- ◆ 安全（高齢化により空き家増、ごみの分別多様化に対応できないごみ屋敷増） → 住環境
- ◆ きれいなまち、空気 — 市民生活、自治会 → 行政へ声を届けられる仕組み
- ◆ 市民意識調査（費用対効果、どうやるかポイント）— 見える化点数制 — 分析（個々の計画、活動） — 何が上がった？下がった？（行政だけでなく、市民の貢献も）
- ◆ アンケート →次の年の政策 予算に反映される
- ◆ イベント
- ◆ 実感がある 基本条例の〇〇条に基づいて〇〇の事業がある、実施できる
- ◆ 一人一人にとって感じる事ができる効果を
- ◆ 数値で測る
- ◆ 市民全員でアンケート 住みよい町ですか？Etc 回収率でも分かる

- ◆ 人の生き死に、金銭負担あるもの →効果測ること必要 そうでないものは、必ずしも必要とは言えない。ex:海岸条例 →そこにかかるコストも考えないと
- ◆ 効果測定と周知は逆、まずは知らないと
- ◆ 先行自治体でも条例制定後の効果測定は、まだあまりされていませんが、兵庫県丹波市（自治基本条例を平成 24 年 4 月施行）では、条例に基づき審議機関の公開や市民の公募状況を調査し、その結果に基づいて改善策の検討を始めました。

<見直し>

- ◆ 自治条例の位置が担保されること（不変であること）及び改正が約束されていること & 情報公開が常。
- ◆ 自治条例の担保と不変・改正があること
- ◆ 制度の定期的な見直し
- ◆ 問題点あれば(見えたら)、すぐに見直す。
- ◆ やりながら考えた方がいい。
- ◆ 市民の意見をキャッチする機能をこの条例を策定する際に盛り込む → 市長へ直接 or 委員会の設置
- ◆ 見直し規定を設ける。
- ◆ 見直しについては今は議論できない。
- ◆ 年 1 回 子どもも参加できるようなイベント 市民が集まる駅前キャンペーン
- ◆ → 制定時のワークショップや意見を出せる、表明できる場
- ◆ 社会の変化に対応する。市民の生活が変わってくる。
- ◆ 良かった時もうまくいかなかった時も
- ◆ 具体的な効果を考える
- ◆ マーケティングリサーチ：テーマをしぼる 子どもの安心・安全 高齢者の見守り
- ◆ 誰が判断するのか？市長？議会？市民？
- ◆ 公平で客観性のある機関が必要、客観性の担保
- ◆ 財政問題への意見
- ◆ 制定と同様に WS 等を行う。
- ◆ 市民、職員参加？
- ◆ 新たに自治基本条例を策定する以上、条例を育てるという観点から、市民のニーズに合わせて柔軟に改正できるようにすべきである。
- ◆ 条例改正のやり方：やりながら考えた方がいい。
- ◆ 市民・行政・議会 →この WS の様に
- ◆ 人の掘り起しができる条文 PTA 保護者・自治会リーダー
- ◆ 条例の改正に三者が関わるができる条例にする。
- ◆ 市民・行政・議会が条例の改正に関わる。
- ◆ パブリックコメントには反問権がない。

（仮称）自治基本条例検討会での意見

- ◆ 条例に形式的な最高規範性を持たせるならば、改正の際に住民投票にかけ、その後に議会の議決を得るのであれば、自治法の規程に抵触しないというのが私の考えである。
- ◆ 見直し規定についての論点は、見直し頻度の高いものが最高規範でいいのかということや、一方で、時宜にかなったものとするために見直し規定を置く場合には、法的安定性を確保するために改正要件に硬性的な部分を入れるかどうか、ということだと思う。
- ◆ より最高規範性を位置付けるとすると、一つの例として、厚木市は条例第 40 条で、改正しようとするときは、制定に際して行った手続きを行わなければならないとしている。

具体化条例・規則・要綱等

逗子市都市憲章検討での関連情報

（本憲章の改正）

第37条 本憲章の改正は、議会における条例の審議において、総議員の5分の4以上が出席しその3分の2以上の賛成を必要とし、かつ、主権者市民による所定の3分の1以上の連署をもって要求があったときは、同市民の住民投票において所定の3分の2以上の賛成投票によらなければならないものとする。

他自治体の例

■川崎市

規定なし

■厚木市

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

第12章 自治基本条例の改正

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

■小田原市

（条例の見直し）

第19条 市は、本市の自治の発展又は成熟の状況、社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

2 市の執行機関は、前項の規定により検討を加えるときは、市政参加の機会を設けなければならない。

4. 現在の条例文案に関連していない意見

ワークショップ「逗子の未来協議会」での意見

- ◆ 働いて疲れている人の居場所づくりなど広く考えてほしいです。
- ◆ ポイ捨て条例及び煙草の条例を逗子市全体に広げた方が良いと思う。
- ◆ 動物（飼い犬や飼い猫を含む）についての条例
- ◆ 動物には適切な世話をを行う、管理を行う、責任を持つこと。
- ◆ 逗子マリーナで去勢した地域猫がいるのですが、住民の話によると逗子マリーナに来ていた人が部屋の売却と引っ越しによりもう猫を飼えなくなり、置いていってしまって野良猫化した。この子は去勢していて問題はないが捨てに来る人がいる。きちんと去勢や避妊をして人も動物も安心・安全に暮らせる町にしたい。提携するボランティアの動物病院を探すなどそのようなことも必要。
- ◆ 孤独死
- ◆ オレオレ詐欺、空き家多い、どろぼう、住居形態多様
- ◆ 空き家問題とごみ屋敷問題に対する条例が必要と思います。
- ◆ 空き家対策についての提案。我が家の周りにも大きな家の空き家が増えているが、細かく分割され切り売りされる姿を見るのは切ない。
- ◆ 「空き家対策」
- ◆ 空き家対策 ①5年以上空き家になっている場合、②今後住むことがない
- ◆ 空き家対策 ⇒空き家に住んでもらう
- ◆ 防犯カメラの整備
- ◆ 防犯：広報活動、アピールする
- ◆ 防犯カメラ設置
- ◆ 明るく安全な町にするため、防犯カメラを多く付けてほしい。
- ◆ 公園法により占有率で2%以上の防災倉庫は置けないが、公園法と命の問題をどうとらえるか。
- ◆ 小さな自治会は、公園に置くより他になく、これも自治基本条例に取り上げてほしい。
- ◆ 災害対策（津波）避難経路
- ◆ 緊急情報放送聞き取りづらい。時間をおいて2回低い声でゆっくり、はっきりと。
- ◆ 防災無線 → 反響して聞こえない。数回繰り返したほうが良い 最低2回、内容によっては回数を変える。
- ◆ 医療介護等の福祉を将来においてずっと必要かつ十分なものとするを最優先する。
- ◆ 総合病院の設置あるいは医療団地にして24時間体制にして、内科、外科医療が一同にしたもの。
- ◆ 総合病院の設立 高齢化に伴い
- ◆ 市民病院（救急体制）を設置して欲しい。
- ◆ 医療対策のアイデア
- ◆ 総合病院

- ◆ 市民数 5 万だが、市立病院がない。
- ◆ 総合病院の受け入れ(合意形成)総合的病院については、その必要性には反対しないが、いざできるとなると近隣住民の反対があるので、どうやって合意形成をとっていくかが重要。
- ◆ 市（地方自治体、逗子）が国や県等その他の条件の変化にかかわらず医療介護等の福祉を（将来）に必要なかつ十分なものとなることを最優先する。
- ◆ 市民病院が必要だと思う。
- ◆ 24 時間受け入れ可能な医療機関の誘致。できれば総合病院の誘致を
- ◆ 逗子らしい健康と医療
- ◆ 医療体制の整備
- ◆ 検診率を上げるために市民へ行政がアプローチする。その際には、他機関にも協力を依頼する
- ◆ 健康に暮らしたい：病院に頼らないように
- ◆ 市内の個人病院間のネットワークを密にして、総合病院に匹敵する機能を持たせる
- ◆ 医療機関同士のネットワーク：市だけでやろうとせず、民間と連携する。
- ◆ 総合病院の誘致
- ◆ 医療機関の充実
- ◆ 総合病院と救急病院が必要 ⇒搬送時間がかかる。持ち回りでの近隣での協力体制もいいのでは
- ◆ 健康年齢を維持する ⇒動きやすく道路を整理する。交通機関、移動手段も含めて
- ◆ 逗子市民だと他の地域の病院に行った時に割引をしてもらえる。
- ◆ 生活道路の整備 ⇒使い勝手の良い道路を（ルール、マナーなど）（ハード、ソフト両面で）
- ◆ 自転車にルール徹底
- ◆ 交通体制の整備
- ◆ 坂が多い。バリアフリーの整備
- ◆ 使い勝手のよい道路：啓発活動を地道に続けていく
- ◆ 使い勝手のよい道路自転車の乗り方
- ◆ 狭い道路を広げること、消防時の活動寄与
- ◆ 共有スペースの確保、道路の拡張
- ◆ 「通学路、道路整備」
- ◆ 防犯の強化。交通インフラの整備
- ◆ 狭い道路の整備(交通インフラの整備)。道路事情の改善。安心して通れる道。渋滞をなくすために、交差点の改良をしてほしい。ミニバスをもっとさかんに通してほしい。道路事情の改善。安心して通れる道。渋滞をなくすために、交差点の改良をしてほしい。ミニバスをもっとさかんに通してほしい。
- ◆ コンパクトシティだが、悪く言うと道が狭い。自転車事故を減らせるよう、歩行者・自転車・自動車が分離できるような道路を住民から働きかけができないか。

- ◆ 道路の整備、狭い。自転車、自動車の区別
- ◆ 道を広くする。自転車が危ないので交通ルールの教育
- ◆ 安全に歩ける街（歩道確保）
- ◆ 道の整備（車いすやベビーカーを利用できる道）
- ◆ 通学路の整備（子どもの安全、安心）
- ◆ 狭い道路の解消や外国人にもわかる表示の改善を
- ◆ 人口減少・環境・子育て・高齢化の対応
- ◆ 消費者の立場からすると、店が少ない（スーパー、衣料品、ファミレス etc）
- ◆ 市内の商店で買い物ができる。
- ◆ 物価（土地・家屋）が高い。
- ◆ 場の提供も大切。お祭り、催しの場所なども資金も必要。
- ◆ 30%以上の高齢化の中、健康年齢を伸ばし維持できるようさまざまなイベント（チャレンジデー等）や日常活動を通し、誰でも運動に簡単に参加できる機会が得られるように市、市民協力していきたい。
- ◆ 健康の維持が大切。健康の維持は、他の取り組みにも関係してくる。
- ◆ 高齢者対策を充実する。
- ◆ 高齢問題
- ◆ 高齢者支援 高齢者の孤立 声かけ、挨拶 人と人とのつながり
- ◆ 高齢者の安全・安心対策
- ◆ 年寄りに優しい行動（車の運転など）
- ◆ 高齢化社会を念頭に置き、健康で市民が活躍、幸福感を抱ける。方向付け（老人、中年、若者含む）
- ◆ 高齢者の活動（仕事等）
- ◆ 老人の一人住まいが多くなると思います。その対策はないか。
- ◆ 年寄りが多いのでなるべくバリアフリーにしてほしい。
- ◆ 種々多様の中で第一案として老人（高齢者）に対する問題が重要だと思う。
- ◆ 高齢化の高い逗子市では全てが「老人に優しい住み易い街」であることを第一に考えてほしい。第一のモデルに全国に広めたいではありませんか？
- ◆ 介護は親が元気なうちは不要、急に来る
- ◆ 高齢化、財政の問題がある。
- ◆ 一人暮らしの人への支援
- ◆ 弱者が増えている
- ◆ お年寄り 入っていない人（一人住まい）役員が草刈りをする、電球を替える
- ◆ 高齢者に「頭を使わせる」という仕組み “社会参加させる” “意識を向けさせる” という仕組み 強制を要することも含め。
- ◆ 高齢化が進む逗子市として、健康年齢を伸ばす活動に関する支援や情報が欲しい。
- ◆ 高齢化が進んでいるため、健康維持として、グループで健康促進できるような活動の機会や場所がつかれるようにしたい（市民と市が協力して）。

- ◆ 子育て支援 子どもの貧困待機 児童 身勝手な部分も、子どもが盾
- ◆ ゴミの集め方、適正な規模(戸数)。ごみの集積所がきれいなところは、コミュニケーションができていくところ。ひいては安全につながっていくので、ごみの集め方が大切。
- ◆ ゴミ捨てのルールを守らないと費用がかかる → 日にち分け方が複雑(カレンダーは良い)
- ◆ ゴミ捨てのルールを守る(市外の人にもわかりやすいルールを示す)
- ◆ 労働人口の流入が少ない。
- ◆ 建築規制が厳しすぎる
- ◆ オリンピック
- ◆ スポーツ都市
- ◆ 文化施設の充実
- ◆ ずし市民祭りを縮小していいのか。
- ◆ 同じ市内でも環境、状況が違うと感じる。
- ◆ 逗子は地形の違いによる生活環境の違いが、非常に大きい。
- ◆ 地元での仕事がない。
- ◆ 働ける場の創造
- ◆ 市民が市内で働ける場所の創設
- ◆ 逗子に住み、逗子で働ける環境作り
- ◆ 逗子に働ける場所を作る。地場産業、逗子海岸、海藻とか → 働きながら子育てをする。高齢者の雇用とか
- ◆ 逗子の市民が市内で働ける場所の創設。朝起きてから夜寝るまでずっと逗子市にいて、緑も海もある素晴らしい環境の中に働ける場所もあるというようにしたい。市外から人が移住してきて、人が来れば空き家もなくなる。こういうふうな方向性が盛り込まれたような条例にしたい。働く場所を具体的につくるための道具として、池子に大学をつくって、知的労働ができるまちにしてはどうか。
- ◆ 活動している市民団体の紹介
- ◆ 地域ごとの伝統的な芸能を大事に継承していく。
- ◆ 地域の伝統行事の掘り起こし、広めていくこと
- ◆ 地域ごとの伝統芸能の継承：地域間の連携
- ◆ 地域ごとの伝統芸能の継承：先進事例の調査
- ◆ 土地が見える条例
- ◆ 法律に原因があるのではないか。 → 逗子市だけの問題ではない。
- ◆ 外人、米軍、どうやっていくか。
- ◆ 市民としての特点をつくりたい(例)バスの優遇 市内の商店で買い物ができる
- ◆ 公共のルール・マナーを守る街並みに
- ◆ 逗子海岸の砂が葉山港の突堤延伸で潮流の変化のため削られていることは県、池子の米軍用地を早く返還してくれということは国との問題だが、市民の声を反映してほしい。
- ◆ 「逗子子ども風土記」には、昔の名主の旧家の事跡が詳しく載っているが、もっとほか

にも逗子の風土として語られることがあると思う。逗子在住時、芥川賞を受賞した作家や受賞作なども良いと思う（風土は政治と関係あり）

- ◆ 第一運動公園は良いところだが行きにくい。バスが欲しい。
- ◆ 緑化に関連して、私学の土地に対する税金を投入できない決まりを解決するような条例にしたい。
- ◆ 文化施設：逗子駅中心に作る。市民みんなが利用しやすいところに作る。
- ◆ 空き家を文化的利用 ⇒所有権を移さず、利用者が利用できるようにする
 - ・税金の免除など
 - ・地域の古い家屋を文化的資産と考え、保全できる仕組みを考えたい
- ◆ 児童が外で遊びやすい環境づくり
- ◆ 電柱などの地中埋め込みやライフラインの整備（誰もが利用しやすい街づくり）
- ◆ 景観についての見直し
- ◆ 商店街の活性化：場所を求める事業者（やりたくても場所がない）に空き家など
- ◆ 市民以外の人にも思いやりをもって接して欲しい（特に夏のシーズン）。駅周辺での水着などやめてほしい。
- ◆ ウォーキング、トレッキングのコースをわかりやすく示す。
- ◆ 街灯が少なく暗い。
- ◆ ブロック塀をやめる（災害に備えて）。
- ◆ 土地の分割の制限をする（小さい土地に木を埋めることはできない）
- ◆ 全ての市民が逗子に住んで良かったと思える政策を考える。
- ◆ 逗子都民の関心を呼び、メリットのある政策を考えよ！
- ◆ 子育て中心のコロニーとか
- ◆ 他市から移住したくなるような美しく、魅力ある環境（駅前、公園）
- ◆ 子育て推進地域を設定して、その地域の空き家を積極的に活用したり、認定施設を作り、環境づくりを行う。